

島原市過疎地域持続的発展計画新旧対照表

変更後					変更前				
<p>1. 基本的な事項</p> <p>略</p> <p>2. 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成</p> <p>略</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>3. 産業の振興</p> <p>略</p> <p>(1)～(2) 略</p> <p>(3) 計画</p>					<p>1. 基本的な事項</p> <p>略</p> <p>2. 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成</p> <p>略</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>3. 産業の振興</p> <p>略</p> <p>(1)～(2) 略</p> <p>(3) 計画</p>				
区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考	区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
2産業の振興	(1)基盤整備 (農業)	略			2産業の振興	(1)基盤整備 (農業)	略		
	(1)基盤整備 (林業)	略			2産業の振興	(1)基盤整備 (林業)	略		
	(1)基盤整備 (水産業)	略				(1)基盤整備 (水産業)	略		
	(2)漁港施設	略				(2)漁港施設	略		
	(9)観光又はレクリエーション	略				(9)観光又はレクリエーション	略		
		温泉給湯事業 ○温泉供給設備の更新事業 ・温泉配湯管及び熱源送湯管移設・撤去工事（令和3年） ・元池源泉引湯管更新（令和4年） ・テレメータ装置の更新（令和5年） ・電磁流量計等計測装置更新（令和7年）	市				温泉給湯事業 ○温泉供給設備の更新事業 ・温泉配湯管及び熱源送湯管移設・撤去工事（令和3年） ・元池源泉引湯管更新（令和4年） ・テレメータ装置の更新（令和5年） ・電磁流量計等計測装置更新（令和7年）	市	
		島原城管理事業 本市観光のシンボルである「島原城」の維持・管理（修繕・備品購入等）を行う。 〔事業の必要性〕 観光対策と観光活性化のため、適切な施設の維持管理が必要である。 〔見込まれる効果〕 観光客の増加や滞在時間の延長により地域経済の活性化が図られる。	市				追加		
		ゆとろぎの湯管理事業 本市の重要な観光資源である「島原温泉」の維持・管理（修繕・備品購入等）を行う。 〔事業の必要性〕 観光対策と観光活性化のため、適切な施設の維持管理が必要である。 〔見込まれる効果〕 観光客の増加や滞在時間の延長により、地域経済の活性化が図られる。	市				追加		
		白土湖水草処理事業 面積 A=1.0ha	市				白土湖水草処理事業 面積 A=1.0ha	市	
		略					略		

変更後				
区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
2産業の振興	(10) 過疎地域持続的発展特別事業 (第1次産業)	略		
		鳥獣被害対策事業 有害鳥獣による農作物への被害防止対策として、猟友会への有害鳥獣駆除の委託や侵入防止効果の高いワイヤーメッシュ柵を設置する。 (事業の必要性) 有害鳥獣(イノシシ、カラス、ヒヨドリ等)による農作物への被害が多く発生し、農業収益の低下と営農意欲の減退を招いている。このため、有害鳥獣の駆除対策や侵入防止対策等に取り組んでいく必要がある。 (見込まれる効果) 有害鳥獣の駆除や侵入防止対策を行うことにより、農作物への被害が減少し、営農意欲の向上と農業経営の安定が図られる。	市、協議会	
		人・農地プラン事業 持続的で力強い農業構造を実現するため、青年層の新規就農者の確保や地域の中心となる担い手への農地の集積を加速化し、農業の競争力・体質強化を図る。 ・人農地プラン見直し支援等事業 ・次世代人材投資事業 1年～3年 年間150万円 4年～5年 年間120万円 <u>※令和4年度以降の認定者は1年～3年 年間150万円のみ</u> (事業の必要性) 地域における農業従事者の高齢化や耕作放棄地等未利用農地の増大が懸念される中、青年就農者の確保並びに地域の中核的な担い手に農地集積を推進する必要がある。 (見込まれる効果) 青年の就農意欲の喚起と就農後の定着や担い手への農地集積が図られる。	市	
	経営継承・発展支援事業 地域の中心経営体等の後継者が、経営継承後の経営発展に関する計画(販路開拓、新品種導入、営農の省力化)を策定し、同計画に基づく取組を行う場合に必要となる経費を支援する。 (事業の必要性) 農業者の高齢化等による減少が進む中、将来にわたり地域の農地利用等を担う中心経営体を確保する必要がある。 (見込まれる効果) 地域農業の中心経営体の確保が図られ、地域農業並びに地域の活性化が期待できる。 ・1経営体当たり上限100万円(国50万円、市50万円)	農業者		
	略			
	(10) 過疎地域持続的発展特別事業 (商工・6次事業化)	略		
		地場産業事業拡充促進事業 本市における地場産業の事業拡大の取り組みに対して支援を行い、市内における雇用の場を確保する。 (事業の必要性) 事業者の設備投資等に対して補助を行い、地場産業を更に発展させる。 (見込まれる効果) 本事業は新規雇用を条件としており、市内事業者の雇用拡大に直接的に寄与する。	事業者	
		中小企業振興利子補給等補助金事業 市内の事業者等を対象に「島原市中小企業振興資金」又は「日本政策金融公庫国民生活事業の事業資金」の融資にかかる利子及び保証料について一部を助成する。 (事業の必要性) 本市の商工業は厳しい経済環境下にあり、事業者の円滑な資金繰りのために必要である。 (見込まれる効果) 資金調達の支援を行い、本市商工業の健全な振興を図る。	事業者	

変更前				
区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
2産業の振興	(10) 過疎地域持続的発展特別事業 (第1次産業)	略		
		鳥獣被害対策事業 有害鳥獣による農作物への被害防止対策として、猟友会への有害鳥獣駆除の委託や侵入防止効果の高いワイヤーメッシュ柵を設置する。 (事業の必要性) 有害鳥獣(イノシシ、カラス、ヒヨドリ等)による農作物への被害が多く発生し、農業収益の低下と営農意欲の減退を招いている。このため、有害鳥獣の駆除対策や侵入防止対策等に取り組んでいく必要がある。 (見込まれる効果) 有害鳥獣の駆除や侵入防止対策を行うことにより、農作物への被害が減少し、営農意欲の向上と農業経営の安定が図られる。	市、協議会	
		人・農地プラン事業 持続的で力強い農業構造を実現するため、青年層の新規就農者の確保や地域の中心となる担い手への農地の集積を加速化し、農業の競争力・体質強化を図る。 ・人農地プラン見直し支援等事業 ・次世代人材投資事業 1年～3年 年間150万円 4年～5年 年間120万円	市	
	経営継承・発展支援事業 地域の中心経営体等の後継者が、経営継承後の経営発展に関する計画(販路開拓、新品種導入、営農の省力化)を策定し、同計画に基づく取組を行う場合に必要となる経費を支援する。 (事業の必要性) 農業者の高齢化等による減少が進む中、将来にわたり地域の農地利用等を担う中心経営体を確保する必要がある。 (見込まれる効果) 地域農業の中心経営体の確保が図られ、地域農業並びに地域の活性化が期待できる。 ・1経営体当たり上限100万円(国50万円、市50万円)	農業者		
	略			
	(10) 過疎地域持続的発展特別事業 (商工・6次事業化)	略		
		地場産業事業拡充促進事業 本市における地場産業の事業拡大の取り組みに対して支援を行い、市内における雇用の場を確保する。 (事業の必要性) 事業者の設備投資等に対して補助を行い、地場産業を更に発展させる。 (見込まれる効果) 本事業は新規雇用を条件としており、市内事業者の雇用拡大に直接的に寄与する。	事業者	
		中小企業振興利子補給等補助金事業 市内の事業者等を対象に「島原市中小企業振興資金」又は「日本政策金融公庫国民生活事業の事業資金」の融資にかかる利子及び保証料について一部を助成する。 (事業の必要性) 本市の商工業は厳しい経済環境下にあり、事業者の円滑な資金繰りのために必要である。 (見込まれる効果) 資金調達の支援を行い、本市商工業の健全な振興を図る。	事業者	

変更後				
区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
2産業の振興	(10) 過疎地域持続的発展特別事業 (商工・6次事業化)	創業支援等利子補給事業 創業者向けの融資制度を利用する企業等に対する利子等の一部助成を行う。 (事業の必要性) 創業(起業)を支援し、中小企業者の経営の安定を図ることは必要である。 (見込まれる効果) 創業数の増加及び雇用の確保が期待できる。	事業者	
		略		
	(10) 過疎地域持続的発展特別事業 (観光)	略		
	(10) 過疎地域持続的発展特別事業 (企業誘致)	略		
	(10) 過疎地域持続的発展特別事業 (その他)	略		

(4) 略

変更前				
区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
2産業の振興	(10) 過疎地域持続的発展特別事業 (商工・6次事業化)	創業支援等利子補給事業 創業者向けの融資制度を利用する企業等に対する利子等の一部助成を行う。 (事業の必要性) 創業(起業)を支援し、中小企業者の経営の安定を図ることは必要である。 (見込まれる効果) 創業数の増加及び雇用の確保が期待できる。	事業者	
		略		
	(10) 過疎地域持続的発展特別事業 (観光)	略		
	(10) 過疎地域持続的発展特別事業 (企業誘致)	略		
	(10) 過疎地域持続的発展特別事業 (その他)	略		

(4) 略

変更後				
4. 地域における情報化				
略				
(1) ~ (3) 略				
5. 交通施設の整備、交通樹段の確保				
略				
(1) ~ (2) 略				
(3) 計画				
区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
4交通施設の整備、交通手段の確保	(1)市町村道 (道路)	略		
		外港・大手広場線改良工事 L=950m W=14.9m	市	
		外港・大手広場線舗装工事 L=950m W=14.9m	市	
		高島丁・椿原線改良工事 L=800m W=10.6m	市	
		高島丁・椿原線舗装工事 L=800m W=10.6m	市	
		西城内線改良工事 L=800m W=4.0m	市	
		高島丁湊道線改良工事 L=200m W=5.0m	市	
		中安徳1号線舗装工事 L=600m W=5.4m	市	
		田町片町線改良工事 L=30m W=4.0m	市	
		略		
		横街B線改良工事 L=600m W=5.0m	市	
		横街B線舗装工事 L=600m W=5.0m	市	
		大野線改良工事 L=400m W=7.5m	市	
		大野線舗装工事 L=400m W=7.5m	市	
		出口・行分線舗装工事 L=400m W=5.5m	市	
		小原・行分線舗装工事 L=400m W=5.5m	市	
		久原線改良工事 L=500m W=6.4m	市	
		久原線舗装工事 L=500m W=6.4m	市	
		種畜場線改良工事 L=500m W=6.0m	市	
		種畜場線舗装工事 L=500m W=6.0m	市	
松崎線改良工事 L=300m W=5.0m	市			

変更前				
4. 地域における情報化				
略				
(1) ~ (3) 略				
5. 交通施設の整備、交通樹段の確保				
略				
(1) ~ (2) 略				
(3) 計画				
区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
4交通施設の整備、交通手段の確保	(1)市町村道 (道路)	略		
		外港・大手広場線改良工事 L=950m W=14.9m	市	
		追加		
		高島丁・椿原線改良工事 L=800m W=10.6m	市	
		追加		
		西城内線改良工事 L=800m W=4.0m	市	
		高島丁湊道線改良工事 L=200m W=5.0m	市	
		中安徳1号線改良工事 L=600m W=5.4m	市	
		田町片町線改良工事 L=30m W=4.0m	市	
		略		
		横街B線改良工事 L=600m W=5.0m	市	
		追加		
		大野線改良工事 L=400m W=7.5m	市	
		追加		
		追加		
		追加		
		久原線改良工事 L=500m W=6.4m	市	
		追加		
		種畜場線改良工事 L=500m W=6.0m	市	
		追加		
松崎線改良工事 L=300m W=5.0m	市			

変更後				
区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
4交通施設の整備、交通手段の確保	(1)市町村道 (道路)	松崎線舗装工事 L=300m W=5.0m	市	
		向ノ原2号線改良舗装工事 L=200m W=4.0m	市	
		原口油堀1号線改良工事 L=1,000m W=4.0m	市	
		中野線線改良工事 L=500m W=5.5m	市	
		中野線線舗装工事 L=500m W=5.5m	市	
		天下10号線改良工事 L=130m W=5.5m	市	
		略		
		萩原3号線改良工事 L=150m W=2.6m	市	
		萩原3号線舗装工事 L=150m W=2.6m	市	
		萩原10号線改良工事 L=90m W=2.5m	市	
		略		
		有馬船津5号線舗装工事 L=245m W=6.0m	市	
		田町新馬場線改良舗装工事 L=50m W=5.0m	市	
		宮ノ町海岸北門町線改良舗装工事 L=50m W=7.2m	市	
		自転車歩行者専用道路整備事業(測量試験費)	市	
		自転車歩行者専用道路整備事業(改修工事費)	市	
		道路整備事業費負担金 県営事業負担金(一般国道251号関係) ・令和3年 市道大手原出の川線改良工事 ・令和4年・令和5年 一般国道251号整備事業に係る流末工事 ・令和6年・令和7年 一般国道251号整備事業に係る工事 ・令和4年～令和6年 県道島原湊停車場線整備事業に係る工事	県	
		壺南山ノ神線整備事業 道路改良L=360m W=16m	市	
		略		
	上の原20号線舗装維持工事 L=80m W=3.8m	市		
高島丁桜町線舗装工事 L=120m W=3.3m	市			
(1)市町村道 (橋りょう)	道路メンテナンス事業 道路橋定期点検業務委託	市		
道路メンテナンス事業 橋梁長寿命化修繕計画策定業務委託	市			
道路メンテナンス事業 木場橋ほか1橋橋梁補修工事 L=27.0m W=7.1～5.2m	市			
道路メンテナンス事業 平和橋ほか4橋橋梁補修工事 L=37.6m W=3.3～15.0m	市			
われん川橋梁調査設計業務委託	市			
われん川橋梁補修工事 L=185m W=9.5m	市			

変更前				
区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
4交通施設の整備、交通手段の確保	(1)市町村道 (道路)	追加		
		向ノ原2号線改良工事 L=200m W=4.0m	市	
		原口油堀1号線改良工事 L=1,000m W=4.0m	市	
		追加		
		追加		
		天下10号線改良工事 L=130m W=5.5m	市	
		略		
		萩原3号線改良工事 L=150m W=2.6m	市	
		追加		
		萩原10号線改良工事 L=90m W=2.5m	市	
		略		
		有馬船津5号線舗装工事 L=245m W=6.0m	市	
		追加		
		追加		
		自転車歩行者専用道路整備事業(測量試験費)	市	
		自転車歩行者専用道路整備事業(改修工事費)	市	
		道路整備事業費負担金 県営事業負担金(一般国道251号関係) ・令和3年 市道大手原出の川線改良工事 ・令和4年・令和5年 一般国道251号整備事業に係る流末工事 ・令和6年・令和7年 一般国道251号整備事業に係る工事	県	
		壺南山ノ神線整備事業 道路改良L=360m W=16m	市	
		略		
上の原20号線舗装維持工事 L=80m W=3.8m	市			
追加				
(1)市町村道 (橋りょう)	道路橋定期点検業務委託	市		
橋梁長寿命化修繕計画策定業務委託	市			
木場橋ほか1橋橋梁補修工事 L=27.0m W=7.1～5.2m	市			
平和橋ほか4橋橋梁補修工事 L=37.6m W=3.3～15.0m	市			
われん川橋梁調査設計業務委託	市			
われん川橋梁補修工事 L=185m W=9.5m	市			

変更後				
区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
4交通施設の整備、交通手段の確保	(1)市町村道 (橋りょう)	道路メンテナンス事業 橋梁調査設計業務委託 N=4橋	市	
		道路メンテナンス事業 橋梁補修工事 N=4橋	市	
		コナコ橋橋梁改修工事 L=9.0m W=3.6m	市	
	(2)農道	略		
	(5)鉄道施設等 (鉄道施設)	略		
(9)過疎地域持続的発展特別事業 (公共交通)	略			
(9)過疎地域持続的発展特別事業 (交通施設維持)	略			

6. 生活環境の整備

略

(1)～(2) 略

(3) 計画

区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考	
5生活環境の整備	(1)水道施設 (上水道)	略			
	(2)下水処理施設 (その他)	略			
	(3)廃棄物処理施設 (し尿処理施設)	略			
	(4)火葬場	略			
	(5)消防施設	消防詰所建設事業 令和4年 島原市消防団第14分団詰所・格納庫新築工事 令和5年 島原市消防団第8分団詰所・格納庫新築工事		市	
		消防ポンプ自動車購入事業 令和4年 島原市消防団第10分団ポンプ自動車更新 令和5年 島原市消防団第15分団ポンプ自動車更新 令和6年 島原市消防団第16分団ポンプ自動車更新 令和7年 島原市消防団第19分団ポンプ自動車更新		市	
		防火水槽整備事業 耐震性貯水槽 (40㎡型) 2基		市	
(6)公営住宅	略				
	花の丘団地屋根・外壁改修事業 ○屋根・外壁改修工事設計業務 3棟/年 ○屋根・外壁改修工事 3棟/年		市		
	市営住宅火災警報器取替事業 ○火災警報器取替工事 ・令和3年度 柏野住宅、花の丘団地 ・令和4年度 新山団地、梅園団地 ・令和5年度 萩が丘住宅		市		

変更前				
区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
4交通施設の整備、交通手段の確保	(1)市町村道 (橋りょう)	橋梁調査設計業務委託 N=4橋	市	
		橋梁補修工事 N=4橋	市	
		コナコ橋橋梁改修工事 L=9.0m W=3.6m	市	
	(2)農道	略		
	(5)鉄道施設等 (鉄道施設)	略		
(9)過疎地域持続的発展特別事業 (公共交通)	略			
(9)過疎地域持続的発展特別事業 (交通施設維持)	略			

6. 生活環境の整備

略

(1)～(2) 略

(3) 計画

区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考	
5生活環境の整備	(1)水道施設 (上水道)	略			
	(2)下水処理施設 (その他)	略			
	(3)廃棄物処理施設 (し尿処理施設)	略			
	(4)火葬場	略			
	(5)消防施設	消防詰所建設事業 令和3年 島原市消防団第14分団詰所・格納庫新築工事 令和5年 島原市消防団第8分団詰所・格納庫新築工事		市	
		消防ポンプ自動車購入事業 令和4年 島原市消防団第10分団ポンプ自動車更新 令和5年 島原市消防団第15分団ポンプ自動車更新 令和6年 島原市消防団第16分団ポンプ自動車更新 令和7年 島原市消防団第19分団ポンプ自動車更新		市	
		防火水槽整備事業 耐震性貯水槽 (40㎡型) 2基		市	
(6)公営住宅	略				
	花の丘団地屋根・外壁改修事業 ○屋根・外壁改修工事設計業務 3棟/年 ○屋根・外壁改修工事 3棟/年		市		
	市営住宅火災警報器取替事業 ○火災警報器取替工事 ・令和3年度 柏野住宅、花の丘団地 ・令和4年度 新山団地、魚見第1団地、梅園団地 ・令和5年度 萩が丘住宅		市		

変更後				
区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
5生活環境の整備	(6) 公営住宅	島原市公共施設等総合管理計画に基づく市営住宅廃止事業 ○建物解体工事及び団地跡地造成工事 ・令和3年度 稗田団地 3棟、杉山団地 2棟、坂上住宅 1棟、 稗田団地跡地 造成 3,254㎡ ・令和4年度 稗田団地 2棟、桜馬場住宅 1棟、稗田団地跡地 造成 4,293㎡、杉山団地跡地造成 3,218㎡ ・令和5年度 3団地(桜馬場住宅、壺南住宅、梅園団地)で3棟 ・令和6年度 3団地(桜馬場住宅、壺南住宅、梅園団地)で3棟 ・令和7年度 3団地(桜馬場住宅、壺南住宅、梅園団地)で3棟 公営住宅長寿命化計画策定事業 ○市営住宅長寿命化計画更新業務(10か年計画：令和4年度～13 年度)	市	
	(7) 過疎地域持続的発展特別 事業 (生活)	略		
	(7) 過疎地域持続的発展特別 事業 (危険施設撤去)	略		
	(7) 過疎地域持続的発展特別 事業 (防災・防犯)	自主防災会組織強化事業 ・自主防災組織の積極的な活動の推進を図るため、防災資器材 の整備、防災意識の高揚等の活動を行う組織に対し交付する。 ⑤50,000円×40町内会・自治会=2,000千円 (R5以降) ・地域防災マップの作成 ⑤50,000円×20町内会・自治会=1,000千円 (R5以降) (事業の必要性) 自主防災組織の再編や積極的な活動の推進を図るためには、 防災訓練や地域防災マップづくり等の訓練活動を行う組織に対 する支援が必要である。 (見込まれる効果) 自主防災組織に対する助成を行うことで、自主的な活動が可 能となり地域防災力の向上や防災意識の高揚が図られる。	市	
(8) その他	略			

7. 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進

略

(1) ~ (2) 略

(3) 計画

区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
6子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	(1) 児童福祉施設 (保育所)	略		
	(2) 認定こども園	略		
	(3) 高齢者福祉施設 (その他)	略		
	(8) 過疎地域持続的発展特別 事業 (児童福祉)	略		
	(8) 過疎地域持続的発展特別 事業 (高齢者・障害者福祉)	高齢者福祉交通機関利用助成事業 高齢者が福祉交通機関(バス・鉄道・タクシー・コミュニティ バス)を利用した時、利用料金の一部を助成する。 (事業の必要性) 移動手段を持たない高齢者の社会活動の範囲を広げ、自立を 支援し、高齢者の福祉の向上を図る。 (見込まれる効果) 高齢者の外出の機会を促すとともに、地域公共交通の振興にも 寄与する。	要件を 満たす 高齢者	

変更前				
区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
5生活環境の整備	(6) 公営住宅	島原市公共施設等総合管理計画に基づく市営住宅廃止事業 ○住宅解体工事及び団地跡地造成工事 ・令和3年度 稗田団地 3棟、杉山団地 2棟、坂上住宅 1棟、 稗田団地跡地 造成 3,254㎡ ・令和4年度 稗田団地 2棟、桜馬場住宅 1棟、稗田団地跡地 造成 4,293㎡、杉山団地跡地造成 3,218㎡ ・令和5年度 3団地(桜馬場住宅、壺南住宅、梅園団地)で3棟 ・令和6年度 3団地(桜馬場住宅、壺南住宅、梅園団地)で3棟 ・令和7年度 3団地(桜馬場住宅、壺南住宅、梅園団地)で3棟 公営住宅長寿命化計画策定事業 ○市営住宅長寿命化計画更新業務(10か年計画：令和4年度～13 年度)	市	
	(7) 過疎地域持続的発展特別 事業 (生活)	略		
	(7) 過疎地域持続的発展特別 事業 (危険施設撤去)	略		
	(7) 過疎地域持続的発展特別 事業 (防災・防犯)	自主防災会組織強化事業 ・自主防災組織の積極的な活動の推進を図るため、防災資器材 の整備、防災意識の高揚等の活動を行う組織に対し交付する。 ⑤50,000円×40町内会・自治会=2,000千円 _____ ・地域防災マップの作成 ⑤50,000円×20町内会・自治会=1,000千円 _____ (事業の必要性) 自主防災組織の再編や積極的な活動の推進を図るためには、 防災訓練や地域防災マップづくり等の訓練活動を行う組織に対 する支援が必要である。 (見込まれる効果) 自主防災組織に対する助成を行うことで、自主的な活動が可 能となり地域防災力の向上や防災意識の高揚が図られる。	市	
	(8) その他	略		

7. 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進

略

(1) ~ (2) 略

(3) 計画

区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
6子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	(1) 児童福祉施設 (保育所)	略		
	(2) 認定こども園	略		
	(3) 高齢者福祉施設 (その他)	略		
	(8) 過疎地域持続的発展特別 事業 (児童福祉)	略		
	(8) 過疎地域持続的発展特別 事業 (高齢者・障害者福祉)	高齢者福祉交通機関利用助成事業 高齢者が福祉交通機関(バス・鉄道・タクシー _____)を利用した時、利用料金の一部を助成する。 (事業の必要性) 移動手段を持たない高齢者の社会活動の範囲を広げ、自立を 支援し、高齢者の福祉の向上を図る。 (見込まれる効果) 高齢者の外出の機会を促すとともに、地域公共交通の振興にも 寄与する。	要件を 満たす 高齢者	

変更後				
区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
6子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	(8) 過疎地域持続的発展特別事業 (高齢者・障害者福祉)	緊急通報システム事業 ひとりぐらしの高齢者等の自宅にボタンを押すだけで通報ができる専用機器を設置することなどにより、24時間体制で災害や急病等の緊急時に迅速な対応を行う。また、電話等により定期的に安否確認を行う。 (事業の必要性) 見守りが必要な高齢者等の安否確認と不安解消のため必要である。 (見込まれる効果) 見守りが必要な高齢者等が安心して地域で暮らすことができる。	要件を満たす一人暮らし高齢者	
		略		
		ねたきり高齢者等おむつ費助成事業 ねたきり高齢者及びねたきり身体障害者の属する世帯に対し、おむつ代の一部を助成する。 (事業の必要性) ねたきり高齢者等の介護者の負担を軽減するために必要である。 (見込まれる効果) 介護者の負担を軽減することにより在宅での介護の継続に資する。	ねたきり高齢者等の世帯に属する者	
		重度心身障害者福祉交通機関利用助成事業 福祉交通機関(バス・鉄道・タクシー・ <u>コミュニティバス</u>)利用料金の一部を助成する。 (事業の必要性) 心身障がい者の社会活動の範囲を広げ、福祉の向上を図る。 (見込まれる効果) 心身障がい者の外出を促すことで、閉じこもりの防止や社会活動参加の機会が得られる。	要件を満たす障がい者	
		障害者福祉医療費給付事業 心身障がい者に対し、医療費の一部を助成する。 (事業の必要性) 保護者とその家族の経済的、精神的負担の軽減を図り、福祉の増進を図る。 (見込まれる効果) 医療費の負担を軽減することで、経済的な余裕が生まれ、健全な家庭環境がつけられる。	要件を満たす障がい者	
	略			
	(9) その他	略		

8. 医療の確保

略

(1) ~ (3) 略

変更前				
区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
6子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	(8) 過疎地域持続的発展特別事業 (高齢者・障害者福祉)	緊急通報システム事業 ひとりぐらしの高齢者等の自宅にボタンを押すだけで通報ができる専用機器を設置することなどにより、24時間体制で災害や急病等の緊急時に迅速な対応を行う。また、電話等により定期的に安否確認を行う。 (事業の必要性) 見守りが必要な高齢者等の安否確認と不安解消のため必要である。 (見込まれる効果) 見守りが必要な高齢者等が安心して地域で暮らすことができる。	要件を満たす一人暮らし高齢者	
		略		
		ねたきり高齢者等おむつ費助成事業 ねたきり高齢者及びねたきり身体障害者の属する世帯に対し、おむつ代の一部を助成する。 (事業の必要性) ねたきり高齢者等の介護者の負担を軽減するために必要である。 (見込まれる効果) 介護者の負担を軽減することにより在宅での介護の継続に資する。	ねたきり高齢者等の世帯に属する者	
		重度心身障害者福祉交通機関利用助成事業 福祉交通機関(バス・鉄道・タクシー・ <u>コミュニティバス</u>)利用料金の一部を助成する。 (事業の必要性) 心身障がい者の社会活動の範囲を広げ、福祉の向上を図る。 (見込まれる効果) 心身障がい者の外出を促すことで、閉じこもりの防止や社会活動参加の機会が得られる。	要件を満たす障がい者	
		障害者福祉医療費給付事業 心身障がい者に対し、医療費の一部を助成する。 (事業の必要性) 保護者とその家族の経済的、精神的負担の軽減を図り、福祉の増進を図る。 (見込まれる効果) 医療費の負担を軽減することで、経済的な余裕が生まれ、健全な家庭環境がつけられる。	要件を満たす障がい者	
	略			
	(9) その他	略		

8. 医療の確保

略

(1) ~ (3) 略

変更後				
9. 教育の振興				
略				
(1) ~ (2) 略				
(3) 計画				
区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
8教育の振興	(1)学校教育関連施設 (校舎)	略		
		中学校受変電設備更新工事	市	
		中学校体育館床張替工事	市	
		小学校照明施設更新工事	市	
		略		
	(3)集会施設、体育施設等 (公民館)	略		
	(3)集会施設、体育施設等 (体育施設)	体育施設トイレ改修事業	市	
		体育施設LED照明更新事業	市	
		島原復興アリーナサブアリーナ雨漏り修繕	市	
		島原復興アリーナ非常用発電機オイル交換修繕	市	
		島原復興アリーナに兼用冷却水交換修繕	市	
		島原復興アリーナメインアリーナ倉庫給気ファンモータ取替修繕	市	
		島原復興アリーナサブアリーナ空調遠隔制御装置修繕	市	
		島原復興アリーナワイヤレスマイク購入	市	
		島原復興アリーナメインアリーナ床コーティング	市	
		略		
		島原市営平成町多目的広場防風林剪定	市	
		島原市営平成町多目的広場野外ステージ屋根工事	市	
		島原市営陸上競技場前トイレ浄化槽修繕	市	
		島原市営陸上競技場電気時計装置修繕	市	
		島原市営陸上競技場兼用スローパー	市	
	島原市営陸上競技場ワイヤレスマイク	市		
	島原市営陸上競技場高跳び用マット購入	市		
	略			
	島原市営陸上競技場給水タンク機械更新	市		
	島原市営陸上競技場 LED化	市		

変更前				
9. 教育の振興				
略				
(1) ~ (2) 略				
(3) 計画				
区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
8教育の振興	(1)学校教育関連施設 (校舎)	略		
		中学校受変電設備更新工事	市	
		追加		
		小学校照明施設更新工事	市	
		略		
	(3)集会施設、体育施設等 (公民館)	略		
	(3)集会施設、体育施設等 (体育施設)	体育施設トイレ改修事業	市	
		追加		
		島原復興アリーナサブアリーナ雨漏り修繕	市	
		追加		
		島原復興アリーナメインアリーナ床コーティング	市	
		略		
		島原市営平成町多目的広場防風林剪定	市	
		追加		
		島原市営陸上競技場前トイレ浄化槽修繕	市	
		追加		
	追加			
	追加			
	島原市営陸上競技場高跳び用マット購入	市		
	略			
	島原市営陸上競技場給水タンク機械更新	市		
	島原市営総合運動公園庭球場水銀灯LED化	市		

変更後					
区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考	
8教育の振興	(3)集会施設、体育施設等 (体育施設)	島原市宮陸上競技場写真判定機購入	市		
		略			
		島原市宮霊丘公園体育館・弓道場ガラス飛来防止鉄格子修繕	市		
		島原市宮霊丘公園体育館・弓道場ワイヤレスマイク購入	市		
		島原市宮霊丘公園体育館・弓道場LED化	市		
		島原市宮霊丘公園体育館アリーナ床リコーティング	市		
		削除			
		島原市宮霊丘公園庭球場コートフェンス修繕	市		
		略			
		島原市立有馬武道館レスリング用畳取り替え工事	市		
		島原市宮霊丘公園 夜間照明LED化	市		
		有明プール屋根漏水修繕工事	市		
		有明プール給水・給湯設備設置・扉修繕	市		
		有明プール更衣室、トイレ、ロビー等換気扇修繕	市		
		有明プールプール底塗り替え工事	市		
		削除			
		有明プールろ過機砂入れ替え工事	市		
		略			
		島原市宮平成町人工芝グラウンド夜間照明LED化	市		
	島原市有明の森運動公園キュービクル高圧ケーブル取替修繕	市			
島原市有明の森運動公園ナイター照明分電盤修繕	市				
(3)集会施設、体育施設等 (図書館)	略				
(4)過疎地域持続的発展特別 事業 (幼児教育)	略				
(4)過疎地域持続的発展特別 事業 (義務教育)	略				
(4)過疎地域持続的発展特別 事業 (生涯学習・スポーツ)	略				
	読書活動推進事業 島原・有明両図書館の図書購入費 子ども読書活動の推進に係る研修会等開催経費 (事業の必要性) 市民に親しまれる図書館であるため、逐次新刊等を購入する。 子ども読書活動の発展 (見込まれる効果) 来館者に喜んで利用してもらおう。 子ども読書活動推進関係者の資質向上	市			

変更前					
区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考	
8教育の振興	(3)集会施設、体育施設等 (体育施設)	島原市宮陸上競技場写真判定機購入	市		
		略			
		島原市宮霊丘公園体育館・弓道場ガラス飛来防止鉄格子修繕	市		
		追加			
		島原市宮霊丘公園体育館・弓道場LED化	市		
		島原市宮霊丘公園体育館アリーナ床リコーティング	市		
		島原市立屋内相撲場LED化	市		
		島原市宮霊丘公園庭球場コートフェンス修繕	市		
		略			
		島原市立有馬武道館レスリング用畳取り替え工事	市		
		島原市宮霊丘公園及び二中夜間照明LED化	市		
		有明プール屋根漏水修繕工事	市		
		追加			
		有明プール更衣室、トイレ、ロビー等換気扇修繕	市		
		有明プールプール底塗り替え工事	市		
		有明プールLED化	市		
		有明プールろ過機砂入れ替え工事	市		
		略			
		島原市宮平成町人工芝グラウンド夜間照明LED化	市		
	追加				
追加					
(3)集会施設、体育施設等 (図書館)	略				
(4)過疎地域持続的発展特別 事業 (幼児教育)	略				
(4)過疎地域持続的発展特別 事業 (義務教育)	略				
(4)過疎地域持続的発展特別 事業 (生涯学習・スポーツ)	略				
	読書活動推進事業 島原・有明両図書館の図書購入費 子ども読書活動の推進に係る研修会等開催経費 (事業の必要性) 市民に親しまれる図書館であるため、逐次新刊等を購入する。 子ども読書活動の発展 (見込まれる効果) 来館者に喜んで利用してもらおう。 子ども読書活動推進関係者の資質向上	市			

変更後				
区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
8教育の振興	(4) 過疎地域持続的発展特別事業 (生涯学習・スポーツ)	平成新山島原学生駅伝支援事業 平成新山島原学生駅伝は、選手・関係者等が県内外から来島され、島原の冬のスポーツイベントとして定着しているため、開催費補助金を交付する。 (事業の必要性) 九州学生駅伝大会を開催することにより、選手・スタッフ、応援団等の市内への宿泊・滞在により交流都市を目指し、市内の経済の活性化を図り、また、テレビ放映による島原の魅力を伝え、県内外へ「島原」をPRすることができる。 (見込まれる効果) 大会開催において、宿泊や島原ブランドの直接経済効果、観光PRなどの波及効果につながる。	実行委員会	
		市民親睦各種大会事業 市民親睦各種大会を開催し、市民の心身の健康増進と親睦融和を図る。開催に必要な物品の購入及び大会審判へ謝礼金を支給する。 (事業の必要性) 生涯スポーツの普及発展に寄与することはもとより、参加者の心身の健康増進と地域での親睦・融和を図ることを目的とする。 (見込まれる効果) 地域のスポーツ振興や競技人口の拡大、競技力の向上及び市民の健康保持増進と親睦融和を目指す。	市	
		略		
		ジュニアスポーツ振興事業 学校法人日本体育大学と「体育・スポーツの推進に関する協定」を結び、相互の施設の利用や指導者の派遣などの交流事業を行う。 (事業の必要性) 学校法人日本体育大学と「体育・スポーツの推進に関する協定」の事業の一環で、トップレベルの指導者や選手から講義や実技指導を受けることにより、ジュニアスポーツの充実を図る。 (見込まれる効果) 児童生徒の意識の高揚を図り、さらなるスポーツの振興や競技力の向上を目指す。	推進協議会	
		「夢の教室」講演事業 市内の小学5年生・ <u>中学2年生</u> を対象とし、公益財団法人日本サッカー協会から派遣された夢先生が「夢の教室」を開催する。 <u>※中学2年生は令和4年度から追加。</u> (事業の必要性) 夢先生が直接学校を訪問し、夢を持つ事の大切さや夢に向かって努力することの大切さなどを子どもたちと語り合う「夢の教室」を開催することにより、子どもの心の教育の充実を図ることを目的とする (見込まれる効果) 夢先生とのふれ合いの中で、夢先生を身近に感じながら夢を持つことの素晴らしさや努力すること大切さ等を学び、将来の希望につなげることができる。	市	
		東京2020オリンピック・パラリンピック事前キャンプ事業 (R4～ホストタウン交流派遣・受け入れ事業) (事業の必要性) 2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催により、多くの選手や観客が来訪することを契機に大会参加国・地域との人的・経済的・文化的な相互交流を図るとともに、地域の活性化等を推進することを目的とする。 (見込まれる効果) スポーツ、文化、経済などを通じて交流し、地域の活性化や共生社会の実現等東京オリンピック・パラリンピック終了後の未永い交流と大会を超えたつながりを築くことができる。	市	

変更前				
区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
8教育の振興	(4) 過疎地域持続的発展特別事業 (生涯学習・スポーツ)	平成新山島原学生駅伝支援事業 平成新山島原学生駅伝は、選手・関係者等が県内外から来島され、島原の冬のスポーツイベントとして定着しているため、開催費補助金を交付する。 (事業の必要性) 九州学生駅伝大会を開催することにより、選手・スタッフ、応援団等の市内への宿泊・滞在により交流都市を目指し、市内の経済の活性化を図り、また、テレビ放映による島原の魅力を伝え、県内外へ「島原」をPRすることができる。 (見込まれる効果) 大会開催において、宿泊や島原ブランドの直接経済効果、 <u>九州一円でテレビ放映による</u> 観光PRなどの波及効果につながる。	実行委員会	
		市民親睦各種大会事業 市民親睦各種大会を開催し、市民の心身の健康増進と親睦融和を図る。開催に必要な物品の購入及び大会審判へ謝礼金を支給する。 (事業の必要性) 生涯スポーツの普及発展に寄与することはもとより、参加者の心身の健康増進と地域での親睦・融和を図ることを目的とする。 (見込まれる効果) 地域のスポーツ振興や競技人口の拡大、競技力の向上及び市民の健康保持増進と親睦融和を目指す。	市	
		略		
		ジュニアスポーツ振興事業 学校法人日本体育大学と「体育・スポーツの推進に関する協定」を結び、相互の施設の利用や指導者の派遣などの交流事業を行う。 (事業の必要性) 学校法人日本体育大学と「体育・スポーツの推進に関する協定」の事業の一環で、トップレベルの指導者や選手から講義や実技指導を受けることにより、ジュニアスポーツの充実を図る。 (見込まれる効果) 児童生徒の意識の高揚を図り、さらなるスポーツの振興や競技力の向上を目指す。	推進協議会	
		「夢の教室」講演事業 市内の小学5年生を <u>対象とし</u> 、公益財団法人日本サッカー協会から派遣された夢先生が「夢の教室」を開催する。 <u>令和4年度からは中学2年生も対象とすることを検討中。</u> (事業の必要性) 夢先生が直接学校を訪問し、夢を持つ事の大切さや夢に向かって努力することの大切さなどを子どもたちと語り合う「夢の教室」を開催することにより、子どもの心の教育の充実を図ることを目的とする (見込まれる効果) 夢先生とのふれ合いの中で、夢先生を身近に感じながら夢を持つことの素晴らしさや努力すること大切さ等を学び、将来の希望につなげることができる。	市	
		東京2020オリンピック・パラリンピック事前キャンプ事業 (R4～ホストタウン交流派遣・受け入れ事業) (事業の必要性) 2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催により、多くの選手や観客が来訪することを契機に大会参加国・地域との人的・経済的・文化的な相互交流を図るとともに、地域の活性化等を推進することを目的とする。 (見込まれる効果) スポーツ、文化、経済などを通じて交流し、地域の活性化や共生社会の実現等東京オリンピック・パラリンピック終了後の未永い交流と大会を超えたつながりを築くことができる。	市	

変更後				
区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
8教育の振興	(4) 過疎地域持続的発展特別事業 (生涯学習・スポーツ)	ラグビーワールドカップ公認キャンプ地域交流事業 (事業の必要性) ラグビーワールドカップ2019の開催により多くの選手や観客が来訪することを契機に、大会参加国・地域との人的・経済的・文化的な相互交流を図るとともに、地域の活性化等を推進することを目的とする。 (見込まれる効果) トンガ王国との相互派遣事業を通して、人的・経済的・文化的な相互理解を深め、地域の活性化につながる。 国際スポーツ交流事業 (事業の必要性) 東京2020パラリンピックの事前キャンプを実施したドイツパラ陸上選手団や相互にジュニア交流を行ってきたスペインレスリングナショナルチームより、島原市との交流を行いたいとの希望があり、更にスイス剣道ナショナルチームから島原市でキャンプを行いたいといった意向を受けていることから、 受入れのための体制を図る。 (見込まれる効果) 国内外スポーツ合宿や国際規模の誘致に取り組むことで、 交流人口の拡大と地域の活性化につながる。 ドリームサッカー事業 (事業の必要性) サッカー元日本代表選手の華麗な技術やスピードなどを体感させることで、子どもたちへ夢を与える機会を創出する。また、市民とのドリーム・サッカーを通じた交流を積極的に進め、本市のスポーツに対する意識高揚や更なるスポーツ振興、地域の競技力アップに努めることで、交流人口の拡大と地域の活性化を図る。 (見込まれる効果) 本市のスポーツに対する意識高揚や更なるスポーツ振興、地域の競技力アップ及び交流人口の拡大と地域の活性化が見込まれる。 略	市	
			市	
			市	

10. 集落の整備

略

(1) ~ (2) 略

(3) 計画

区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
9集落の整備	(2) 過疎地域持続的発展特別事業 (集落整備)	町内会・自治会等運営支援事業 町内会・自治会、連絡協議会及び連合会の活性化を図ることを目的に補助金を交付する。 (事業の必要性) 地域活動の中心となる町内会・自治会の役割は重要であり、町内会・自治会の維持、活性化を図り、住民と行政による協働・協力の取り組みを推進し、活発なコミュニティ活動を促すために支援を行う必要がある。 (見込まれる効果) 自治組織の充実により、地域コミュニティや地域活動の維持・活性化に繋がる。 時代に合った地域コミュニティ組織づくり事業 地域で活動する様々な団体による 時代に合った 地域コミュニティ組織づくりに向けた支援事業を実施する。 (事業の必要性) 現在の地域コミュニティの活動は、町内会・自治会を中心とする組織で形成されているが、加入率の低下や地域コミュニティの希薄化による活動低下の傾向にある。現在の在り方を見直し、地域の活性化を図るためには必要である。 (見込まれる効果) 地域で活動する様々な団体で構成する 時代に合った 地域コミュニティづくりを地域住民と行政が協働で行うことで、地域コミュニティの活性化が図られるとともに、住民が主役のまちづくりを進められる。	町内会、自治会等	
			市、協議会	

変更前				
区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
8教育の振興	(4) 過疎地域持続的発展特別事業 (生涯学習・スポーツ)	ラグビーワールドカップ公認キャンプ地域交流事業 (事業の必要性) ラグビーワールドカップ2019の開催により多くの選手や観客が来訪することを契機に、大会参加国・地域との人的・経済的・文化的な相互交流を図るとともに、地域の活性化等を推進することを目的とする。 (見込まれる効果) トンガ王国との相互派遣事業を通して、人的・経済的・文化的な相互理解を深め、地域の活性化につながる。 追加 ドリームサッカー事業 (事業の必要性) サッカー元日本代表選手の華麗な技術やスピードなどを体感させることで、子どもたちへ夢を与える機会を創出する。また、市民とのドリーム・サッカーを通じた交流を積極的に進め、本市のスポーツに対する意識高揚や更なるスポーツ振興、地域の競技力アップに努めることで、交流人口の拡大と地域の活性化を図る。 (見込まれる効果) 本市のスポーツに対する意識高揚や更なるスポーツ振興、地域の競技力アップ及び交流人口の拡大と地域の活性化が見込まれる。 略	市	
			市	
			市	

10. 集落の整備

略

(1) ~ (2) 略

(3) 計画

区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
9集落の整備	(2) 過疎地域持続的発展特別事業 (集落整備)	町内会・自治会等運営支援事業 町内会・自治会、連絡協議会及び連合会の活性化を図ることを目的に補助金を交付する。 (事業の必要性) 地域活動の中心となる町内会・自治会の役割は重要であり、町内会・自治会の維持、活性化を図り、住民と行政による協働・協力の取り組みを推進し、活発なコミュニティ活動を促すために支援を行う必要がある。 (見込まれる効果) 自治組織の充実により、地域コミュニティや地域活動の維持・活性化に繋がる。 新しい 地域コミュニティ組織づくり事業 地域で活動する様々な団体による 新しい 地域コミュニティ組織づくりに向けた支援事業を実施する。 (事業の必要性) 現在の地域コミュニティの活動は、町内会・自治会を中心とする組織で形成されているが、加入率の低下や地域コミュニティの希薄化による活動低下の傾向にある。現在の在り方を見直し、地域の活性化を図るためには必要である。 (見込まれる効果) 地域で活動する様々な団体で構成する 新しい 地域コミュニティづくりを地域住民と行政が協働で行うことで、地域コミュニティの活性化が図られるとともに、住民が主役のまちづくりを進められる。	町内会、自治会等	
9集落の整備	(2) 過疎地域持続的発展特別事業 (集落整備)		市、協議会	

変更後				
区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
9集落の整備	(2) 過疎地域持続的発展特別事業 (集落整備)	地域おこし協力隊推進事業 地域おこし協力隊とは、地方自治体が、都市部の人材を新たな担い手として受け入れ、地域力の充実・強化を図る目的で創設された国の事業。 (事業の必要性) 人口減少や高齢化等により地域力の低下が問題視されている中、都市部の人材を新たな担い手として受け入れ、地域力の充実・強化を図る必要がある。 (見込まれる効果) 都市部人材の定住・定着、地域活性化が図られる。	市	

11. 地域文化の振興等

略

(1) ~ (3) 略

12. 再生可能エネルギーの利用の推進

略

(1) ~ (3) 略

13. その他地域の持続的発展に関し必要な事項

略

(1) ~ (3) 略

事業計画 過疎特別事業分

区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
1移住・定住・地域間交流の促進、人材育成	(4) 過疎地域持続的発展特別事業 (移住・定住)	定住促進通勤支援事業 島原市に居住し、島原半島外の事業所等に通勤する39歳以下の者の通勤費の一部を支援する。 (事業の必要性) 島原半島外へ通勤する者の通勤にかかる負担は大きいと考えられ、遠距離通勤者へ費用面で支援を行い、島原市への定住を促すために必要である。 (見込まれる効果) 通勤費の一部支援を行うことで、島原市への定住が図られ、転勤等による転出者減少につながる。	要件を満たす市民	当該施策の効果は将来に及ぶ
1移住・定住・地域間交流の促進、人材育成	(4) 過疎地域持続的発展特別事業 (移住・定住)	空き家バンク利用促進事業 島原市の空き家バンクを利用し移住した者へ、定額支援することにより、移住に係る負担を軽減する。 (事業の必要性) 空き家を購入または賃貸し移住する際、契約手数料や引越し費用等の出費があり、その出費の一部を支援することにより、移住しやすい状況をつくるため必要である。 (見込まれる効果) 空き家バンクの利用促進につながり、移住者が増加する。	移住者	当該施策の効果は将来に及ぶ
1移住・定住・地域間交流の促進、人材育成	(4) 過疎地域持続的発展特別事業 (移住・定住)	島原市移住促進空き家改修費支援事業 島原市空き家バンクに登録されている空き家の改修等にかかる費用の一部を支援する。 (事業の必要性) 市内にある空き家は、水回りのリフォームや雨漏りの修繕等若干手を加えないと利用できないものが多い。また、空き家所有者は手を加えてまで利用しようとは考えていない者が多く、そのまま放置すれば危険空き家となっていく。こういった空き家の改修等の費用の一部を支援することにより、空き家の利活用につなげる必要がある。 (見込まれる効果) 市内の空き家が有効に活用され、その空き家を利用する移住者の増加につながり、将来的には危険空き家の減少にもつながる。	所有者、移住者	当該施策の効果は将来に及ぶ

変更前				
区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
9集落の整備	(2) 過疎地域持続的発展特別事業 (集落整備)	地域おこし協力隊推進事業 地域おこし協力隊とは、地方自治体が、都市部の人材を新たな担い手として受け入れ、地域力の充実・強化を図る目的で創設された国の事業。 (事業の必要性) 人口減少や高齢化等により地域力の低下が問題視されている中、都市部の人材を新たな担い手として受け入れ、地域力の充実・強化を図る必要がある。 (見込まれる効果) 都市部人材の定住・定着、地域活性化が図られる。	市	

11. 地域文化の振興等

略

(1) ~ (3) 略

11. 地域文化の振興等

略

(1) ~ (3) 略

13. その他地域の持続的発展に関し必要な事項

略

(1) ~ (3) 略

事業計画 過疎特別事業分

区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
1移住・定住・地域間交流の促進、人材育成	(4) 過疎地域持続的発展特別事業 (移住・定住)	定住促進通勤支援事業 島原市に居住し、島原半島外の事業所等に通勤する39歳以下の者の通勤費の一部を支援する。 (事業の必要性) 島原半島外へ通勤する者の通勤にかかる負担は大きいと考えられ、遠距離通勤者へ費用面で支援を行い、島原市への定住を促すために必要である。 (見込まれる効果) 通勤費の一部支援を行うことで、島原市への定住が図られ、転勤等による転出者減少につながる。	要件を満たす市民	
1移住・定住・地域間交流の促進、人材育成	(4) 過疎地域持続的発展特別事業 (移住・定住)	空き家バンク利用促進事業 島原市の空き家バンクを利用し移住した者へ、定額支援することにより、移住に係る負担を軽減する。 (事業の必要性) 空き家を購入または賃貸し移住する際、契約手数料や引越し費用等の出費があり、その出費の一部を支援することにより、移住しやすい状況をつくるため必要である。 (見込まれる効果) 空き家バンクの利用促進につながり、移住者が増加する。	移住者	
1移住・定住・地域間交流の促進、人材育成	(4) 過疎地域持続的発展特別事業 (移住・定住)	島原市移住促進空き家改修費支援事業 島原市空き家バンクに登録されている空き家の改修等にかかる費用の一部を支援する。 (事業の必要性) 市内にある空き家は、水回りのリフォームや雨漏りの修繕等若干手を加えないと利用できないものが多い。また、空き家所有者は手を加えてまで利用しようとは考えていない者が多く、そのまま放置すれば危険空き家となっていく。こういった空き家の改修等の費用の一部を支援することにより、空き家の利活用につなげる必要がある。 (見込まれる効果) 市内の空き家が有効に活用され、その空き家を利用する移住者の増加につながり、将来的には危険空き家の減少にもつながる。	所有者、移住者	

変更後				
区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
1移住・定住・地域間交流の促進、人材育成	(4) 過疎地域持続的発展特別事業 (移住・定住)	移住者資格取得支援事業 移住者の就業及び仕事に役立つ資格の取得にかかる費用を一部支援する。 (事業の必要性) 市内事業所への就職を決めたものの、離職し転出するケースがあり、事業所にとってお金と時間をかけた人材が離職することは大きな負担となる。 離職の原因として将来のスキルアップ形成の不安や不遇面の不満が挙げられており、資格取得を支援することでキャリアアップや不遇面の解消を図ることにより、職場定着率の向上につなげる必要がある。 (見込まれる効果) 移住者の働きがいと能力向上を推進することにより職場定着率が向上し、離職による転出者の減少につながる。	移住者	当該施策の効果は将来に及ぶ
1移住・定住・地域間交流の促進、人材育成	(4) 過疎地域持続的発展特別事業 (移住・定住)	地方創生移住支援事業 人口減少対策及び市内法人等の人手不足の解消に向け、東京圏から本市への移住・定住を促進するため、本市に移住し創業や就業等を行った者に対し支援をする。 (事業の必要性) 東京一極集中の是正、地方の担い手不足対策のため必要である。 (見込まれる効果) 東京圏からの移住者、定住者の増加が見込まれる。	移住者	当該施策の効果は将来に及ぶ
1移住・定住・地域間交流の促進、人材育成	(4) 過疎地域持続的発展特別事業 (人材育成)	関係人口創出事業 移住した「定住人口」でもなく、観光に来た「交流人口」でもない、地域や地域の人々と多様に関わる者である「関係人口」の創出を図るため、関係人口創出事業を実施する。 (事業の必要性) 人口減少・少子高齢化に伴い、本市では地域づくり担い手の不足が課題となっている。本事業において、関係人口を創出することにより地域外の人材が地域づくりの担い手となることが期待される。 (見込まれる効果) 地域づくり担い手人材の確保	市	当該施策の効果は将来に及ぶ
2産業の振興	(10) 過疎地域持続的発展特別事業 (第1次産業)	長崎県家畜導入事業 優良な肉用雌牛の導入を支援する。 (事業の必要性) 系統と能力の両面において、地域内保留を目指し、優良な肉用牛を計画的に導入する必要がある。 (見込まれる効果) 規模拡大や長崎和牛の品質向上、経営の合理化が図られ、産地の基盤強化に寄与できる。	農協	当該施策の効果は将来に及ぶ
2産業の振興	(10) 過疎地域持続的発展特別事業 (第1次産業)	肉用牛導入支援事業 優良な繁殖雌牛、肥育素牛の導入を支援する。 (事業の必要性) 日本一の榮譽に輝いた「長崎和牛」のブランド化に向けて、肉用牛の生産頭数を増加させるため、優良な肉用牛を計画的に導入する必要がある。 (見込まれる効果) 規模拡大や長崎和牛の品質向上により所得の向上が図られ、経営の安定と産地の基盤強化に寄与できる。	農業者	当該施策の効果は将来に及ぶ
2産業の振興	(10) 過疎地域持続的発展特別事業 (第1次産業)	県南地区家畜診療所支援事業 過疎地域において獣医師を確保するため、県南地区家畜診療所の運営費に対し支援する。 (事業の必要性) 開業獣医師の高齢化等により診療供給不足が顕在化してきており、県南地区家畜診療所の運営を支援する必要がある。 (見込まれる効果) 獣医療体制を整備することにより、安定した家畜診療供給が可能となり、畜産業の健全な発展に寄与できる。	連合会	当該施策の効果は将来に及ぶ

変更前				
区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
1移住・定住・地域間交流の促進、人材育成	(4) 過疎地域持続的発展特別事業 (移住・定住)	移住者資格取得支援事業 移住者の就業及び仕事に役立つ資格の取得にかかる費用を一部支援する。 (事業の必要性) 市内事業所への就職を決めたものの、離職し転出するケースがあり、事業所にとってお金と時間をかけた人材が離職することは大きな負担となる。 離職の原因として将来のスキルアップ形成の不安や不遇面の不満が挙げられており、資格取得を支援することでキャリアアップや不遇面の解消を図ることにより、職場定着率の向上につなげる必要がある。 (見込まれる効果) 移住者の働きがいと能力向上を推進することにより職場定着率が向上し、離職による転出者の減少につながる。	移住者	
1移住・定住・地域間交流の促進、人材育成	(4) 過疎地域持続的発展特別事業 (移住・定住)	地方創生移住支援事業 人口減少対策及び市内法人等の人手不足の解消に向け、東京圏から本市への移住・定住を促進するため、本市に移住し創業や就業等を行った者に対し支援をする。 (事業の必要性) 東京一極集中の是正、地方の担い手不足対策のため必要である。 (見込まれる効果) 東京圏からの移住者、定住者の増加が見込まれる。	移住者	
1移住・定住・地域間交流の促進、人材育成	(4) 過疎地域持続的発展特別事業 (人材育成)	関係人口創出事業 移住した「定住人口」でもなく、観光に来た「交流人口」でもない、地域や地域の人々と多様に関わる者である「関係人口」の創出を図るため、関係人口創出事業を実施する。 (事業の必要性) 人口減少・少子高齢化に伴い、本市では地域づくり担い手の不足が課題となっている。本事業において、関係人口を創出することにより地域外の人材が地域づくりの担い手となることが期待される。 (見込まれる効果) 地域づくり担い手人材の確保	市	
2産業の振興	(10) 過疎地域持続的発展特別事業 (第1次産業)	長崎県家畜導入事業 優良な肉用雌牛の導入を支援する。 (事業の必要性) 系統と能力の両面において、地域内保留を目指し、優良な肉用牛を計画的に導入する必要がある。 (見込まれる効果) 規模拡大や長崎和牛の品質向上、経営の合理化が図られ、産地の基盤強化に寄与できる。	農協	
2産業の振興	(10) 過疎地域持続的発展特別事業 (第1次産業)	肉用牛導入支援事業 優良な繁殖雌牛、肥育素牛の導入を支援する。 (事業の必要性) 日本一の榮譽に輝いた「長崎和牛」のブランド化に向けて、肉用牛の生産頭数を増加させるため、優良な肉用牛を計画的に導入する必要がある。 (見込まれる効果) 規模拡大や長崎和牛の品質向上により所得の向上が図られ、経営の安定と産地の基盤強化に寄与できる。	農業者	
2産業の振興	(10) 過疎地域持続的発展特別事業 (第1次産業)	県南地区家畜診療所支援事業 過疎地域において獣医師を確保するため、県南地区家畜診療所の運営費に対し支援する。 (事業の必要性) 開業獣医師の高齢化等により診療供給不足が顕在化してきており、県南地区家畜診療所の運営を支援する必要がある。 (見込まれる効果) 獣医療体制を整備することにより、安定した家畜診療供給が可能となり、畜産業の健全な発展に寄与できる。	連合会	

変更後				
区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
2産業の振興	(10) 過疎地域持続的発展特別事業 (第1次産業)	環境保全型農業推進事業 市内で生産された堆肥の利用促進や環境に配慮した緑肥用(ひまわり)の作付けを行い、環境保全型農業の推進を図る。 (事業の必要性) 消費者においては、食料の安全・安心、環境に対する関心が高まってきており、農業の有する環境保全機能を適切に発揮させる必要がある。 (見込まれる効果) 自然環境に配慮した農業生産が実践されることとなり、農業の持続的な発展が図られる。	協議会	当該施策の効果は将来に及ぶ
2産業の振興	(10) 過疎地域持続的発展特別事業 (第1次産業)	葉タバコ病害虫防除対策事業 共同で葉タバコの土壌病害虫やタバコ黄斑えそ病の防除を実施する団体に防除費用の一部を助成し、良質な葉タバコの安定生産に努める。 (事業の必要性) 産地の維持・強化を図るためには、重点病害虫(黄斑えそ病)の発生を抑えることが必要である。 (見込まれる効果) 本事業を推進し、葉タバコを病害虫被害から守るとともに、良質な葉タバコの安定生産を支援することにより、産地の育成と安定的な農業経営の発展に寄与できる。	生産組合	当該施策の効果は将来に及ぶ
2産業の振興	(10) 過疎地域持続的発展特別事業 (第1次産業)	農業用廃プラスチック処理事業 農業用廃プラスチック等の共同処理を推進し、環境保全と廃棄物の適正処理に努める。 (事業の必要性) 農業は本市の基幹産業となっており、ビニールやポリ、マルチ、肥料袋といった農業用廃棄物の不法投棄もあり地域住民に不快感を与えている。住民の生活環境改善のためにも農業用廃プラスチック等の共同処理を推進し、環境保全と廃棄物の適正処理を図る必要がある。 (見込まれる効果) 農業用廃プラスチックの適正処理を推進することにより、不法投棄や野焼き等によって生じる弊害を防止し、環境の保全と施設園芸等の健全な発展に寄与できる。	協議会	当該施策の効果は将来に及ぶ
2産業の振興	(10) 過疎地域持続的発展特別事業 (第1次産業)	担い手総合支援事業 担い手育成総合支援協議会において、農業経営改善計画の作成支援、経営相談、経営改善支援等を行い、担い手の農業経営を支援する。 (事業の必要性) 認定農業者など担い手の確保・育成を図るためには、経営改善計画達成への支援やさらなる所得向上を目指した経営改善計画策定への支援が必要である。 (見込まれる効果) 担い手育成総合支援協議会に対する運営費助成を行うことで、担い手農家への総合的支援が可能となり地域農業の振興が図られる。	協議会	当該施策の効果は将来に及ぶ
2産業の振興	(10) 過疎地域持続的発展特別事業 (第1次産業)	認定農業者協議会支援事業 認定農業者で組織する団体が行う農業振興に資する活動を支援する。 (事業の必要性) 認定農業者協議会は、地域農業の牽引役を果たしており、活動に対する支援を行い活動の活性化を図ることは、農業振興上必要不可欠である。 (見込まれる効果) 認定農業者相互が連絡協調と研鑽に取り組み農業経営の改善が図られることにより、本市農業を担う、経営感覚に優れ、強い経営力を持った農業経営体の育成・確保に寄与できる。	協議会	当該施策の効果は将来に及ぶ
2産業の振興	(10) 過疎地域持続的発展特別事業 (第1次産業)	農林水産業雇用促進事業 経営規模の拡大と移住の促進を図るため、認定農業者等における移住者の新規雇用を支援する。 (事業の必要性) 経営規模の拡大を進めるためには、労働力の確保と作業の効率化を図ることが必要である。 (見込まれる効果) 経営規模の拡大や雇用創出により、強い経営体の育成と産地の維持拡大、移住促進に寄与できる。	農業者	当該施策の効果は将来に及ぶ

変更前				
区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
2産業の振興	(10) 過疎地域持続的発展特別事業 (第1次産業)	環境保全型農業推進事業 市内で生産された堆肥の利用促進や環境に配慮した緑肥用(ひまわり)の作付けを行い、環境保全型農業の推進を図る。 (事業の必要性) 消費者においては、食料の安全・安心、環境に対する関心が高まってきており、農業の有する環境保全機能を適切に発揮させる必要がある。 (見込まれる効果) 自然環境に配慮した農業生産が実践されることとなり、農業の持続的な発展が図られる。	協議会	
2産業の振興	(10) 過疎地域持続的発展特別事業 (第1次産業)	葉タバコ病害虫防除対策事業 共同で葉タバコの土壌病害虫やタバコ黄斑えそ病の防除を実施する団体に防除費用の一部を助成し、良質な葉タバコの安定生産に努める。 (事業の必要性) 産地の維持・強化を図るためには、重点病害虫(黄斑えそ病)の発生を抑えることが必要である。 (見込まれる効果) 本事業を推進し、葉タバコを病害虫被害から守るとともに、良質な葉タバコの安定生産を支援することにより、産地の育成と安定的な農業経営の発展に寄与できる。	生産組合	
2産業の振興	(10) 過疎地域持続的発展特別事業 (第1次産業)	農業用廃プラスチック処理事業 農業用廃プラスチック等の共同処理を推進し、環境保全と廃棄物の適正処理に努める。 (事業の必要性) 農業は本市の基幹産業となっており、ビニールやポリ、マルチ、肥料袋といった農業用廃棄物の不法投棄もあり地域住民に不快感を与えている。住民の生活環境改善のためにも農業用廃プラスチック等の共同処理を推進し、環境保全と廃棄物の適正処理を図る必要がある。 (見込まれる効果) 農業用廃プラスチックの適正処理を推進することにより、不法投棄や野焼き等によって生じる弊害を防止し、環境の保全と施設園芸等の健全な発展に寄与できる。	協議会	
2産業の振興	(10) 過疎地域持続的発展特別事業 (第1次産業)	担い手総合支援事業 担い手育成総合支援協議会において、農業経営改善計画の作成支援、経営相談、経営改善支援等を行い、担い手の農業経営を支援する。 (事業の必要性) 認定農業者など担い手の確保・育成を図るためには、経営改善計画達成への支援やさらなる所得向上を目指した経営改善計画策定への支援が必要である。 (見込まれる効果) 担い手育成総合支援協議会に対する運営費助成を行うことで、担い手農家への総合的支援が可能となり地域農業の振興が図られる。	協議会	
2産業の振興	(10) 過疎地域持続的発展特別事業 (第1次産業)	認定農業者協議会支援事業 認定農業者で組織する団体が行う農業振興に資する活動を支援する。 (事業の必要性) 認定農業者協議会は、地域農業の牽引役を果たしており、活動に対する支援を行い活動の活性化を図ることは、農業振興上必要不可欠である。 (見込まれる効果) 認定農業者相互が連絡協調と研鑽に取り組み農業経営の改善が図られることにより、本市農業を担う、経営感覚に優れ、強い経営力を持った農業経営体の育成・確保に寄与できる。	協議会	
2産業の振興	(10) 過疎地域持続的発展特別事業 (第1次産業)	農林水産業雇用促進事業 経営規模の拡大と移住の促進を図るため、認定農業者等における移住者の新規雇用を支援する。 (事業の必要性) 経営規模の拡大を進めるためには、労働力の確保と作業の効率化を図ることが必要である。 (見込まれる効果) 経営規模の拡大や雇用創出により、強い経営体の育成と産地の維持拡大、移住促進に寄与できる。	農業者	

変更後				
区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
2産業の振興	(10) 過疎地域持続的発展特別事業 (第1次産業)	農業後継者就農支援事業 将来的な農業後継者不足に向け、本市独自の取り組みとして就農年周に応じて奨励金を支給するもの。 ・就農して1年目5万円 ・就農して3年目10万円 (事業の必要性) 就農意欲の向上と本市農業発展のため中核者の育成を図る必要がある。 (見込まれる効果) 農業後継者の就農意欲の増進と就農後の定着に寄与する。	市	当該施策の効果は将来に及ぶ
2産業の振興	(10) 過疎地域持続的発展特別事業 (第1次産業)	婚活支援事業 J A島原雲仙青年部の婚活事業に対して、島原半島3市より財政支援を行う。 (事業の必要性) 農家の婚活事業については、農家から継続支援の要望もあり、地域活性化を図る上で必要である。 (見込まれる効果) 農業後継者の花嫁問題解決に取り組み、地域農業並びに地域の活性化が図られる。	農協	当該施策の効果は将来に及ぶ
2産業の振興	(10) 過疎地域持続的発展特別事業 (第1次産業)	農業後継者等育成事業 地域農業の活性化を図るため、農業後継者団体等の連携・強化のための支援を行う。 (事業の必要性) 地域農業の発展及び農家の経営向上を図るため必要である。 (見込まれる効果) 農業後継者等の育成が図られ、地域農業並びに地域の活性化が期待できる。	農業者団体	当該施策の効果は将来に及ぶ
2産業の振興	(10) 過疎地域持続的発展特別事業 (第1次産業)	U I ターン農業研修支援事業 U I ターンを促進するため県外に在住する人が島原市内で農業研修を行う場合に生活費の一部を助成する。 ・補助金額 月額2万3千円(定額) (事業の必要性) U I ターンによる新規就農者の定着を図り、担い手を確保する必要がある。 (見込まれる効果) U I ターンによる農業担い手の確保・定着が図られ、地域農業の活性化並びに移住・定住人口の増加が期待できる。	市	当該施策の効果は将来に及ぶ
2産業の振興	(10) 過疎地域持続的発展特別事業 (第1次産業)	新規就農者自立支援事業 本市へのU I ターン等による新規就農者(新規参入)に就農時の機械や資材等の購入費用の一部を助成する。 ・補助率 対象経費の1/2以内(上限100万円、1年目のみ) (事業の必要性) U I ターン等による新規就農者の定着を図り、担い手を確保する必要がある。 (見込まれる効果) U I ターン等による農業担い手の確保・定着が図られ、地域農業の活性化並びに移住・定住人口の増加が期待できる。	市	当該施策の効果は将来に及ぶ
2産業の振興	(10) 過疎地域持続的発展特別事業 (第1次産業)	農地集積・集約化対策事業 担い手への農地集積や耕作放棄地の防止・解消等を推進するため、農地中間管理機構を介し、担い手への農地集積に協力する農業者及び地域に対し集積協力金を交付する。 (事業の必要性) 農業の生産性を高め、競争力を強化していくためには、担い手への農地集積・集約化を図り、経営規模の拡大や生産コストの削減を進めて行く必要がある。 (見込まれる効果) 担い手への農地集積と集約化の加速化が図られる。	農業者、 地域協議会	当該施策の効果は将来に及ぶ

変更前				
区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
2産業の振興	(10) 過疎地域持続的発展特別事業 (第1次産業)	農業後継者就農支援事業 将来的な農業後継者不足に向け、本市独自の取り組みとして就農年周に応じて奨励金を支給するもの。 ・就農して1年目5万円 ・就農して3年目10万円 (事業の必要性) 就農意欲の向上と本市農業発展のため中核者の育成を図る必要がある。 (見込まれる効果) 農業後継者の就農意欲の増進と就農後の定着に寄与する。	市	
2産業の振興	(10) 過疎地域持続的発展特別事業 (第1次産業)	婚活支援事業 J A島原雲仙青年部の婚活事業に対して、島原半島3市より財政支援を行う。 (事業の必要性) 農家の婚活事業については、農家から継続支援の要望もあり、地域活性化を図る上で必要である。 (見込まれる効果) 農業後継者の花嫁問題解決に取り組み、地域農業並びに地域の活性化が図られる。	農協	
2産業の振興	(10) 過疎地域持続的発展特別事業 (第1次産業)	農業後継者等育成事業 地域農業の活性化を図るため、農業後継者団体等の連携・強化のための支援を行う。 (事業の必要性) 地域農業の発展及び農家の経営向上を図るため必要である。 (見込まれる効果) 農業後継者等の育成が図られ、地域農業並びに地域の活性化が期待できる。	農業者団体	
2産業の振興	(10) 過疎地域持続的発展特別事業 (第1次産業)	U I ターン農業研修支援事業 U I ターンを促進するため県外に在住する人が島原市内で農業研修を行う場合に生活費の一部を助成する。 ・補助金額 月額2万3千円(定額) (事業の必要性) U I ターンによる新規就農者の定着を図り、担い手を確保する必要がある。 (見込まれる効果) U I ターンによる農業担い手の確保・定着が図られ、地域農業の活性化並びに移住・定住人口の増加が期待できる。	市	
2産業の振興	(10) 過疎地域持続的発展特別事業 (第1次産業)	新規就農者自立支援事業 本市へのU I ターン等による新規就農者(新規参入)に就農時の機械や資材等の購入費用の一部を助成する。 ・補助率 対象経費の1/2以内(上限100万円、1年目のみ) (事業の必要性) U I ターン等による新規就農者の定着を図り、担い手を確保する必要がある。 (見込まれる効果) U I ターン等による農業担い手の確保・定着が図られ、地域農業の活性化並びに移住・定住人口の増加が期待できる。	市	
2産業の振興	(10) 過疎地域持続的発展特別事業 (第1次産業)	農地集積・集約化対策事業 担い手への農地集積や耕作放棄地の防止・解消等を推進するため、農地中間管理機構を介し、担い手への農地集積に協力する農業者及び地域に対し集積協力金を交付する。 (事業の必要性) 農業の生産性を高め、競争力を強化していくためには、担い手への農地集積・集約化を図り、経営規模の拡大や生産コストの削減を進めて行く必要がある。 (見込まれる効果) 担い手への農地集積と集約化の加速化が図られる。	農業者、 地域協議会	

変更後					変更前				
区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考	区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
2産業の振興	(10) 過疎地域持続的発展特別事業 (第1次産業)	雇用労力支援システム事業 担い手農家の規模拡大に必要な労働力を安定的に確保するため、県、市、農協が連携し農業者が弾力的に活用できる労力支援システムの構築と円滑な運営に向けた支援を行い、強い経営体の育成と産地の維持・強化を図る。 (事業の必要性) 常時雇用経営は一部で行われているが、多くは収穫等の労力が必要な時期に臨時雇用者の確保が困難な状況であり、規模拡大や農業従事者の高齢化等にかかる労力需給のマッチングを図る必要がある。 (見込まれる効果) 労力支援システムの構築により労力不足の解消が図られる。	農協	当該施策の 効果は将来 に及ぶ	2産業の振興	(10) 過疎地域持続的発展特別事業 (第1次産業)	雇用労力支援システム事業 担い手農家の規模拡大に必要な労働力を安定的に確保するため、県、市、農協が連携し農業者が弾力的に活用できる労力支援システムの構築と円滑な運営に向けた支援を行い、強い経営体の育成と産地の維持・強化を図る。 (事業の必要性) 常時雇用経営は一部で行われているが、多くは収穫等の労力が必要な時期に臨時雇用者の確保が困難な状況であり、規模拡大や農業従事者の高齢化等にかかる労力需給のマッチングを図る必要がある。 (見込まれる効果) 労力支援システムの構築により労力不足の解消が図られる。	農協	
2産業の振興	(10) 過疎地域持続的発展特別事業 (第1次産業)	鳥獣被害対策事業 有害鳥獣による農作物への被害防止対策として、猟友会への有害鳥獣駆除の委託や侵入防止効果の高いワイヤーメッシュ柵を設置する。 (事業の必要性) 有害鳥獣(イノシシ、カラス、ヒヨドリ等)による農作物への被害が多く発生し、農業収益の低下と営農意欲の減退を招いている。このため、有害鳥獣の駆除対策や侵入防止対策等に取り組んでいく必要がある。 (見込まれる効果) 有害鳥獣の駆除や侵入防止対策を行うことにより、農作物への被害が減少し、営農意欲の向上と農業経営の安定が図られる。	市、 協議会	当該施策の 効果は将来 に及ぶ	2産業の振興	(10) 過疎地域持続的発展特別事業 (第1次産業)	鳥獣被害対策事業 有害鳥獣による農作物への被害防止対策として、猟友会への有害鳥獣駆除の委託や侵入防止効果の高いワイヤーメッシュ柵を設置する。 (事業の必要性) 有害鳥獣(イノシシ、カラス、ヒヨドリ等)による農作物への被害が多く発生し、農業収益の低下と営農意欲の減退を招いている。このため、有害鳥獣の駆除対策や侵入防止対策等に取り組んでいく必要がある。 (見込まれる効果) 有害鳥獣の駆除や侵入防止対策を行うことにより、農作物への被害が減少し、営農意欲の向上と農業経営の安定が図られる。	市、 協議会	
2産業の振興	(10) 過疎地域持続的発展特別事業 (第1次産業)	人・農地プラン事業 持続的で力強い農業構造を実現するため、青年層の新規就農者の確保や地域の中心となる担い手への農地の集積を加速化し、農業の競争力・体質強化を図る。 ・人農地プラン見直し支援等事業 ・次世代人材投資事業 1年～3年 年間150万円 4年～5年 年間120万円 <u>※令和4年度以降の認定者は1年～3年 年間150万円の</u> な (事業の必要性) 地域における農業従事者の高齢化や耕作放棄地等未利用農地の増大が懸念される中、青年就農者の確保並びに地域の中核的な担い手に農地集積を推進する必要がある。 (見込まれる効果) 青年の就農意欲の喚起と就農後の定着や担い手への農地集積が図られる。	市	当該施策の 効果は将来 に及ぶ	2産業の振興	(10) 過疎地域持続的発展特別事業 (第1次産業)	人・農地プラン事業 持続的で力強い農業構造を実現するため、青年層の新規就農者の確保や地域の中心となる担い手への農地の集積を加速化し、農業の競争力・体質強化を図る。 ・人農地プラン見直し支援等事業 ・次世代人材投資事業 1年～3年 年間150万円 4年～5年 年間120万円 (事業の必要性) 地域における農業従事者の高齢化や耕作放棄地等未利用農地の増大が懸念される中、青年就農者の確保並びに地域の中核的な担い手に農地集積を推進する必要がある。 (見込まれる効果) 青年の就農意欲の喚起と就農後の定着や担い手への農地集積が図られる。	市	
2産業の振興	(10) 過疎地域持続的発展特別事業 (第1次産業)	経営継承・発展支援事業 地域の中心経営体等の後継者が、経営継承後の経営発展に関する計画(販路開拓、新品種導入、営農の省力化)を策定し、同計画に基づく取組を行う場合に必要となる経費を支援する。 (事業の必要性) 農業者の高齢化等による減少が進む中、将来にわたり地域の農地利用等を担う中心経営体を確保する必要がある。 (見込まれる効果) 地域農業の中心経営体の確保が図られ、地域農業並びに地域の活性化が期待できる。 ・1経営体当たり上限100万円(国50万円、市50万円)	農業者	当該施策の 効果は将来 に及ぶ	2産業の振興	(10) 過疎地域持続的発展特別事業 (第1次産業)	経営継承・発展支援事業 地域の中心経営体等の後継者が、経営継承後の経営発展に関する計画(販路開拓、新品種導入、営農の省力化)を策定し、同計画に基づく取組を行う場合に必要となる経費を支援する。 (事業の必要性) 農業者の高齢化等による減少が進む中、将来にわたり地域の農地利用等を担う中心経営体を確保する必要がある。 (見込まれる効果) 地域農業の中心経営体の確保が図られ、地域農業並びに地域の活性化が期待できる。 ・1経営体当たり上限100万円(国50万円、市50万円)	農業者	
2産業の振興	(10) 過疎地域持続的発展特別事業 (第1次産業)	分筆図作成公共囑託登記業務委託事業 市単独土地改良事業等により整備した道路、水路の施設用地について、分筆図作成及び分筆登記事務を公共囑託業務で委託する。 (事業の必要性) 以前市単独土地改良事業等による整備され登記が遅れていた案件について、随時登記を行い未登記物件を解消する必要がある。 (見込まれる効果) 未登記物件が解消される。	市	当該施策の 効果は将来 に及ぶ	2産業の振興	(10) 過疎地域持続的発展特別事業 (第1次産業)	分筆図作成公共囑託登記業務委託事業 市単独土地改良事業等により整備した道路、水路の施設用地について、分筆図作成及び分筆登記事務を公共囑託業務で委託する。 (事業の必要性) 以前市単独土地改良事業等による整備され登記が遅れていた案件について、随時登記を行い未登記物件を解消する必要がある。 (見込まれる効果) 未登記物件が解消される。	市	

変更後				
区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
2産業の振興	(10) 過疎地域持続的発展特別事業 (第1次産業)	土地改良区支援事業 土地改良区の運営費を補助する。 (事業の必要性) 農業者の所得向上を図る中、改良区運営を賦課金の増額で補うことは逆行することであり、市からの支援が必要である。 (見込まれる効果) 運営費の一部を補助することで、関係者の賦課金の軽減が図られ、生活の安定と農業振興に寄与することが期待できる。	改良区	当該施策の 効果は将来 に及ぶ
2産業の振興	(10) 過疎地域持続的発展特別事業 (第1次産業)	測量業務委託事業 市単独土地改良事業等により整備した道路、水路の施設用地について、分筆図作成及び分筆登記事務を公共嘱託業務で委託する。 (事業の必要性) 市単独土地改良事業等による整備に併せ、随時測量及び登記を行う必要がある。 (見込まれる効果) 未登記物件の解消。	市	当該施策の 効果は将来 に及ぶ
2産業の振興	(10) 過疎地域持続的発展特別事業 (第1次産業)	多面的機能支払交付金事業 農業振興地域内の農地や農業用水路などの資源を守るため、農業者と地域住民等で構成する活動組織が農道や水路などの維持管理のほか、景観形成等の農村環境の良好な保全や長寿命化に関する活動を実施する。 (事業の必要性) 農村集落において、高齢化や職種の混住化が進行しており、農地などの資源を守る「組織的まとまり」が弱まってきていることから、農業集落の本来の機能を守る必要がある。 (見込まれる効果) 地域として適切な保全を行うことにより、農業が本来有する自然環境機能の維持・増進が図られる。	活動組織	当該施策の 効果は将来 に及ぶ
2産業の振興	(10) 過疎地域持続的発展特別事業 (第1次産業)	中山間地域等直接支払制度事業 耕作放棄地の発生を防止し、多面的機能の確保を図る観点から、農業生産条件の不利を補正する中山間地域等直接支払交付金を交付する。 (事業の必要性) 担い手の高齢化、減少等により耕作放棄地が増加し、国土の保全、水源かん養等の多面的機能の低下が懸念されている。このため、耕作放棄地の発生を防止し、多面的機能の確保を図る必要がある。 (見込まれる効果) 農業生産条件が不利な状況にある中山間地域等における農業生産の維持及び多面的機能の確保が図られる。	協定集落	当該施策の 効果は将来 に及ぶ
2産業の振興	(10) 過疎地域持続的発展特別事業 (第1次産業)	農道台帳加除修正 台帳の適宜修正及び基盤整備完了後の加除修正を行う。 (事業の必要性) 農道延長の資料として、交付税の算定に必要である。 (見込まれる効果) 台帳が適正に整備されていると、農道の管理も適正に行うことができる。	市	当該施策の 効果は将来 に及ぶ
2産業の振興	(10) 過疎地域持続的発展特別事業 (商工・6次産業化)	高校生新商品開発支援 島原地域の多様で豊富な農林水産物や地域資源を活用した高校生による新商品開発に対して助成する。 ・1事業19万円 (事業の必要性) 島原の魅力創出のため、若者の感性を活かした地域活性化が必要。 (見込まれる効果) 新商品化を促進し、将来的には雇用の創出へと繋げる。	高等学校	当該施策の 効果は将来 に及ぶ
2産業の振興	(10) 過疎地域持続的発展特別事業 (商工・6次産業化)	特産品PR催事事業 島原市特産品認定制度を活用し高品質な商品を島原スペシャルクオリティに認定するとともに、認定商品を含めた本市特産品の知名度を高めるべく各種催事等を積極的に展開して情報発信・PRを行い、大手百貨店をはじめスーパー、商社等幅広い流通促進や販路拡大に繋げる。 (事業の必要性) 本市特産品のブランド化の一環として、特産品の魅力向上、販売促進が求められる。 (見込まれる効果) ブランド化が促進されることで事業者の売上が向上し、ひいては雇用の場の確保に繋がる。	市	当該施策の 効果は将来 に及ぶ

変更前				
区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
2産業の振興	(10) 過疎地域持続的発展特別事業 (第1次産業)	土地改良区支援事業 土地改良区の運営費を補助する。 (事業の必要性) 農業者の所得向上を図る中、改良区運営を賦課金の増額で補うことは逆行することであり、市からの支援が必要である。 (見込まれる効果) 運営費の一部を補助することで、関係者の賦課金の軽減が図られ、生活の安定と農業振興に寄与することが期待できる。	改良区	
2産業の振興	(10) 過疎地域持続的発展特別事業 (第1次産業)	測量業務委託事業 市単独土地改良事業等により整備した道路、水路の施設用地について、分筆図作成及び分筆登記事務を公共嘱託業務で委託する。 (事業の必要性) 市単独土地改良事業等による整備に併せ、随時測量及び登記を行う必要がある。 (見込まれる効果) 未登記物件の解消。	市	
2産業の振興	(10) 過疎地域持続的発展特別事業 (第1次産業)	多面的機能支払交付金事業 農業振興地域内の農地や農業用水路などの資源を守るため、農業者と地域住民等で構成する活動組織が農道や水路などの維持管理のほか、景観形成等の農村環境の良好な保全や長寿命化に関する活動を実施する。 (事業の必要性) 農村集落において、高齢化や職種の混住化が進行しており、農地などの資源を守る「組織的まとまり」が弱まってきていることから、農業集落の本来の機能を守る必要がある。 (見込まれる効果) 地域として適切な保全を行うことにより、農業が本来有する自然環境機能の維持・増進が図られる。	活動組織	
2産業の振興	(10) 過疎地域持続的発展特別事業 (第1次産業)	中山間地域等直接支払制度事業 耕作放棄地の発生を防止し、多面的機能の確保を図る観点から、農業生産条件の不利を補正する中山間地域等直接支払交付金を交付する。 (事業の必要性) 担い手の高齢化、減少等により耕作放棄地が増加し、国土の保全、水源かん養等の多面的機能の低下が懸念されている。このため、耕作放棄地の発生を防止し、多面的機能の確保を図る必要がある。 (見込まれる効果) 農業生産条件が不利な状況にある中山間地域等における農業生産の維持及び多面的機能の確保が図られる。	協定集落	
2産業の振興	(10) 過疎地域持続的発展特別事業 (第1次産業)	農道台帳加除修正 台帳の適宜修正及び基盤整備完了後の加除修正を行う。 (事業の必要性) 農道延長の資料として、交付税の算定に必要である。 (見込まれる効果) 台帳が適正に整備されていると、農道の管理も適正に行うことができる。	市	
2産業の振興	(10) 過疎地域持続的発展特別事業 (商工・6次産業化)	高校生新商品開発支援 島原地域の多様で豊富な農林水産物や地域資源を活用した高校生による新商品開発に対して助成する。 ・1事業19万円 (事業の必要性) 島原の魅力創出のため、若者の感性を活かした地域活性化が必要。 (見込まれる効果) 新商品化を促進し、将来的には雇用の創出へと繋げる。	高等学校	
2産業の振興	(10) 過疎地域持続的発展特別事業 (商工・6次産業化)	特産品PR催事事業 島原市特産品認定制度を活用し高品質な商品を島原スペシャルクオリティに認定するとともに、認定商品を含めた本市特産品の知名度を高めるべく各種催事等を積極的に展開して情報発信・PRを行い、大手百貨店をはじめスーパー、商社等幅広い流通促進や販路拡大に繋げる。 (事業の必要性) 本市特産品のブランド化の一環として、特産品の魅力向上、販売促進が求められる。 (見込まれる効果) ブランド化が促進されることで事業者の売上が向上し、ひいては雇用の場の確保に繋がる。	市	

変更後				
区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
2産業の振興	(10) 過疎地域持続的発展特別事業 (商工・6次事業化)	特産品流通促進事業 本市特産品が都市圏の市場において、常備商品としての定着を図るために、広く参加できるバイヤー交流商談会やセミナーを開催することで、市内事業者のスキルアップを図り、ビジネスマッチング商談会の企画や海外見本市・商談会に参加することで、より広域、より多い販路拡大の機会が得られるよう支援する。 また、島原の農畜水産物のイメージアップと飲食業への販路開拓を目指してレストランにて島原産品を食材としたフェアを開催する。 (事業の必要性) 本市特産品のブランド化の一環として、特産品の魅力向上、販売促進が求められる。 (見込まれる効果) ブランド化が促進されることで事業者の売上が向上し、ひいては雇用の場の確保に繋がる。	市	当該施策の効果は将来に及ぶ
2産業の振興	(10) 過疎地域持続的発展特別事業 (商工・6次事業化)	地場産業事業拡充促進事業 本市における地場産業の事業拡大の取り組みに対して支援を行い、市内における雇用の場を確保する。 (事業の必要性) 事業者の設備投資等に対して補助を行い、地場産業を更に発展させる。 (見込まれる効果) 本事業は新規雇用を条件としており、市内事業者の雇用拡大に直接的に寄与する。	事業者	当該施策の効果は将来に及ぶ
2産業の振興	(10) 過疎地域持続的発展特別事業 (商工・6次事業化)	中小企業振興利子補給等補助金事業 市内の事業者等を対象に「島原市中小企業振興資金」又は「日本政策金融公庫国民生活事業の事業資金」の融資にかかる利子及び保証料について一部を助成する。 (事業の必要性) 本市の商工業は厳しい経済環境下にあり、事業者の円滑な資金繰りのために必要である。 (見込まれる効果) 資金調達の支援を行い、本市商工業の健全な振興を図る。	事業者	当該施策の効果は将来に及ぶ
2産業の振興	(10) 過疎地域持続的発展特別事業 (商工・6次事業化)	創業支援等利子補給事業 創業者向けの融資制度を利用する企業等に対する利子等の一部助成を行う。 (事業の必要性) 創業（起業）を支援し、中小企業者の経営の安定を図ることは必要である。 (見込まれる効果) 創業数の増加及び雇用の確保が期待できる。	事業者	当該施策の効果は将来に及ぶ
2産業の振興	(10) 過疎地域持続的発展特別事業 (商工・6次事業化)	しまばら創業サポートセンター事業 市内における創業を総合的にサポートするワンストップ相談窓口を設置する。また、廃業者と創業者のマッチング等の事業承継事業も併せて実施する。 (事業の必要性) 新たな雇用の受け皿となる創業（起業）を支援するとともに、廃業者の事業を継続していくことは必要である。 (見込まれる効果) 創業数の増加及び雇用の確保が期待できる。	商工団体	当該施策の効果は将来に及ぶ
2産業の振興	(10) 過疎地域持続的発展特別事業 (商工・6次事業化)	商店街連盟支援事業 市内の商店街を一体とした商店街連盟に対し、商店街の発展に資することを目的として、経営に関すること（後継者育成、講習会・研修会・講演会、先進地視察等）、販路促進・福祉活動を目的として支援を行う。 (事業の必要性) 中心市街地における商店街の活性化を図ることで、地域全体の価値を向上させる必要がある。 (見込まれる効果) 支援を行うことで、商店街の活性化と新規出店に繋がる。	商店街	当該施策の効果は将来に及ぶ

変更前				
区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
2産業の振興	(10) 過疎地域持続的発展特別事業 (商工・6次事業化)	特産品流通促進事業 本市特産品が都市圏の市場において、常備商品としての定着を図るために、広く参加できるバイヤー交流商談会やセミナーを開催することで、市内事業者のスキルアップを図り、ビジネスマッチング商談会の企画や海外見本市・商談会に参加することで、より広域、より多い販路拡大の機会が得られるよう支援する。 また、島原の農畜水産物のイメージアップと飲食業への販路開拓を目指してレストランにて島原産品を食材としたフェアを開催する。 (事業の必要性) 本市特産品のブランド化の一環として、特産品の魅力向上、販売促進が求められる。 (見込まれる効果) ブランド化が促進されることで事業者の売上が向上し、ひいては雇用の場の確保に繋がる。	市	
2産業の振興	(10) 過疎地域持続的発展特別事業 (商工・6次事業化)	地場産業事業拡充促進事業 本市における地場産業の事業拡大の取り組みに対して支援を行い、市内における雇用の場を確保する。 (事業の必要性) 事業者の設備投資等に対して補助を行い、地場産業を更に発展させる。 (見込まれる効果) 本事業は新規雇用を条件としており、市内事業者の雇用拡大に直接的に寄与する。	事業者	
2産業の振興	(10) 過疎地域持続的発展特別事業 (商工・6次事業化)	中小企業振興利子補給等補助金事業 市内の事業者等を対象に「島原市中小企業振興資金」又は「日本政策金融公庫国民生活事業の事業資金」の融資にかかる利子及び保証料について一部を助成する。 (事業の必要性) 本市の商工業は厳しい経済環境下にあり、事業者の円滑な資金繰りのために必要である。 (見込まれる効果) 資金調達の支援を行い、本市商工業の健全な振興を図る。	事業者	
2産業の振興	(10) 過疎地域持続的発展特別事業 (商工・6次事業化)	創業支援等利子補給事業 創業者向けの融資制度を利用する企業等に対する利子等の一部助成を行う。 (事業の必要性) 創業（起業）を支援し、中小企業者の経営の安定を図ることは必要である。 (見込まれる効果) 創業数の増加及び雇用の確保が期待できる。	事業者	
2産業の振興	(10) 過疎地域持続的発展特別事業 (商工・6次事業化)	しまばら創業サポートセンター事業 市内における創業を総合的にサポートするワンストップ相談窓口を設置する。また、廃業者と創業者のマッチング等の事業承継事業も併せて実施する。 (事業の必要性) 新たな雇用の受け皿となる創業（起業）を支援するとともに、廃業者の事業を継続していくことは必要である。 (見込まれる効果) 創業数の増加及び雇用の確保が期待できる。	商工団体	
2産業の振興	(10) 過疎地域持続的発展特別事業 (商工・6次事業化)	商店街連盟支援事業 市内の商店街を一体とした商店街連盟に対し、商店街の発展に資することを目的として、経営に関すること（後継者育成、講習会・研修会・講演会、先進地視察等）、販路促進・福祉活動を目的として支援を行う。 (事業の必要性) 中心市街地における商店街の活性化を図ることで、地域全体の価値を向上させる必要がある。 (見込まれる効果) 支援を行うことで、商店街の活性化と新規出店に繋がる。	商店街	

変更後				
区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
2産業の振興	(10) 過疎地域持続的発展特別事業 (商工・6次事業化)	商店街活性化事業 市内の中心市街地における空き店舗の有効活用を通して、新規出店による商店街の活性化を図るために「しまばら出店応援ナビ制度」を実施し、空き店舗で事業を始める事業者向けに店舗改修・広告宣伝費を補助する。 (事業の必要性) 空き店舗の増加は、来街者が商店街に活気がないように感じる要因となっているが、家賃の折り合いがつかない等の空き店舗への出店希望者と所有者のミスマッチが課題となっていることから、個店の立地を推進する必要がある。 (見込まれる効果) 空き店舗の解消と、補助事業を行うことで祖業の維持、移住、創業の増加に繋がる。	事業者	当該施策の 効果は将来 に及ぶ
2産業の振興	(10) 過疎地域持続的発展特別事業 (商工・6次事業化)	にぎわい創出支援事業 人口減少社会に対応する力強い商店街の創出のため、担い手となる商店街組合等の体制を強化するとともに、商店街振興を「地域のにぎわい創出」に繋げていくことを目的に、商店街活性化プランの策定及び事業実施に要する費用の一部について、県と市が協調して補助金を交付する。 (事業の必要性) 地域活性化の活動を加速化させ、新たなにぎわい創出による地域の商業活動の活性化を図っていくために必要がある。 (見込まれる効果) 人流が増加し、商店街の利用者が増える。	商店街	当該施策の 効果は将来 に及ぶ
2産業の振興	(10) 過疎地域持続的発展特別事業 (商工・6次事業化)	中小企業大学校派遣事業 中小企業が従業者等を中小企業大学校の実施する研修を受講し、かつ、終了した場合に補助金を交付する。 (事業の必要性) 人材育成を行うことで、従業員の意欲を高め、キャリアアップを図るとともに企業の発展、ひいては地域経済の発展のために必要である。 (見込まれる効果) 中小企業の従業者等の資質の向上を図り、将来の企業経営ならびに地域経済界のリーダーとなるべき後継者の育成を図る。	事業者	当該施策の 効果は将来 に及ぶ
2産業の振興	(10) 過疎地域持続的発展特別事業 (商工・6次事業化)	雇用拡大支援事業 市内の事業所に就職した新規学卒者等に対する支援を行い若者の定住を促進する。 (事業の必要性) 市外への人口流出対策として、市内で雇用の場を確保する必要がある。 (見込まれる効果) 雇用人数の増加が期待できる。	就労者	当該施策の 効果は将来 に及ぶ
2産業の振興	(10) 過疎地域持続的発展特別事業 (商工・6次事業化)	島原初市支援事業 春に行われる島原市の風物詩である「島原初市」を維持、発展させるために支援を行う。 (事業の必要性) 歴史のある島原市の観光イベントであり、市外からの観光客も多数訪れることから、今後も継続発展させることが望ましい。 (見込まれる効果) 人流が増加し、島原のPRに繋がる。	実行委員会	当該施策の 効果は将来 に及ぶ
2産業の振興	(10) 過疎地域持続的発展特別事業 (商工・6次事業化)	島原ふるさと産業まつり支援事業 地域の農畜産物、海産物、加工食品等の特産品の販売やイベントの開催により産業の活性化を図る。 (事業の必要性) 地域の特産品の販路拡大ならびに地場産業である商工物産を市内外にPRするとともに農漁工商が連携した取り組みを行う必要がある。 (見込まれる効果) 特産品の知名度向上や地産地消が図られる。	実行委員会	当該施策の 効果は将来 に及ぶ
2産業の振興	(10) 過疎地域持続的発展特別事業 (商工・6次事業化)	島原城大手門市支援事業 「島原初市」はかつて市役所前の広場において行われていた歴史があり、新たに完成した市庁舎前広場において、昔を想起させるようなイベントを開催し、新たな観光イベントを創出する。 (事業の必要性) 人流の増加及び地域の特産品のPRの場の創出。 (見込まれる効果) 観光客の増加、特産品の知名度向上や地産地消が図られる。	実行委員会	当該施策の 効果は将来 に及ぶ

変更前				
区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
2産業の振興	(10) 過疎地域持続的発展特別事業 (商工・6次事業化)	商店街活性化事業 市内の中心市街地における空き店舗の有効活用を通して、新規出店による商店街の活性化を図るために「しまばら出店応援ナビ制度」を実施し、空き店舗で事業を始める事業者向けに店舗改修・広告宣伝費を補助する。 (事業の必要性) 空き店舗の増加は、来街者が商店街に活気がないように感じる要因となっているが、家賃の折り合いがつかない等の空き店舗への出店希望者と所有者のミスマッチが課題となっていることから、個店の立地を推進する必要がある。 (見込まれる効果) 空き店舗の解消と、補助事業を行うことで祖業の維持、移住、創業の増加に繋がる。	事業者	
2産業の振興	(10) 過疎地域持続的発展特別事業 (商工・6次事業化)	にぎわい創出支援事業 人口減少社会に対応する力強い商店街の創出のため、担い手となる商店街組合等の体制を強化するとともに、商店街振興を「地域のにぎわい創出」に繋げていくことを目的に、商店街活性化プランの策定及び事業実施に要する費用の一部について、県と市が協調して補助金を交付する。 (事業の必要性) 地域活性化の活動を加速化させ、新たなにぎわい創出による地域の商業活動の活性化を図っていくために必要がある。 (見込まれる効果) 人流が増加し、商店街の利用者が増える。	商店街	
2産業の振興	(10) 過疎地域持続的発展特別事業 (商工・6次事業化)	中小企業大学校派遣事業 中小企業が従業者等を中小企業大学校の実施する研修を受講し、かつ、終了した場合に補助金を交付する。 (事業の必要性) 人材育成を行うことで、従業員の意欲を高め、キャリアアップを図るとともに企業の発展、ひいては地域経済の発展のために必要である。 (見込まれる効果) 中小企業の従業者等の資質の向上を図り、将来の企業経営ならびに地域経済界のリーダーとなるべき後継者の育成を図る。	事業者	
2産業の振興	(10) 過疎地域持続的発展特別事業 (商工・6次事業化)	雇用拡大支援事業 市内の事業所に就職した新規学卒者等に対する支援を行い若者の定住を促進する。 (事業の必要性) 市外への人口流出対策として、市内で雇用の場を確保する必要がある。 (見込まれる効果) 雇用人数の増加が期待できる。	就労者	
2産業の振興	(10) 過疎地域持続的発展特別事業 (商工・6次事業化)	島原初市支援事業 春に行われる島原市の風物詩である「島原初市」を維持、発展させるために支援を行う。 (事業の必要性) 歴史のある島原市の観光イベントであり、市外からの観光客も多数訪れることから、今後も継続発展させることが望ましい。 (見込まれる効果) 人流が増加し、島原のPRに繋がる。	実行委員会	
2産業の振興	(10) 過疎地域持続的発展特別事業 (商工・6次事業化)	島原ふるさと産業まつり支援事業 地域の農畜産物、海産物、加工食品等の特産品の販売やイベントの開催により産業の活性化を図る。 (事業の必要性) 地域の特産品の販路拡大ならびに地場産業である商工物産を市内外にPRするとともに農漁工商が連携した取り組みを行う必要がある。 (見込まれる効果) 特産品の知名度向上や地産地消が図られる。	実行委員会	
2産業の振興	(10) 過疎地域持続的発展特別事業 (商工・6次事業化)	島原城大手門市支援事業 「島原初市」はかつて市役所前の広場において行われていた歴史があり、新たに完成した市庁舎前広場において、昔を想起させるようなイベントを開催し、新たな観光イベントを創出する。 (事業の必要性) 人流の増加及び地域の特産品のPRの場の創出。 (見込まれる効果) 観光客の増加、特産品の知名度向上や地産地消が図られる。	実行委員会	

変更後				
区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
2産業の振興	(10) 過疎地域持続的発展特別事業 (商工・6次事業化)	島原商工会議所支援事業 市内商工業の総合的な発展を図るため、商工会議所法定めるところにより設立された島原商工会議所に対し、補助金を交付する。 (事業の必要性) 地域の経済状況などの調査や情報の収集、講習会・講演会の開催、経営相談などの取り組みを通して、地域経済の交流拠点としての役割を担っている。 (見込まれる効果) 各種事業の推進を支援することにより、市内商工業の活性化が図られる。	商工会議所	当該施策の 効果は将来 に及ぶ
2産業の振興	(10) 過疎地域持続的発展特別事業 (商工・6次事業化)	商工業後継者育成支援事業 島原商工会議所青年部の活動費に対し、補助金を交付する。 (事業の必要性) 地域社会の活性化を行える資質を持った商工業後継者の育成を図る。 (見込まれる効果) 商工業後継者が互いの連携を深め、事業を推進することで、新たな経営感覚を身につけ、地域活性化に向けた資質の向上が図られる。	商工会議所	当該施策の 効果は将来 に及ぶ
2産業の振興	(10) 過疎地域持続的発展特別事業 (商工・6次事業化)	島原地域経済活性化事業 中小企業者の意識改革、異業種交流の場の創設、人材育成等の取り組みを推進し、企業のスキルアップを図る島原商工会議所の事業に対し、補助金を交付する。 (事業の必要性) 中小企業が産業・経済を取り巻く環境の急激な変化に対応できるような企業体質の改善を図るために必要である。 (見込まれる効果) 中小企業者が経営安定と発展のために必要なスキルの習得を行うことで、本市の産業の振興と経済の発展に大きく寄与する。	商工会議所	当該施策の 効果は将来 に及ぶ
2産業の振興	(10) 過疎地域持続的発展特別事業 (商工・6次事業化)	中小企業相談所支援事業 島原商工会議所内で金融指導や税務記帳指導等を行う中小企業相談所に対し、補助金を交付する。 (事業の必要性) 小規模事業者の方々や都道府県知事の資格認定を受けた経営指導員への相談や指導を受けられるメリットがある。 (見込まれる効果) 市内の中小企業の育成及び経営相談を行うことで経営基盤の強化や経営改善が図られる。	商工会議所	当該施策の 効果は将来 に及ぶ
2産業の振興	(10) 過疎地域持続的発展特別事業 (商工・6次事業化)	有明町商工会支援事業 市内商工業の総合的な発展を図るため、商工会法定めるところにより設立された有明町商工会に対し、補助金を交付する。 (事業の必要性) 地域の経済状況などの調査や情報の収集、講習会・講演会の開催、経営相談などの取り組みを通して、地域経済の交流拠点としての役割を担っている。 (見込まれる効果) 各種事業の推進を支援することにより、市内商工業の活性化が図られる。	商工会	当該施策の 効果は将来 に及ぶ
2産業の振興	(10) 過疎地域持続的発展特別事業 (観光)	ロケツーリズム推進事業 本市の地域資源を活用し、映画やテレビ番組などの撮影誘致・支援を行う。また作品を通じた情報発信により本市の魅力や認知度の向上を目指す。 (事業の必要性) 作品の舞台を訪れる観光客を増加させ、地域の活性化を図る必要がある。 (見込まれる効果) 交流人口の増大が図られる。	市	当該施策の 効果は将来 に及ぶ
2産業の振興	(10) 過疎地域持続的発展特別事業 (観光)	観光組織との連携事業 地元自治体・観光関係団体等が連携して、効率的かつ効果的な観光客の誘致活動やイベントの企画・運営を図る。 (事業の必要性) 持続可能な観光まちづくりの推進のため、効率的かつ効果的な観光客の誘致活動やイベントなどの観光コンテンツづくりが必要である。 (見込まれる効果) 観光客の増加や交流人口の拡大及び地域経済の活性化が図られる。	市、観光 関係団体	当該施策の 効果は将来 に及ぶ

変更前				
区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
2産業の振興	(10) 過疎地域持続的発展特別事業 (商工・6次事業化)	島原商工会議所支援事業 市内商工業の総合的な発展を図るため、商工会議所法定めるところにより設立された島原商工会議所に対し、補助金を交付する。 (事業の必要性) 地域の経済状況などの調査や情報の収集、講習会・講演会の開催、経営相談などの取り組みを通して、地域経済の交流拠点としての役割を担っている。 (見込まれる効果) 各種事業の推進を支援することにより、市内商工業の活性化が図られる。	商工会議所	
2産業の振興	(10) 過疎地域持続的発展特別事業 (商工・6次事業化)	商工業後継者育成支援事業 島原商工会議所青年部の活動費に対し、補助金を交付する。 (事業の必要性) 地域社会の活性化を行える資質を持った商工業後継者の育成を図る。 (見込まれる効果) 商工業後継者が互いの連携を深め、事業を推進することで、新たな経営感覚を身につけ、地域活性化に向けた資質の向上が図られる。	商工会議所	
2産業の振興	(10) 過疎地域持続的発展特別事業 (商工・6次事業化)	島原地域経済活性化事業 中小企業者の意識改革、異業種交流の場の創設、人材育成等の取り組みを推進し、企業のスキルアップを図る島原商工会議所の事業に対し、補助金を交付する。 (事業の必要性) 中小企業が産業・経済を取り巻く環境の急激な変化に対応できるような企業体質の改善を図るために必要である。 (見込まれる効果) 中小企業者が経営安定と発展のために必要なスキルの習得を行うことで、本市の産業の振興と経済の発展に大きく寄与する。	商工会議所	
2産業の振興	(10) 過疎地域持続的発展特別事業 (商工・6次事業化)	中小企業相談所支援事業 島原商工会議所内で金融指導や税務記帳指導等を行う中小企業相談所に対し、補助金を交付する。 (事業の必要性) 小規模事業者の方々や都道府県知事の資格認定を受けた経営指導員への相談や指導を受けられるメリットがある。 (見込まれる効果) 市内の中小企業の育成及び経営相談を行うことで経営基盤の強化や経営改善が図られる。	商工会議所	
2産業の振興	(10) 過疎地域持続的発展特別事業 (商工・6次事業化)	有明町商工会支援事業 市内商工業の総合的な発展を図るため、商工会法定めるところにより設立された有明町商工会に対し、補助金を交付する。 (事業の必要性) 地域の経済状況などの調査や情報の収集、講習会・講演会の開催、経営相談などの取り組みを通して、地域経済の交流拠点としての役割を担っている。 (見込まれる効果) 各種事業の推進を支援することにより、市内商工業の活性化が図られる。	商工会	
2産業の振興	(10) 過疎地域持続的発展特別事業 (観光)	ロケツーリズム推進事業 本市の地域資源を活用し、映画やテレビ番組などの撮影誘致・支援を行う。また作品を通じた情報発信により本市の魅力や認知度の向上を目指す。 (事業の必要性) 作品の舞台を訪れる観光客を増加させ、地域の活性化を図る必要がある。 (見込まれる効果) 交流人口の増大が図られる。	市	
2産業の振興	(10) 過疎地域持続的発展特別事業 (観光)	観光組織との連携事業 地元自治体・観光関係団体等が連携して、効率的かつ効果的な観光客の誘致活動やイベントの企画・運営を図る。 (事業の必要性) 持続可能な観光まちづくりの推進のため、効率的かつ効果的な観光客の誘致活動やイベントなどの観光コンテンツづくりが必要である。 (見込まれる効果) 観光客の増加や交流人口の拡大及び地域経済の活性化が図られる。	市、観光 関係団体	

変更後				
区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
2産業の振興	(10) 過疎地域持続的発展特別事業 (観光)	観光宿泊施設支援事業 本市観光の基幹となる温泉給湯事業を利用する宿泊施設に対する支援を行う。 (事業の必要性) 観光の宣伝・PRや地元食材の提供等により本市観光の振興を図り、観光産業の存続及び雇用の場の確保を図る必要がある。 (見込まれる効果) 観光客の増加や滞在時間の延長により、地域経済の活性化が図られる。	各施設	当該施策の 効果は将来 に及ぶ
2産業の振興	(10) 過疎地域持続的発展特別事業 (観光)	島原城築城400年武将隊PR事業 島原城七万石武将隊によるおもてなしと史実に基づき往時を彷彿とさせる歴史演出等を行うことで、築城400年のPRや機運の醸成を図る。 (事業の必要性) 島原ならではの魅力体験など非日常感を通じて、観光客の満足感・充実感を高め、観光の活性化、誘客の拡大を図る必要がある。 (見込まれる効果) 観光客の増加が図られる。	市	当該施策の 効果は将来 に及ぶ
2産業の振興	(10) 過疎地域持続的発展特別事業 (観光)	鯉の泳ぐまち魅力アップ事業 国登録有形文化財「旧三村家(しまばら湧水館)」を活用し、古民家カフェ事業を行うことで、館内でゆっくりとした時間を過ごしてもらい、そこでしかできない地元特産品の手作り体験ができることで市内観光の楽しみを創出する。 (事業の必要性) 人の流れを繋ぐ場所としての強みを活かし、近隣の商店街を巻き込むことで、観光客の増加と滞在時間の延長、消費額の拡大を図る必要がある。 (見込まれる効果) 観光客の滞在時間の増加により、交流人口の増加を図る。	市	当該施策の 効果は将来 に及ぶ
2産業の振興	(10) 過疎地域持続的発展特別事業 (観光)	大会・会議等誘致奨励金 本市の観光振興及び地域の活性化を図るため、各種大会・会議等を開催する団体に対して奨励金を交付する。 (事業の必要性) 本市の特性を活かし、各種大会・会議等の誘致が必要である。 (見込まれる効果) 地域の活性化及び交流人口の拡大が図られる。	各団体	当該施策の 効果は将来 に及ぶ
2産業の振興	(10) 過疎地域持続的発展特別事業 (観光)	島原半島ジオパーク協議会支援事業(ジオパーク推進経費) 島原半島ユネスコ世界ジオパークにおいて、啓発普及、国内外ジオパーク交流、教育事業、ジオガイド養成など各種事業を行うとともに地域資源の保全、隠れた地域資源の発掘、並びに市民向けのジオツアーや観光PRを行う。 (事業の必要性) ジオパークは、地域住民・行政・研究者等が連携し半島内の地域資源の普及啓発や保全活動へ取り組むことで、教育や観光振興を推進し、交流人口の拡大を図る必要がある。 (見込まれる効果) 観光客の増加、交流人口の拡大が図られる。	市、 島原半島 ジオパーク 協議会	当該施策の 効果は将来 に及ぶ
2産業の振興	(10) 過疎地域持続的発展特別事業 (観光)	島原半島観光連盟支援事業 島原半島3市と連携し、半島の豊かな自然、食、文化等の資源を活かした各種事業を展開し交流人口の拡大、半島地域の活性化を図る。 (事業の必要性) 地域における観光客の誘致、観光施設の整備充実、観光資源の開発など、観光関係団体との連携・調整が必要である。 (見込まれる効果) 島原半島への観光客の増加、交流人口の拡大、地域経済の活性化が図られる。	島原半島 観光連盟	当該施策の 効果は将来 に及ぶ
2産業の振興	(10) 過疎地域持続的発展特別事業 (観光)	観光客誘致事業 専門的な知識や経験を有する人材を確保し、効果的な観光PRや誘致活動を行う。 (事業の必要性) 様々な観光客のニーズにきめ細かに対応するため、専門的な知識を有する人材による効果的な誘致活動等が必要である。 (見込まれる効果) 観光客の増加による経済の活性化が図られる。	島原観光 ビューロー	当該施策の 効果は将来 に及ぶ

変更前				
区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
2産業の振興	(10) 過疎地域持続的発展特別事業 (観光)	観光宿泊施設支援事業 本市観光の基幹となる温泉給湯事業を利用する宿泊施設に対する支援を行う。 (事業の必要性) 観光の宣伝・PRや地元食材の提供等により本市観光の振興を図り、観光産業の存続及び雇用の場の確保を図る必要がある。 (見込まれる効果) 観光客の増加や滞在時間の延長により、地域経済の活性化が図られる。	各施設	
2産業の振興	(10) 過疎地域持続的発展特別事業 (観光)	島原城築城400年武将隊PR事業 島原城七万石武将隊によるおもてなしと史実に基づき往時を彷彿とさせる歴史演出等を行うことで、築城400年のPRや機運の醸成を図る。 (事業の必要性) 島原ならではの魅力体験など非日常感を通じて、観光客の満足感・充実感を高め、観光の活性化、誘客の拡大を図る必要がある。 (見込まれる効果) 観光客の増加が図られる。	市	
2産業の振興	(10) 過疎地域持続的発展特別事業 (観光)	鯉の泳ぐまち魅力アップ事業 国登録有形文化財「旧三村家(しまばら湧水館)」を活用し、古民家カフェ事業を行うことで、館内でゆっくりとした時間を過ごしてもらい、そこでしかできない地元特産品の手作り体験ができることで市内観光の楽しみを創出する。 (事業の必要性) 人の流れを繋ぐ場所としての強みを活かし、近隣の商店街を巻き込むことで、観光客の増加と滞在時間の延長、消費額の拡大を図る必要がある。 (見込まれる効果) 観光客の滞在時間の増加により、交流人口の増加を図る。	市	
2産業の振興	(10) 過疎地域持続的発展特別事業 (観光)	大会・会議等誘致奨励金 本市の観光振興及び地域の活性化を図るため、各種大会・会議等を開催する団体に対して奨励金を交付する。 (事業の必要性) 本市の特性を活かし、各種大会・会議等の誘致が必要である。 (見込まれる効果) 地域の活性化及び交流人口の拡大が図られる。	各団体	
2産業の振興	(10) 過疎地域持続的発展特別事業 (観光)	島原半島ジオパーク協議会支援事業(ジオパーク推進経費) 島原半島ユネスコ世界ジオパークにおいて、啓発普及、国内外ジオパーク交流、教育事業、ジオガイド養成など各種事業を行うとともに地域資源の保全、隠れた地域資源の発掘、並びに市民向けのジオツアーや観光PRを行う。 (事業の必要性) ジオパークは、地域住民・行政・研究者等が連携し半島内の地域資源の普及啓発や保全活動へ取り組むことで、教育や観光振興を推進し、交流人口の拡大を図る必要がある。 (見込まれる効果) 観光客の増加、交流人口の拡大が図られる。	市、 島原半島 ジオパーク 協議会	
2産業の振興	(10) 過疎地域持続的発展特別事業 (観光)	島原半島観光連盟支援事業 島原半島3市と連携し、半島の豊かな自然、食、文化等の資源を活かした各種事業を展開し交流人口の拡大、半島地域の活性化を図る。 (事業の必要性) 地域における観光客の誘致、観光施設の整備充実、観光資源の開発など、観光関係団体との連携・調整が必要である。 (見込まれる効果) 島原半島への観光客の増加、交流人口の拡大、地域経済の活性化が図られる。	島原半島 観光連盟	
2産業の振興	(10) 過疎地域持続的発展特別事業 (観光)	観光客誘致事業 専門的な知識や経験を有する人材を確保し、効果的な観光PRや誘致活動を行う。 (事業の必要性) 様々な観光客のニーズにきめ細かに対応するため、専門的な知識を有する人材による効果的な誘致活動等が必要である。 (見込まれる効果) 観光客の増加による経済の活性化が図られる。	島原観光 ビューロー	

変更後				
区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
2産業の振興	(10) 過疎地域持続的発展特別事業 (観光)	島原めぐり事業 観光施設等をめぐる路線バスの実証実験やVR・MR技術を活用したバリアフリー商品開発、第4の二次交通網の構築等を図る。 (事業の必要性) 観光客の増加や滞在時間の延長による地域の活性化を図る必要がある。 (見込まれる効果) 観光客の滞在時間の延長による地域経済の活性化が図られる。	島原観光 ビューロー	当該施策の 効果は将来 に及ぶ
2産業の振興	(10) 過疎地域持続的発展特別事業 (観光)	島原城築城400年記念事業 島原城は、2024年(令和6年)に築城400年を迎えるため、島原城・城下町の歴史や文化を振り返り、新たな魅力を創造し、次世代に伝承していくために島原城築城400年記念事業を実施する。 (事業の必要性) 島原城の歴史や文化を次世代に伝承し、また、新たな魅力を創造し観光客の増加を図る必要がある。 (見込まれる効果) 歴史や文化の保存・活用及び観光客の増加による地域活性化が図られる。	実行委員会	当該施策の 効果は将来 に及ぶ
2産業の振興	(10) 過疎地域持続的発展特別事業 (観光)	オルレ事業 本市の自然を活用したオルレコースは、豊富なジオの恵みである島原温泉やグルメ、観光地の情報発信や目的型旅行客の誘客や周遊型観光の集客を図る。 (事業の必要性) 島原特有の自然や温泉、歴史、火山、食などを活用し、交流人口の拡大及び滞在時間の延長を図る必要がある。 (見込まれる効果) 観光客の増加、交流人口の拡大、地域経済の活性化が図られる。	市	当該施策の 効果は将来 に及ぶ
2産業の振興	(10) 過疎地域持続的発展特別事業 (観光)	しまばら温泉不知火まつり振興会支援事業 市民参加型イベント。島原温泉の恵みに感謝する献湯祭、伝統芸能の披露、藩政時代から行われた島原城薪能のイベントが行われる。 (事業の必要性) イベントの開催による観光客の集客、並びに地域の活性化を図る必要がある。 (見込まれる効果) 観光客の誘客や地域の活性化が図られる。	振興会	当該施策の 効果は将来 に及ぶ
2産業の振興	(10) 過疎地域持続的発展特別事業 (観光)	精霊流し行事支援事業 竹と藁で作った精霊船に、切子灯ろうを飾った島原独特の伝統行事の精霊流し行事の伝承。 (事業の必要性) 300年以上の伝統を誇り、全国に類を見ない伝統行事として将来にわたりその伝統を継承する必要がある。 (見込まれる効果) 観光客の誘客や地域経済の活性化が図られる。	実施協議会	当該施策の 効果は将来 に及ぶ
2産業の振興	(10) 過疎地域持続的発展特別事業 (観光)	花火大会支援事業 島原の夏の風物詩として、3,000発の大輪の花が約30分間連続して打ち上げられ、島原の夜空を彩ります。 (事業の必要性) 夏場における県内外からの誘客対策と観光活性化を図る必要がある。 (見込まれる効果) 観光客の誘客や経済の活性化が図られる。	実行委員会	当該施策の 効果は将来 に及ぶ
2産業の振興	(10) 過疎地域持続的発展特別事業 (観光)	島原水まつり支援事業 島原大変や雲仙普賢岳噴火災害で犠牲となられた方への鎮魂と、島原の湧水の恵みに感謝し、水との共生を目指すイベントを開催。 (事業の必要性) 水に感謝するまつりとして地域住民に親しまれ、観光客の誘客の拡大を図る必要がある。 (見込まれる効果) 観光客の集客が図られる。	実行委員会	当該施策の 効果は将来 に及ぶ
2産業の振興	(10) 過疎地域持続的発展特別事業 (観光)	島原ウィンターナイト・ファンタジア支援事業 テーマごとのイルミネーションの設置。 (事業の必要性) オフシーズンの集客事業として開催。島原の冬の風物詩として県内外の方に親しまれている。 (見込まれる効果) 観光客の集客や地域経済の活性化が図られる。	実行委員会	当該施策の 効果は将来 に及ぶ

変更前				
区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
2産業の振興	(10) 過疎地域持続的発展特別事業 (観光)	島原めぐり事業 観光施設等をめぐる路線バスの実証実験やVR・MR技術を活用したバリアフリー商品開発、第4の二次交通網の構築等を図る。 (事業の必要性) 観光客の増加や滞在時間の延長による地域の活性化を図る必要がある。 (見込まれる効果) 観光客の滞在時間の延長による地域経済の活性化が図られる。	島原観光 ビューロー	
2産業の振興	(10) 過疎地域持続的発展特別事業 (観光)	島原城築城400年記念事業 島原城は、2024年(令和6年)に築城400年を迎えるため、島原城・城下町の歴史や文化を振り返り、新たな魅力を創造し、次世代に伝承していくために島原城築城400年記念事業を実施する。 (事業の必要性) 島原城の歴史や文化を次世代に伝承し、また、新たな魅力を創造し観光客の増加を図る必要がある。 (見込まれる効果) 歴史や文化の保存・活用及び観光客の増加による地域活性化が図られる。	実行委員会	
2産業の振興	(10) 過疎地域持続的発展特別事業 (観光)	オルレ事業 本市の自然を活用したオルレコースは、豊富なジオの恵みである島原温泉やグルメ、観光地の情報発信や目的型旅行客の誘客や周遊型観光の集客を図る。 (事業の必要性) 島原特有の自然や温泉、歴史、火山、食などを活用し、交流人口の拡大及び滞在時間の延長を図る必要がある。 (見込まれる効果) 観光客の増加、交流人口の拡大、地域経済の活性化が図られる。	市	
2産業の振興	(10) 過疎地域持続的発展特別事業 (観光)	しまばら温泉不知火まつり振興会支援事業 市民参加型イベント。島原温泉の恵みに感謝する献湯祭、伝統芸能の披露、藩政時代から行われた島原城薪能のイベントが行われる。 (事業の必要性) イベントの開催による観光客の集客、並びに地域の活性化を図る必要がある。 (見込まれる効果) 観光客の誘客や地域の活性化が図られる。	振興会	
2産業の振興	(10) 過疎地域持続的発展特別事業 (観光)	精霊流し行事支援事業 竹と藁で作った精霊船に、切子灯ろうを飾った島原独特の伝統行事の精霊流し行事の伝承。 (事業の必要性) 300年以上の伝統を誇り、全国に類を見ない伝統行事として将来にわたりその伝統を継承する必要がある。 (見込まれる効果) 観光客の誘客や地域経済の活性化が図られる。	実施協議会	
2産業の振興	(10) 過疎地域持続的発展特別事業 (観光)	花火大会支援事業 島原の夏の風物詩として、3,000発の大輪の花が約30分間連続して打ち上げられ、島原の夜空を彩ります。 (事業の必要性) 夏場における県内外からの誘客対策と観光活性化を図る必要がある。 (見込まれる効果) 観光客の誘客や経済の活性化が図られる。	実行委員会	
2産業の振興	(10) 過疎地域持続的発展特別事業 (観光)	島原水まつり支援事業 島原大変や雲仙普賢岳噴火災害で犠牲となられた方への鎮魂と、島原の湧水の恵みに感謝し、水との共生を目指すイベントを開催。 (事業の必要性) 水に感謝するまつりとして地域住民に親しまれ、観光客の誘客の拡大を図る必要がある。 (見込まれる効果) 観光客の集客が図られる。	実行委員会	
2産業の振興	(10) 過疎地域持続的発展特別事業 (観光)	島原ウィンターナイト・ファンタジア支援事業 テーマごとのイルミネーションの設置。 (事業の必要性) オフシーズンの集客事業として開催。島原の冬の風物詩として県内外の方に親しまれている。 (見込まれる効果) 観光客の集客や地域経済の活性化が図られる。	実行委員会	

変更後				
区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
2産業の振興	(10) 過疎地域持続的発展特別事業 (観光)	武家屋敷管理事業 武家屋敷に現存する観光施設である茅葺屋根(3邸)及び武家屋敷通り、休憩所の維持・管理を行う。 (事業の必要性) 武家屋敷周辺地区の景観及び歩行者等の利便性の向上を図る必要がある。 (見込まれる効果) 古い構造物全体の維持及び修景の補修、観光客の増加等が図られる。	市	当該施策の効果は将来に及ぶ
2産業の振興	(10) 過疎地域持続的発展特別事業 (観光)	飲泉所・足湯管理事業 島原温泉を活用した飲泉所・足湯の維持・管理を行う。 (事業の必要性) 本市の貴重な観光資源である温泉を広くPRする必要がある。 (見込まれる効果) 観光客の誘客が図られる。	市	当該施策の効果は将来に及ぶ
2産業の振興	(10) 過疎地域持続的発展特別事業 (観光)	観光施設管理事業 市内の観光施設(大手門番、小早川邸、歓迎塔、トイレなど)の維持・管理を行う。 (事業の必要性) 誘客対策と観光活性化のため、適切な施設の維持管理が必要である。 (見込まれる効果) 観光客の誘客が図られる。	市	当該施策の効果は将来に及ぶ
2産業の振興	(10) 過疎地域持続的発展特別事業 (観光)	温泉給湯管理事業 本市観光の基幹となる温泉給湯事業の維持・管理及び運営を行う。 (事業の必要性) 島原温泉は市直営で実施し、市内のホテル・旅館などへ供給している。本市の観光産業の振興を図るために必要である。 (見込まれる効果) 観光客の集客や地域経済の活性化が図られる。	市	当該施策の効果は将来に及ぶ
2産業の振興	(10) 過疎地域持続的発展特別事業 (企業誘致)	企業立地促進・雇用創出事業 市内において事業所の新設、増設、移設、改修を行う事業者に対し支援措置を講じる。 (事業の必要性) 市外からの企業誘致や地場企業の規模拡大による雇用の創出及び産業の振興のために必要である。 (見込まれる効果) 本市における企業の立地及び地場企業の拡大を促進することで、産業の振興及び雇用の創出を図り、もって本市経済の発展に資する。	事業者	当該施策の効果は将来に及ぶ
2産業の振興	(10) 過疎地域持続的発展特別事業 (企業誘致)	企業誘致活動事業 1 企業誘致活動 企業の新規立地及びIT・ベンチャー企業等の誘致に取り組む。 2 島原市IoT推進ラボ(しまばLabo) 地方におけるIoTプロジェクト創出のための取組を支援し、IoTを通じたビジネスの創出並びに関係企業との人脈の形成に取り組む。 3 お試しオフィス用Wi-Fi 「お試しオフィス」にWi-Fiを整え、企業に対して、島原でオフィスを構える検討を促し、IT企業等のサテライトオフィス誘致に繋げる。 4 島原でしてみねテレワーク支援事業 UIターン者増加を目的として、本市でのワーケーションや、サテライトオフィス開設を検討している方々への交通費の一部を補助する。 (事業の必要性) 若年層の人口流出や少子化などによる人口減少の対策が急務である。 (見込まれる効果) 市外から新たな企業を誘致することにより、地元に残るための雇用の創出や税収の増加につなげ、地域経済の活性化に繋がる。	事業者	当該施策の効果は将来に及ぶ

変更前				
区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
2産業の振興	(10) 過疎地域持続的発展特別事業 (観光)	武家屋敷管理事業 武家屋敷に現存する観光施設である茅葺屋根(3邸)及び武家屋敷通り、休憩所の維持・管理を行う。 (事業の必要性) 武家屋敷周辺地区の景観及び歩行者等の利便性の向上を図る必要がある。 (見込まれる効果) 古い構造物全体の維持及び修景の補修、観光客の増加等が図られる。	市	
2産業の振興	(10) 過疎地域持続的発展特別事業 (観光)	飲泉所・足湯管理事業 島原温泉を活用した飲泉所・足湯の維持・管理を行う。 (事業の必要性) 本市の貴重な観光資源である温泉を広くPRする必要がある。 (見込まれる効果) 観光客の誘客が図られる。	市	
2産業の振興	(10) 過疎地域持続的発展特別事業 (観光)	観光施設管理事業 市内の観光施設(大手門番、小早川邸、歓迎塔、トイレなど)の維持・管理を行う。 (事業の必要性) 誘客対策と観光活性化のため、適切な施設の維持管理が必要である。 (見込まれる効果) 観光客の誘客が図られる。	市	
2産業の振興	(10) 過疎地域持続的発展特別事業 (観光)	温泉給湯管理事業 本市観光の基幹となる温泉給湯事業の維持・管理及び運営を行う。 (事業の必要性) 島原温泉は市直営で実施し、市内のホテル・旅館などへ供給している。本市の観光産業の振興を図るために必要である。 (見込まれる効果) 観光客の集客や地域経済の活性化が図られる。	市	
2産業の振興	(10) 過疎地域持続的発展特別事業 (企業誘致)	企業立地促進・雇用創出事業 市内において事業所の新設、増設、移設、改修を行う事業者に対し支援措置を講じる。 (事業の必要性) 市外からの企業誘致や地場企業の規模拡大による雇用の創出及び産業の振興のために必要である。 (見込まれる効果) 本市における企業の立地及び地場企業の拡大を促進することで、産業の振興及び雇用の創出を図り、もって本市経済の発展に資する。	事業者	
2産業の振興	(10) 過疎地域持続的発展特別事業 (企業誘致)	企業誘致活動事業 1 企業誘致活動 企業の新規立地及びIT・ベンチャー企業等の誘致に取り組む。 2 島原市IoT推進ラボ(しまばLabo) 地方におけるIoTプロジェクト創出のための取組を支援し、IoTを通じたビジネスの創出並びに関係企業との人脈の形成に取り組む。 3 お試しオフィス用Wi-Fi 「お試しオフィス」にWi-Fiを整え、企業に対して、島原でオフィスを構える検討を促し、IT企業等のサテライトオフィス誘致に繋げる。 4 島原でしてみねテレワーク支援事業 UIターン者増加を目的として、本市でのワーケーションや、サテライトオフィス開設を検討している方々への交通費の一部を補助する。 (事業の必要性) 若年層の人口流出や少子化などによる人口減少の対策が急務である。 (見込まれる効果) 市外から新たな企業を誘致することにより、地元に残るための雇用の創出や税収の増加につなげ、地域経済の活性化に繋がる。	事業者	

変更後				
区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
2産業の振興	(10) 過疎地域持続的発展特別事業 (企業誘致)	サテライトオフィス等開設支援事業 新型コロナウイルスの感染拡大をきっかけに、多くの企業でリモートワークの導入やBCP(事業継続計画)の観点からサテライトオフィスを活用するなど、働く場所の多様化が進むなか、企業が取り組むワークライフバランスの充実及び多様な働き方の促進並びに地域経済の発展を図るため、本市にサテライトオフィス等を新規開設、運営する事業者に対して、サテライトオフィス等の開設に係る諸経費の補助を補助を行う。 (事業の必要性) 若年層の人口流出や少子化などによる人口減少の対策が急務である。 (見込まれる効果) 市外から新たな企業を誘致することにより、地元に残すための雇用の創出や税収の増加につなげ、地域経済の活性化に繋がる。	事業者	当該施策の 効果は将来 に及ぶ
2産業の振興	(10) 過疎地域持続的発展特別事業 (その他)	島原市スポーツキャンプ等誘致事業 市内のスポーツ施設を最大限に活用し、多種多様な競技をターゲットとして県内外から積極的に誘致し、島原の魅力発信を行う。 (事業の必要性) 本市の特性を活かし「スポーツで人を呼ぶ」ための戦略的なまちづくりを推進する必要がある。 (見込まれる効果) 地域の活性化及び交流人口の拡大が図られる。	実行委員会	当該施策の 効果は将来 に及ぶ
2産業の振興	(10) 過疎地域持続的発展特別事業 (その他)	温泉給湯事業特別会計繰出金 本市観光の基幹となる温泉給湯事業の安定的な運営を図るため、一般会計から特別会計へ繰り出すもの。 (事業の必要性) 温泉給湯事業の安定的な運営を図る必要がある。 (見込まれる効果) 安定的な運営が図られ、観光産業の振興につながる。	市	当該施策の 効果は将来 に及ぶ
2産業の振興	(10) 過疎地域持続的発展特別事業 (その他)	街なみ環境整備事業 街なみ環境整備事業補助金 まちづくり協定地区内で、景観に配慮した建造物等の修景事業に対する助成により、魅力あるまちづくりを目指す。 (事業の必要性) 景観形成に対する助成を行うことで、市の象徴である湧水と城下町の歴史を活かした魅力あるまちづくりを進める必要がある。 (見込まれる効果) 通りや空間に彩りをもたらす効果により、観光振興や商店街の活性化と交流人口の増加が図られる。	個人	当該施策の 効果は将来 に及ぶ
2産業の振興	(10) 過疎地域持続的発展特別事業 (その他)	街なみ環境整備事業 美しいまちづくり推進事業補助金 長崎県のまちづくり景観資産に登録された市内の建造物に対し修景事業に対する助成を行う。 (事業の必要性) 景観形成に登録された個性的で魅力ある街なみや地域景観の核となる建造物を保全や修景することで、地域資源として保存活用を図るために必要である。 (見込まれる効果) 通りや空間に彩りをもたらす効果により、観光振興や商店街の活性化と交流人口の増加が図られる。	個人	当該施策の 効果は将来 に及ぶ
2産業の振興	(10) 過疎地域持続的発展特別事業 (その他)	武家屋敷街なみ保存整備事業補助金 景観計画区域の下の丁武家屋敷水路の通りの工作物(門・石垣)に対し助成を行う。 (事業の必要性) 下の丁武家屋敷水路の通りにおいて、歴史的景観を守るため、門や石垣の維持・保存・復元することが必要である。 (見込まれる効果) 通りや空間に彩りをもたらす効果により、観光振興や商店街の活性化と交流人口の増加が図られる。	個人	当該施策の 効果は将来 に及ぶ

変更前				
区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
2産業の振興	(10) 過疎地域持続的発展特別事業 (企業誘致)	サテライトオフィス等開設支援事業 新型コロナウイルスの感染拡大をきっかけに、多くの企業でリモートワークの導入やBCP(事業継続計画)の観点からサテライトオフィスを活用するなど、働く場所の多様化が進むなか、企業が取り組むワークライフバランスの充実及び多様な働き方の促進並びに地域経済の発展を図るため、本市にサテライトオフィス等を新規開設、運営する事業者に対して、サテライトオフィス等の開設に係る諸経費の補助を補助を行う。 (事業の必要性) 若年層の人口流出や少子化などによる人口減少の対策が急務である。 (見込まれる効果) 市外から新たな企業を誘致することにより、地元に残すための雇用の創出や税収の増加につなげ、地域経済の活性化に繋がる。	事業者	
2産業の振興	(10) 過疎地域持続的発展特別事業 (その他)	島原市スポーツキャンプ等誘致事業 市内のスポーツ施設を最大限に活用し、多種多様な競技をターゲットとして県内外から積極的に誘致し、島原の魅力発信を行う。 (事業の必要性) 本市の特性を活かし「スポーツで人を呼ぶ」ための戦略的なまちづくりを推進する必要がある。 (見込まれる効果) 地域の活性化及び交流人口の拡大が図られる。	実行委員会	
2産業の振興	(10) 過疎地域持続的発展特別事業 (その他)	温泉給湯事業特別会計繰出金 本市観光の基幹となる温泉給湯事業の安定的な運営を図るため、一般会計から特別会計へ繰り出すもの。 (事業の必要性) 温泉給湯事業の安定的な運営を図る必要がある。 (見込まれる効果) 安定的な運営が図られ、観光産業の振興につながる。	市	
2産業の振興	(10) 過疎地域持続的発展特別事業 (その他)	街なみ環境整備事業 街なみ環境整備事業補助金 まちづくり協定地区内で、景観に配慮した建造物等の修景事業に対する助成により、魅力あるまちづくりを目指す。 (事業の必要性) 景観形成に対する助成を行うことで、市の象徴である湧水と城下町の歴史を活かした魅力あるまちづくりを進める必要がある。 (見込まれる効果) 通りや空間に彩りをもたらす効果により、観光振興や商店街の活性化と交流人口の増加が図られる。	個人	
2産業の振興	(10) 過疎地域持続的発展特別事業 (その他)	街なみ環境整備事業 美しいまちづくり推進事業補助金 長崎県のまちづくり景観資産に登録された市内の建造物に対し修景事業に対する助成を行う。 (事業の必要性) 景観形成に登録された個性的で魅力ある街なみや地域景観の核となる建造物を保全や修景することで、地域資源として保存活用を図るために必要である。 (見込まれる効果) 通りや空間に彩りをもたらす効果により、観光振興や商店街の活性化と交流人口の増加が図られる。	個人	
2産業の振興	(10) 過疎地域持続的発展特別事業 (その他)	武家屋敷街なみ保存整備事業補助金 景観計画区域の下の丁武家屋敷水路の通りの工作物(門・石垣)に対し助成を行う。 (事業の必要性) 下の丁武家屋敷水路の通りにおいて、歴史的景観を守るため、門や石垣の維持・保存・復元することが必要である。 (見込まれる効果) 通りや空間に彩りをもたらす効果により、観光振興や商店街の活性化と交流人口の増加が図られる。	個人	

変更後				
区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
3地域における情報化	(2) 過疎地域持続的発展特別事業 (情報化)	地域情報化関連事業 情報格差を是正し、市民が情報サービスの恩恵を等しく受けることができる環境を整えるため、その基礎的インフラとなる光ファイバー等の超高速ブロード環境の未整備地区の整備を行う。 (事業の必要性) 地域における情報格差をなくし、行政サービス、企業誘致などの幅広い分野での市民生活の向上や産業と地域活性化を図ることは必要である。 (見込まれる効果) 市民の利便性の向上及び地域の活性化が図られる。	民間	当該施策の 効果は将来 に及ぶ
3地域における情報化	(2) 過疎地域持続的発展特別事業 (デジタル技術活用)	自治体DXの推進 国から「デジタル社会の実現に向けた改革の基本方針」が示され、その目指すべきデジタル社会の実現に向け行政手続のオンライン化やAI・RPAの利用推進等に取り組む。また、自治体DXの推進に合わせて地域社会のデジタル化やデジタルデバイド対策（デジタル活用支援員事業等）に取り組む。 (事業の必要性) 新型コロナウイルス対応において、地域・組織間で横断的にデータを十分に活用できないことなど様々な課題が明らかとなったことから、こうしたデジタル化の遅れに対応することは必要である。 (見込まれる効果) 市民の利便性の向上と業務の効率化が図られる。	市	当該施策の 効果は将来 に及ぶ
4交通施設の整備、交通手段の確保	(9) 過疎地域持続的発展特別事業 (公共交通)	コミュニティバス運行事業 通勤・通学、買い物や憩いの場への移動など、高齢者をはじめ地域住民の生活に密着したコミュニティバスを運行することで、地域の住民の利便性の向上、公共交通機関の利用促進、高齢者の社会参加の促進を図る。 (事業の必要性) 令和3年9月末には島鉄バス路線の廃止が決定されており、放置すれば広範囲の公共交通空白地域が発生する可能性があるため、これに対応するためコミュニティバスの運行手法について見直しを行い、引き続き移動手段を確保していくとともに、さらに利便性の向上を図ることで、地域住民の生活の足として、また、高齢者や免許返納者等の社会参加の促進などに繋げていく (見込まれる効果) 交通空白地域の解消を図るとともに、高齢者をはじめ地域住民の生活に密着した移動手段を確保することができる。	市	当該施策の 効果は将来 に及ぶ
4交通施設の整備、交通手段の確保	(9) 過疎地域持続的発展特別事業 (交通施設維持)	島原鉄道運営維持支援事業 島原鉄道株式会社の最大限の自助努力を前提に、鉄道事業の運営維持に必要な経費を対象に支援を行う。 (事業の必要性) 鉄道事業を維持していくことは、高齢者や学生等の交通弱者の足を確保することや地域の活性化の観点から必要である。 (見込まれる効果) 鉄道事業の運行を維持することができる。	島原鉄道	当該施策の 効果は将来 に及ぶ
4交通施設の整備、交通手段の確保	(9) 過疎地域持続的発展特別事業 (交通施設維持)	地方バス路線維持支援事業 地方バス路線の確保のために、路線維持費を補助する。 (事業の必要性) 地域住民の重要な公共交通機関である地方バス路線の確保は、地域住民の移動手段を確保する観点から必要である。 (見込まれる効果) 地方バス路線を維持することができる。	島原鉄道	当該施策の 効果は将来 に及ぶ

変更前				
区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
3地域における情報化	(2) 過疎地域持続的発展特別事業 (情報化)	地域情報化関連事業 情報格差を是正し、市民が情報サービスの恩恵を等しく受けることができる環境を整えるため、その基礎的インフラとなる光ファイバー等の超高速ブロード環境の未整備地区の整備を行う。 (事業の必要性) 地域における情報格差をなくし、行政サービス、企業誘致などの幅広い分野での市民生活の向上や産業と地域活性化を図ることは必要である。 (見込まれる効果) 市民の利便性の向上及び地域の活性化が図られる。	民間	
3地域における情報化	(2) 過疎地域持続的発展特別事業 (デジタル技術活用)	自治体DXの推進 国から「デジタル社会の実現に向けた改革の基本方針」が示され、その目指すべきデジタル社会の実現に向け行政手続のオンライン化やAI・RPAの利用推進等に取り組む。また、自治体DXの推進に合わせて地域社会のデジタル化やデジタルデバイド対策（デジタル活用支援員事業等）に取り組む。 (事業の必要性) 新型コロナウイルス対応において、地域・組織間で横断的にデータを十分に活用できないことなど様々な課題が明らかとなったことから、こうしたデジタル化の遅れに対応することは必要である。 (見込まれる効果) 市民の利便性の向上と業務の効率化が図られる。	市	
4交通施設の整備、交通手段の確保	(9) 過疎地域持続的発展特別事業 (公共交通)	コミュニティバス運行事業 通勤・通学、買い物や憩いの場への移動など、高齢者をはじめ地域住民の生活に密着したコミュニティバスを運行することで、地域の住民の利便性の向上、公共交通機関の利用促進、高齢者の社会参加の促進を図る。 (事業の必要性) 令和3年9月末には島鉄バス路線の廃止が決定されており、放置すれば広範囲の公共交通空白地域が発生する可能性があるため、これに対応するためコミュニティバスの運行手法について見直しを行い、引き続き移動手段を確保していくとともに、さらに利便性の向上を図ることで、地域住民の生活の足として、また、高齢者や免許返納者等の社会参加の促進などに繋げていく (見込まれる効果) 交通空白地域の解消を図るとともに、高齢者をはじめ地域住民の生活に密着した移動手段を確保することができる。	市	
4交通施設の整備、交通手段の確保	(9) 過疎地域持続的発展特別事業 (交通施設維持)	島原鉄道運営維持支援事業 島原鉄道株式会社の最大限の自助努力を前提に、鉄道事業の運営維持に必要な経費を対象に支援を行う。 (事業の必要性) 鉄道事業を維持していくことは、高齢者や学生等の交通弱者の足を確保することや地域の活性化の観点から必要である。 (見込まれる効果) 鉄道事業の運行を維持することができる。	島原鉄道	
4交通施設の整備、交通手段の確保	(9) 過疎地域持続的発展特別事業 (交通施設維持)	地方バス路線維持支援事業 地方バス路線の確保のために、路線維持費を補助する。 (事業の必要性) 地域住民の重要な公共交通機関である地方バス路線の確保は、地域住民の移動手段を確保する観点から必要である。 (見込まれる効果) 地方バス路線を維持することができる。	島原鉄道	

変更後				
区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
5生活環境の整備	(7) 過疎地域持続的発展特別事業 (生活)	耐震・安心住まいづくり支援事業 昭和56年5月31日以前に建築された旧耐震基準で建てられた建築物が、阪神・淡路大震災（平成7年）、新潟県中越沖地震（平成16年）において倒壊等による大きな被害を受けたことにより、耐震性がない建築物について耐震支援を行い住宅の安全性の確保を図るものである。 (事業の必要性) 木造戸建て住宅等や一般建築物、大規模建築物の所有者に対して、耐震診断や耐震改修計画作成及び耐震改修工事に要する費用の一部を支援することにより、建築物の耐震化を促進する必要がある。 (見込まれる効果) 旧耐震基準で建てられた建築物の耐震化による安全性の向上を図ることで国民の生命、安全及び財産の保護を図る効果がある。	個人	当該施策の 効果は将来 に及ぶ
5生活環境の整備	(7) 過疎地域持続的発展特別事業 (危険施設撤去)	老朽危険空き家除却支援対策事業 老朽化により、家屋が倒壊等のおそれのある状態や放置することが不適切である状態にあると認められる老朽危険空き家の除去に対する補助を行う。 工事費の4割（限度額50万円） (事業の必要性) 適切な管理が行われていない空家は防災、衛生、景観などの面で周辺の生活環境に悪影響を及ぼしており社会問題になっているので老朽危険空き家の除去に対する補助が必要である。 (見込まれる効果) 防災、衛生、景観などの面で周辺の生活環境に悪影響を及ぼしている環境の改善が図られ、島原市内の住環境整備につながる。	個人	当該施策の 効果は将来 に及ぶ
5生活環境の整備	(7) 過疎地域持続的発展特別事業 (防災・防犯)	自主防災会組織強化事業 ・自主防災組織の積極的な活動の推進を図るため、防災資器材の整備、防災意識の高揚等の活動を行う組織に対し交付する。 ⑤50,000円×40町内会・自治会=2,000千円 (R5以降) ・地域防災マップの作成 ⑤50,000円×20町内会・自治会=1,000千円 (R5以降) (事業の必要性) 自主防災組織の再編や積極的な活動の推進を図るためには、防災訓練や地域防災マップづくり等の訓練活動を行う組織に対する支援が必要である。 (見込まれる効果) 自主防災組織に対する助成を行うことで、自主的な活動が可能となり地域防災力の向上や防災意識の高揚が図られる。	市	当該施策の 効果は将来 に及ぶ

変更前				
区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
5生活環境の整備	(7) 過疎地域持続的発展特別事業 (生活)	耐震・安心住まいづくり支援事業 昭和56年5月31日以前に建築された旧耐震基準で建てられた建築物が、阪神・淡路大震災（平成7年）、新潟県中越沖地震（平成16年）において倒壊等による大きな被害を受けたことにより、耐震性がない建築物について耐震支援を行い住宅の安全性の確保を図るものである。 (事業の必要性) 木造戸建て住宅等や一般建築物、大規模建築物の所有者に対して、耐震診断や耐震改修計画作成及び耐震改修工事に要する費用の一部を支援することにより、建築物の耐震化を促進する必要がある。 (見込まれる効果) 旧耐震基準で建てられた建築物の耐震化による安全性の向上を図ることで国民の生命、安全及び財産の保護を図る効果がある。	個人	
5生活環境の整備	(7) 過疎地域持続的発展特別事業 (危険施設撤去)	老朽危険空き家除却支援対策事業 老朽化により、家屋が倒壊等のおそれのある状態や放置することが不適切である状態にあると認められる老朽危険空き家の除去に対する補助を行う。 工事費の4割（限度額50万円） (事業の必要性) 適切な管理が行われていない空家は防災、衛生、景観などの面で周辺の生活環境に悪影響を及ぼしており社会問題になっているので老朽危険空き家の除去に対する補助が必要である。 (見込まれる効果) 防災、衛生、景観などの面で周辺の生活環境に悪影響を及ぼしている環境の改善が図られ、島原市内の住環境整備につながる。	個人	
5生活環境の整備	(7) 過疎地域持続的発展特別事業 (防災・防犯)	自主防災会組織強化事業 ・自主防災組織の積極的な活動の推進を図るため、防災資器材の整備、防災意識の高揚等の活動を行う組織に対し交付する。 ⑤50,000円×40町内会・自治会=2,000千円 _____ ・地域防災マップの作成 ⑤50,000円×20町内会・自治会=1,000千円 _____ (事業の必要性) 自主防災組織の再編や積極的な活動の推進を図るためには、防災訓練や地域防災マップづくり等の訓練活動を行う組織に対する支援が必要である。 (見込まれる効果) 自主防災組織に対する助成を行うことで、自主的な活動が可能となり地域防災力の向上や防災意識の高揚が図られる。	市	

変更後				
区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
6子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	(8)過疎地域持続的発展特別事業 (児童福祉)	福祉医療費給付事業(乳幼児、小中学生等)子どもに対し、医療費の一部を助成する。 (事業の必要性) 子育て家庭における経済的負担の軽減を図るために必要である。 (見込まれる効果) 安心して子どもを産み育てることのできる環境づくりを推進することができる。	市	当該施策の効果は将来に及ぶ
6子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	(8)過疎地域持続的発展特別事業 (児童福祉)	へき地保育事業 へき地(分校地区)において、三会保育園の運営を行う。 (事業の必要性) へき地において、児童の福祉の推進を図るためには、へき地保育事業が必要である。 (見込まれる効果) 近隣に保育所がないため、分校地区のへき地保育を継続することにより、子育てしやすい環境づくりが進められる。	市	当該施策の効果は将来に及ぶ
6子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	(8)過疎地域持続的発展特別事業 (児童福祉)	産前産後ママサポート事業 出産前後の育児や家事に係る負担を軽減し、子育て家庭を直接支援するため、出産前2か月の日から子どもが1歳を経過する日までの期間にある妊産婦に対し、育児及び家事等の援助を行う産前産後ママサポーターを派遣し、その利用料の一部を補助する。 (事業の必要性) 出産前後の育児や家事に係る負担を軽減することができるため、必要な事業である。 (見込まれる効果) 子育てしやすい環境づくりを整備することができる。	市	当該施策の効果は将来に及ぶ
6子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	(8)過疎地域持続的発展特別事業 (児童福祉)	すこやか赤ちゃん支援事業 赤ちゃんの育児用品の購入に対し補助する。 (事業の必要性) 子育て家庭の経済的負担を軽減するため必要な事業である。 (見込まれる効果) 安心して子どもを産み育てることのできる環境づくりが進められる。	市	当該施策の効果は将来に及ぶ
6子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	(8)過疎地域持続的発展特別事業 (児童福祉)	市保育料軽減事業 国が定める保育料の基準額より保育料を軽減することにより、子育て家庭の経済的負担の軽減を行う。 (事業の必要性) 子育て家庭の経済的負担の軽減を行うため必要である。 (見込まれる効果) 子育てしやすい環境づくりを進めることにより、少子化の歯止め、定住の促進が期待される。	市	当該施策の効果は将来に及ぶ
6子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	(8)過疎地域持続的発展特別事業 (児童福祉)	すこやか子育て支援事業 複数の児童を扶養する保護者の経済的負担を軽減するため、第2子以降の保育料を免除する。 (事業の必要性) 子育て家庭の多様な保育ニーズに対応し、子どもを産み育てやすい環境を整備する必要がある。 (見込まれる効果) 子育てしやすい環境づくりを進めることにより、少子化の歯止め、定住の促進が期待される。	市	当該施策の効果は将来に及ぶ
6子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	(8)過疎地域持続的発展特別事業 (児童福祉)	障害児保育事業 保育の必要な中程度の障がい有する児童(特別児童扶養手当対象児)の保育を実施する保育所に対し補助する。 (事業の必要性) 集団保育の中で、障がいのない児童と共に学びあうことは必要である。 (見込まれる効果) 家族の負担軽減と、集団保育による障がい児に対する理解を深めることができる。	市	当該施策の効果は将来に及ぶ
6子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	(8)過疎地域持続的発展特別事業 (児童福祉)	発達促進保育事業 保育の必要な軽・中度の心身障がい又は発達遅滞を有する児童(身障者手帳・療育手帳、又は市認定)の保育を実施する保育所に対し補助する。 (事業の必要性) 集団保育の中で、発達遅滞のない児童と共に学びあうことは必要である。 (見込まれる効果) 家族の負担軽減と、集団保育の中で発達遅滞のない児童と共に学ぶことができる。	市	当該施策の効果は将来に及ぶ

変更前				
区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
6子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	(8)過疎地域持続的発展特別事業 (児童福祉)	福祉医療費給付事業(乳幼児、小中学生等)子どもに対し、医療費の一部を助成する。 (事業の必要性) 子育て家庭における経済的負担の軽減を図るために必要である。 (見込まれる効果) 安心して子どもを産み育てることのできる環境づくりを推進することができる。	市	
6子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	(8)過疎地域持続的発展特別事業 (児童福祉)	へき地保育事業 へき地(分校地区)において、三会保育園の運営を行う。 (事業の必要性) へき地において、児童の福祉の推進を図るためには、へき地保育事業が必要である。 (見込まれる効果) 近隣に保育所がないため、分校地区のへき地保育を継続することにより、子育てしやすい環境づくりが進められる。	市	
6子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	(8)過疎地域持続的発展特別事業 (児童福祉)	産前産後ママサポート事業 出産前後の育児や家事に係る負担を軽減し、子育て家庭を直接支援するため、出産前2か月の日から子どもが1歳を経過する日までの期間にある妊産婦に対し、育児及び家事等の援助を行う産前産後ママサポーターを派遣し、その利用料の一部を補助する。 (事業の必要性) 出産前後の育児や家事に係る負担を軽減することができるため、必要な事業である。 (見込まれる効果) 子育てしやすい環境づくりを整備することができる。	市	
6子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	(8)過疎地域持続的発展特別事業 (児童福祉)	すこやか赤ちゃん支援事業 赤ちゃんの育児用品の購入に対し補助する。 (事業の必要性) 子育て家庭の経済的負担を軽減するため必要な事業である。 (見込まれる効果) 安心して子どもを産み育てることのできる環境づくりが進められる。	市	
6子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	(8)過疎地域持続的発展特別事業 (児童福祉)	市保育料軽減事業 国が定める保育料の基準額より保育料を軽減することにより、子育て家庭の経済的負担の軽減を行う。 (事業の必要性) 子育て家庭の経済的負担の軽減を行うため必要である。 (見込まれる効果) 子育てしやすい環境づくりを進めることにより、少子化の歯止め、定住の促進が期待される。	市	
6子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	(8)過疎地域持続的発展特別事業 (児童福祉)	すこやか子育て支援事業 複数の児童を扶養する保護者の経済的負担を軽減するため、第2子以降の保育料を免除する。 (事業の必要性) 子育て家庭の多様な保育ニーズに対応し、子どもを産み育てやすい環境を整備する必要がある。 (見込まれる効果) 子育てしやすい環境づくりを進めることにより、少子化の歯止め、定住の促進が期待される。	市	
6子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	(8)過疎地域持続的発展特別事業 (児童福祉)	障害児保育事業 保育の必要な中程度の障がい有する児童(特別児童扶養手当対象児)の保育を実施する保育所に対し補助する。 (事業の必要性) 集団保育の中で、障がいのない児童と共に学びあうことは必要である。 (見込まれる効果) 家族の負担軽減と、集団保育による障がい児に対する理解を深めることができる。	市	
6子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	(8)過疎地域持続的発展特別事業 (児童福祉)	発達促進保育事業 保育の必要な軽・中度の心身障がい又は発達遅滞を有する児童(身障者手帳・療育手帳、又は市認定)の保育を実施する保育所に対し補助する。 (事業の必要性) 集団保育の中で、発達遅滞のない児童と共に学びあうことは必要である。 (見込まれる効果) 家族の負担軽減と、集団保育の中で発達遅滞のない児童と共に学ぶことができる。	市	

変更後				
区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
6子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	(8) 過疎地域持続的発展特別事業 (児童福祉)	保育所等副食費助成事業 国が実施する幼児教育・保育の無償化を実施するにあたり、保育料の一部として含まれていた副食費が実費徴収となったことを受け、保護者が負担する副食費を市が助成する。 (事業の必要性) 子育て家庭の経済的負担を軽減するため必要な事業である。 (見込まれる効果) 安心して子どもを産み育てることのできる環境づくりが進められる。	市	当該施策の効果は将来に及ぶ
6子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	(8) 過疎地域持続的発展特別事業 (高齢者・障害者福祉)	高齢者福祉交通機関利用助成事業 高齢者が福祉交通機関(バス・鉄道・タクシー・コミュニティバス)を利用した時、利用料金の一部を助成する。 (事業の必要性) 移動手段を持たない高齢者の社会活動の範囲を広げ、自立を支援し、高齢者の福祉の向上を図る。 (見込まれる効果) 高齢者の外出の機会を促すとともに、地域公共交通の振興にも寄与する。	要件を満たす高齢者	当該施策の効果は将来に及ぶ
6子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	(8) 過疎地域持続的発展特別事業 (高齢者・障害者福祉)	緊急通報システム事業 ひとりぐらしの高齢者等の自宅にボタンを押すだけで通報ができる専用機器を設置することなどにより、24時間体制で災害や急病等の緊急時に迅速な対応を行う。また、電話等により定期的に安否確認を行う。 (事業の必要性) 見守りが必要な高齢者等の安否確認と不安解消のため必要である。 (見込まれる効果) 見守りが必要な高齢者等が安心して地域で暮らすことができる。	要件を満たす一人暮らし高齢者	当該施策の効果は将来に及ぶ
6子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	(8) 過疎地域持続的発展特別事業 (高齢者・障害者福祉)	老人クラブ活動等助成事業 老人クラブ活動の運営費の一部を助成する。 (事業の必要性) 長寿社会において高齢者のひとりひとりができる限り健康で、社会における役割を持って生きがいのある生活を送ってもらうため、老人クラブの活発な活動を促進する助成は必要である。 (見込まれる効果) 高齢者の活動を支援することで、高齢者の生きがいづくりや社会参加による世代間交流の促進など、活力ある地域づくりの推進を図る。	老人クラブ	当該施策の効果は将来に及ぶ
6子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	(8) 過疎地域持続的発展特別事業 (高齢者・障害者福祉)	敬老事業支援事業 地区ごとに開催される敬老祝賀会の費用の一部を補助する。 (事業の必要性) 70歳以上の高齢者を敬愛し長寿をお祝いするとともに、敬老祝賀会等を開催し多くの仲間との交流の時間をつくり楽しんでもらう生きがい対策として必要である。 (見込まれる効果) 毎年多くの高齢者に楽しんでもらい地域の恒例行事として定着しており、多くの高齢者の交流の場づくり、地域の連帯感の醸成、地域の活性化にもつながっている。	実行委員会、自治会	当該施策の効果は将来に及ぶ
6子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	(8) 過疎地域持続的発展特別事業 (高齢者・障害者福祉)	ねたきり高齢者等おむつ費助成事業 ねたきり高齢者及びねたきり身体障害者の属する世帯に対し、おむつ代の一部を助成する。 (事業の必要性) ねたきり高齢者等の介護者の負担を軽減するために必要である。 (見込まれる効果) 介護者の負担を軽減することにより在宅での介護の継続に資する。	ねたきり高齢者等の世帯に属する者	当該施策の効果は将来に及ぶ
6子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	(8) 過疎地域持続的発展特別事業 (高齢者・障害者福祉)	重度心身障害者福祉交通機関利用助成事業 福祉交通機関(バス・鉄道・タクシー・コミュニティバス)利用料金の一部を助成する。 (事業の必要性) 心身障がい者の社会活動の範囲を広げ、福祉の向上を図る。 (見込まれる効果) 心身障がい者の外出を促すことで、閉じこもりの防止や社会活動参加の機会が得られる。	要件を満たす障がい者	当該施策の効果は将来に及ぶ

変更前				
区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
6子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	(8) 過疎地域持続的発展特別事業 (児童福祉)	保育所等副食費助成事業 国が実施する幼児教育・保育の無償化を実施するにあたり、保育料の一部として含まれていた副食費が実費徴収となったことを受け、保護者が負担する副食費を市が助成する。 (事業の必要性) 子育て家庭の経済的負担を軽減するため必要な事業である。 (見込まれる効果) 安心して子どもを産み育てることのできる環境づくりが進められる。	市	
6子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	(8) 過疎地域持続的発展特別事業 (高齢者・障害者福祉)	高齢者福祉交通機関利用助成事業 高齢者が福祉交通機関(バス・鉄道・タクシー)を利用した時、利用料金の一部を助成する。 (事業の必要性) 移動手段を持たない高齢者の社会活動の範囲を広げ、自立を支援し、高齢者の福祉の向上を図る。 (見込まれる効果) 高齢者の外出の機会を促すとともに、地域公共交通の振興にも寄与する。	要件を満たす高齢者	
6子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	(8) 過疎地域持続的発展特別事業 (高齢者・障害者福祉)	緊急通報システム事業 ひとりぐらしの高齢者等の自宅にボタンを押すだけで通報ができる専用機器を設置することなどにより、24時間体制で災害や急病等の緊急時に迅速な対応を行う。また、電話等により定期的に安否確認を行う。 (事業の必要性) 見守りが必要な高齢者等の安否確認と不安解消のため必要である。 (見込まれる効果) 見守りが必要な高齢者等が安心して地域で暮らすことができる。	要件を満たす一人暮らし高齢者	
6子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	(8) 過疎地域持続的発展特別事業 (高齢者・障害者福祉)	老人クラブ活動等助成事業 老人クラブ活動の運営費の一部を助成する。 (事業の必要性) 長寿社会において高齢者のひとりひとりができる限り健康で、社会における役割を持って生きがいのある生活を送ってもらうため、老人クラブの活発な活動を促進する助成は必要である。 (見込まれる効果) 高齢者の活動を支援することで、高齢者の生きがいづくりや社会参加による世代間交流の促進など、活力ある地域づくりの推進を図る。	老人クラブ	
6子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	(8) 過疎地域持続的発展特別事業 (高齢者・障害者福祉)	敬老事業支援事業 地区ごとに開催される敬老祝賀会の費用の一部を補助する。 (事業の必要性) 70歳以上の高齢者を敬愛し長寿をお祝いするとともに、敬老祝賀会等を開催し多くの仲間との交流の時間をつくり楽しんでもらう生きがい対策として必要である。 (見込まれる効果) 毎年多くの高齢者に楽しんでもらい地域の恒例行事として定着しており、多くの高齢者の交流の場づくり、地域の連帯感の醸成、地域の活性化にもつながっている。	実行委員会、自治会	
6子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	(8) 過疎地域持続的発展特別事業 (高齢者・障害者福祉)	ねたきり高齢者等おむつ費助成事業 ねたきり高齢者及びねたきり身体障害者の属する世帯に対し、おむつ代の一部を助成する。 (事業の必要性) ねたきり高齢者等の介護者の負担を軽減するために必要である。 (見込まれる効果) 介護者の負担を軽減することにより在宅での介護の継続に資する。	ねたきり高齢者等の世帯に属する者	
6子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	(8) 過疎地域持続的発展特別事業 (高齢者・障害者福祉)	重度心身障害者福祉交通機関利用助成事業 福祉交通機関(バス・鉄道・タクシー)利用料金の一部を助成する。 (事業の必要性) 心身障がい者の社会活動の範囲を広げ、福祉の向上を図る。 (見込まれる効果) 心身障がい者の外出を促すことで、閉じこもりの防止や社会活動参加の機会が得られる。	要件を満たす障がい者	

変更後				
区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
6子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	(8) 過疎地域持続的発展特別事業 (高齢者・障害者福祉)	障害者福祉医療費給付事業 心身障がい者に対し、医療費の一部を助成する。 (事業の必要性) 保護者とその家族の経済的、精神的負担の軽減を図り、福祉の増進を図る。 (見込まれる効果) 医療費の負担を軽減することで、経済的な余裕が生まれ、健全な家庭環境がつけられる。	要件を満たす障がい者	当該施策の効果は将来に及ぶ
6子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	(8) 過疎地域持続的発展特別事業 (高齢者・障害者福祉)	障害者自立支援事業 障害者総合支援法により、障がいのある人に必要な様々なサービスを提供する。 (事業の必要性) 障がい者の社会参加の機会を確保するため、社会的障壁の除去を図る。 (見込まれる効果) 障がい者の日常生活・社会生活の支援を総合的かつ計画的に行うことができる。	要件を満たす障がい者	当該施策の効果は将来に及ぶ
7医療の確保	(3) 過疎地域持続的発展特別事業 (自治体病院)	長崎県病院企業団運営支援事業 長崎県島原病院の運営にかかる経費及び病床数に応じた病院企業団本部の運営経費を長崎県と島原市、雲仙市、南島原市で負担する。 (事業の必要性) 地域の中核病院である島原病院の医師確保と経営基盤の強化のため必要である。 (見込まれる効果) 小児科診療の再開、医師の確保など効果が出ており、地域の中核病院として必要な医師等の確保が期待できる。	長崎県、島原市、雲仙市、南島原市	当該施策の効果は将来に及ぶ
7医療の確保	(3) 過疎地域持続的発展特別事業 (その他)	人間ドック事業 生活習慣病に起因する疾病が増加する40歳以上の市民に対し、生活習慣病予防と疾病の早期発見、早期治療につなげるため、人間ドック、脳ドックを実施する。 (事業の必要性) 過疎地域である本市においては、健診医療機関が少ないため、市民が健康で安心して暮らせるよう人間ドック、脳ドックを推進する。 (見込まれる効果) 生活習慣病をはじめとする病気が異常を早期発見することで、市民の健康増進に寄与する。また、医療費の高騰を抑制する効果も期待できる。	市	当該施策の効果は将来に及ぶ
7医療の確保	(3) 過疎地域持続的発展特別事業 (その他)	病院群輪番制病院運営支援事業 島原半島3市の区域内にある二次救急医療機関である、地域内の病院群が共同連携して、輪番制方式により休日・夜間等における入院治療を必要とする重症救急患者の診療を受け入れる体制を確保するため運営に要する費用の一部を助成する。 (事業の必要性) 比較的軽症な患者の場合は、かかりつけの診療所など一次救急医療機関で対応が可能であるが、重症救急患者に対応するためには夜間、休日を問わず二次救急医療機関を確保する必要がある。 (見込まれる効果) 休日や夜間に、安心して救急医療を受けられるように、年間を通して輪番により交代でその体制を整えることで、医療の充実が図られ、安心して暮らせる環境が整備される。	病院群輪番制病院	当該施策の効果は将来に及ぶ
7医療の確保	(3) 過疎地域持続的発展特別事業 (その他)	救急医療対策在宅当番医制事業 島原市医師会に委託して、日曜、祝日、年末年始における一次救急患者の医療について、医療機関の当番制により外来診療を行う。 (事業の必要性) 休日や祝日に自力で受診可能な比較的軽症の場合は、まずはかかりつけの医療機関や当番医（一次救急医療機関）を受診する体制を確保する必要がある。 (見込まれる効果) 休日や祝日において、一次救急患者の受入れ体制を整えることで、安心して暮らせる環境が整備されるとともに、軽症の方が直接二次救急医療機関を受診することがなくなり、二次救急医療機関での重症の方への治療が円滑に行われることにつながる。	医師会	当該施策の効果は将来に及ぶ

変更前				
区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
6子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	(8) 過疎地域持続的発展特別事業 (高齢者・障害者福祉)	障害者福祉医療費給付事業 心身障がい者に対し、医療費の一部を助成する。 (事業の必要性) 保護者とその家族の経済的、精神的負担の軽減を図り、福祉の増進を図る。 (見込まれる効果) 医療費の負担を軽減することで、経済的な余裕が生まれ、健全な家庭環境がつけられる。	要件を満たす障がい者	
6子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	(8) 過疎地域持続的発展特別事業 (高齢者・障害者福祉)	障害者自立支援事業 障害者総合支援法により、障がいのある人に必要な様々なサービスを提供する。 (事業の必要性) 障がい者の社会参加の機会を確保するため、社会的障壁の除去を図る。 (見込まれる効果) 障がい者の日常生活・社会生活の支援を総合的かつ計画的に行うことができる。	要件を満たす障がい者	
7医療の確保	(3) 過疎地域持続的発展特別事業 (自治体病院)	長崎県病院企業団運営支援事業 長崎県島原病院の運営にかかる経費及び病床数に応じた病院企業団本部の運営経費を長崎県と島原市、雲仙市、南島原市で負担する。 (事業の必要性) 地域の中核病院である島原病院の医師確保と経営基盤の強化のため必要である。 (見込まれる効果) 小児科診療の再開、医師の確保など効果が出ており、地域の中核病院として必要な医師等の確保が期待できる。	長崎県、島原市、雲仙市、南島原市	
7医療の確保	(3) 過疎地域持続的発展特別事業 (その他)	人間ドック事業 生活習慣病に起因する疾病が増加する40歳以上の市民に対し、生活習慣病予防と疾病の早期発見、早期治療につなげるため、人間ドック、脳ドックを実施する。 (事業の必要性) 過疎地域である本市においては、健診医療機関が少ないため、市民が健康で安心して暮らせるよう人間ドック、脳ドックを推進する。 (見込まれる効果) 生活習慣病をはじめとする病気が異常を早期発見することで、市民の健康増進に寄与する。また、医療費の高騰を抑制する効果も期待できる。	市	
7医療の確保	(3) 過疎地域持続的発展特別事業 (その他)	病院群輪番制病院運営支援事業 島原半島3市の区域内にある二次救急医療機関である、地域内の病院群が共同連携して、輪番制方式により休日・夜間等における入院治療を必要とする重症救急患者の診療を受け入れる体制を確保するため運営に要する費用の一部を助成する。 (事業の必要性) 比較的軽症な患者の場合は、かかりつけの診療所など一次救急医療機関で対応が可能であるが、重症救急患者に対応するためには夜間、休日を問わず二次救急医療機関を確保する必要がある。 (見込まれる効果) 休日や夜間に、安心して救急医療を受けられるように、年間を通して輪番により交代でその体制を整えることで、医療の充実が図られ、安心して暮らせる環境が整備される。	病院群輪番制病院	
7医療の確保	(3) 過疎地域持続的発展特別事業 (その他)	救急医療対策在宅当番医制事業 島原市医師会に委託して、日曜、祝日、年末年始における一次救急患者の医療について、医療機関の当番制により外来診療を行う。 (事業の必要性) 休日や祝日に自力で受診可能な比較的軽症の場合は、まずはかかりつけの医療機関や当番医（一次救急医療機関）を受診する体制を確保する必要がある。 (見込まれる効果) 休日や祝日において、一次救急患者の受入れ体制を整えることで、安心して暮らせる環境が整備されるとともに、軽症の方が直接二次救急医療機関を受診することがなくなり、二次救急医療機関での重症の方への治療が円滑に行われることにつながる。	医師会	

変更後				
区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
7医療の確保	(3) 過疎地域持続的発展特別事業 (その他)	島原地域小児医療研究支援事業 長崎大学が開設する島原地域小児医療研究室で行われる研究に対して、長崎県と島原市、雲南市、南島原市で寄附を行う。 (事業の必要性) 県南医療圏は、県下で最も小児科の医師が少ない地域であり、小児科医の確保は重要である。 (見込まれる効果) 研究室が開設されたことに伴い島原病院の小児科診療が再開された。また、島原病院の小児科と、地域の小児医療の連携によって、より安定した小児医療体制が確保される。小児医療の研究が行われることにより県内の小児医療の向上が図られる。	長崎大学	当該施策の 効果は将来 に及ぶ
8教育の振興	(4) 過疎地域持続的発展特別事業 (幼児教育)	幼児ことばの教室設置事業 言葉に障害のある幼児に関する指導及び相談を行う。 (事業の必要性) 就学前の幼児の発達については、個人差が大きく、就学後の学習や生活に支障をきたし、支援が必要である。 (見込まれる効果) 幼児ことばの教室を利用することにより、障害の改善を図ることで、就学時の言葉の発達における個人差を少なくすることができる。	市	当該施策の 効果は将来 に及ぶ
8教育の振興	(4) 過疎地域持続的発展特別事業 (義務教育)	心の教室相談員事業 全中学校に「心の教室相談員」を配置し、生徒や保護者の悩みや不安を聞くなどの相談活動を実施する。 (事業の必要性) 現代の中学生を取り巻く環境が多様化し、悩みを抱える中学生が増加傾向にあるのは本市も例外ではない。その対応は重要である。 (見込まれる効果) 生徒が悩み等を気軽に話せ、ストレスを和らげることのできる第三者を生徒の身近に配置することによって、生徒が心のゆとりを持てるような環境を整える効果が期待される。	市	当該施策の 効果は将来 に及ぶ
8教育の振興	(4) 過疎地域持続的発展特別事業 (義務教育)	小中学校学力向上事業 児童生徒の学力向上のために、学力の検証軸としての市独自の学力テストの実施、その後のフォローアップとしての問題データベースの導入を維持する。 学力向上への取り組みについて成果を上げている先進地の視察をし、指導に活かす。 (事業の必要性) 本市児童生徒の全国学力・学習状況調査及び、県学力調査の結果が県平均を上回ってきており、成果が表れつつあるため、今後も継続する必要がある。 (見込まれる効果) 市独自の学力テストを行うことにより、学力の定着状況を把握・分析し、各学校における取り組みの充実・改善に役立てる。また、先進地視察において、本市の施策を見直し、効果的な取り組みを展開することで、児童生徒の学力向上につなげる。	市	当該施策の 効果は将来 に及ぶ
8教育の振興	(4) 過疎地域持続的発展特別事業 (義務教育)	教育委員会指定小学校研究校補助金 小学校教職員が授業研究や発表を通して、指導力の向上を図ることを目的とし、研修会の講師派遣費や資料購入、又は先進地視察等の補助を行う。 (事業の必要性) 島原市の子どもの教育効果を高めるため、教職員は、常に指導力向上に努めなければならない。 (見込まれる効果) 有効な資料の購入、先進地の視察研修や講師の招聘等によって効果は上がる。	各小学校 研究会	当該施策の 効果は将来 に及ぶ
8教育の振興	(4) 過疎地域持続的発展特別事業 (義務教育)	教育委員会指定中学校研究校補助金 中学校教職員が授業研究や発表を通して、指導力の向上を図ることを目的とし、研修会の講師派遣費や資料購入、又は先進地視察等の補助を行う。 (事業の必要性) 島原市の子どもの教育効果を高めるため、教職員は、常に指導力向上に努めなければならない。 (見込まれる効果) 有効な資料の購入、先進地の視察研修や講師の招聘等によって効果は上がる。	各中学校 研究会	当該施策の 効果は将来 に及ぶ

変更前				
区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
7医療の確保	(3) 過疎地域持続的発展特別事業 (その他)	島原地域小児医療研究支援事業 長崎大学が開設する島原地域小児医療研究室で行われる研究に対して、長崎県と島原市、雲南市、南島原市で寄附を行う。 (事業の必要性) 県南医療圏は、県下で最も小児科の医師が少ない地域であり、小児科医の確保は重要である。 (見込まれる効果) 研究室が開設されたことに伴い島原病院の小児科診療が再開された。また、島原病院の小児科と、地域の小児医療の連携によって、より安定した小児医療体制が確保される。小児医療の研究が行われることにより県内の小児医療の向上が図られる。	長崎大学	
8教育の振興	(4) 過疎地域持続的発展特別事業 (幼児教育)	幼児ことばの教室設置事業 言葉に障害のある幼児に関する指導及び相談を行う。 (事業の必要性) 就学前の幼児の発達については、個人差が大きく、就学後の学習や生活に支障をきたし、支援が必要である。 (見込まれる効果) 幼児ことばの教室を利用することにより、障害の改善を図ることで、就学時の言葉の発達における個人差を少なくすることができる。	市	
8教育の振興	(4) 過疎地域持続的発展特別事業 (義務教育)	心の教室相談員事業 全中学校に「心の教室相談員」を配置し、生徒や保護者の悩みや不安を聞くなどの相談活動を実施する。 (事業の必要性) 現代の中学生を取り巻く環境が多様化し、悩みを抱える中学生が増加傾向にあるのは本市も例外ではない。その対応は重要である。 (見込まれる効果) 生徒が悩み等を気軽に話せ、ストレスを和らげることのできる第三者を生徒の身近に配置することによって、生徒が心のゆとりを持てるような環境を整える効果が期待される。	市	
8教育の振興	(4) 過疎地域持続的発展特別事業 (義務教育)	小中学校学力向上事業 児童生徒の学力向上のために、学力の検証軸としての市独自の学力テストの実施、その後のフォローアップとしての問題データベースの導入を維持する。 学力向上への取り組みについて成果を上げている先進地の視察をし、指導に活かす。 (事業の必要性) 本市児童生徒の全国学力・学習状況調査及び、県学力調査の結果が県平均を上回ってきており、成果が表れつつあるため、今後も継続する必要がある。 (見込まれる効果) 市独自の学力テストを行うことにより、学力の定着状況を把握・分析し、各学校における取り組みの充実・改善に役立てる。また、先進地視察において、本市の施策を見直し、効果的な取り組みを展開することで、児童生徒の学力向上につなげる。	市	
8教育の振興	(4) 過疎地域持続的発展特別事業 (義務教育)	教育委員会指定小学校研究校補助金 小学校教職員が授業研究や発表を通して、指導力の向上を図ることを目的とし、研修会の講師派遣費や資料購入、又は先進地視察等の補助を行う。 (事業の必要性) 島原市の子どもの教育効果を高めるため、教職員は、常に指導力向上に努めなければならない。 (見込まれる効果) 有効な資料の購入、先進地の視察研修や講師の招聘等によって効果は上がる。	各小学校 研究会	
8教育の振興	(4) 過疎地域持続的発展特別事業 (義務教育)	教育委員会指定中学校研究校補助金 中学校教職員が授業研究や発表を通して、指導力の向上を図ることを目的とし、研修会の講師派遣費や資料購入、又は先進地視察等の補助を行う。 (事業の必要性) 島原市の子どもの教育効果を高めるため、教職員は、常に指導力向上に努めなければならない。 (見込まれる効果) 有効な資料の購入、先進地の視察研修や講師の招聘等によって効果は上がる。	各中学校 研究会	

変更後				
区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
8教育の振興	(4) 過疎地域持続的発展特別事業 (義務教育)	学校司書配置事業(小学校) 学校図書館の環境整備をさせたり、児童生徒や教職員に適切な情報提供を行ったりすることができる「学校司書」を配置する。 (事業の必要性) 読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、創造力を豊かなものにするなど、人生をより深く生きていくうえで欠くことのできないものである。 (見込まれる効果) 学校図書館が活性化され、児童生徒の読書活動の推進が図られる。	市	当該施策の効果は将来に及ぶ
8教育の振興	(4) 過疎地域持続的発展特別事業 (義務教育)	学校司書配置事業(中学校) 学校図書館の環境整備をさせたり、児童生徒や教職員に適切な情報提供を行ったりすることができる「学校司書」を配置する。 (事業の必要性) 読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、創造力を豊かなものにするなど、人生をより深く生きていくうえで欠くことのできないものである。 (見込まれる効果) 学校図書館が活性化され、児童生徒の読書活動の推進が図られる。	市	当該施策の効果は将来に及ぶ
8教育の振興	(4) 過疎地域持続的発展特別事業 (義務教育)	不登校児童生徒適応指導事業 学校に登校できない子どもを、2名の相談員が、適応指導教室で個別や小集団での相談・指導を行う。 (事業の必要性) 本市でも、児童生徒を取り巻く生活環境は多様化し、心理的又は情緒的理由により登校できない状況にある児童生徒の対応は重要である。 (見込まれる効果) 学校への復帰を目指し、集団生活に適応する力を育てる。	市	当該施策の効果は将来に及ぶ
8教育の振興	(4) 過疎地域持続的発展特別事業 (義務教育)	中学校総合体育大会九州・全国大会派遣支援事業 大会派遣費としての補助を行う。 (事業の必要性) 中学校総合体育大会九州・全国大会へ選手等を派遣するには、旅費、宿泊費、弁当代等の補助が必要である。 (見込まれる効果) 大会出場が可能となるほか、市及び県の代表として、その練習成果が発揮できるものである。また、保護者の負担も軽減できる。	市中学校 体育連盟	当該施策の効果は将来に及ぶ
8教育の振興	(4) 過疎地域持続的発展特別事業 (義務教育)	中学校部活動運営支援事業 市内中学校同部活動運営に対する補助を行う。 (事業の必要性) 各部活動の運営には、必要道具をそろえたり、大会参加費等が必要であり、保護者の負担の軽減も必要である。 (見込まれる効果) 部活動の発展に寄与し、生徒の体位・体力や情緒・文化的心情及び技術の向上並びに文化的資質の伸長に効果が期待される。	各中学校 部活動 振興会	当該施策の効果は将来に及ぶ
8教育の振興	(4) 過疎地域持続的発展特別事業 (義務教育)	中学校体育大会支援事業 市中学校体育大会の運営費や審判謝礼、移動の交通費等の補助を行う。 (事業の必要性) 中学生の一大イベントでもあり、県や九州、全国大会の予選を兼ねた本大会を実施するために必要である。 (見込まれる効果) 島原市の中学生が一堂に会することにより、子どもたち相互の親睦を図り、あわせて練習や大会を通して、体力の向上や各種競技の技術の向上を図ることを目的とした本大会の主旨に寄与する。	市中学校 体育連盟	当該施策の効果は将来に及ぶ
8教育の振興	(4) 過疎地域持続的発展特別事業 (義務教育)	長崎県中学校総合体育大会選手派遣支援事業 大会派遣費としての補助を行う。 (事業の必要性) 長崎県中学校総合体育大会へ選手等を派遣するには、旅費、宿泊費、弁当代等の補助が必要である。 (見込まれる効果) 大会出場が可能となるほか、市の代表として、その練習成果を十分に発揮できる。また、保護者の負担も軽減できる。	市中学校 体育連盟	当該施策の効果は将来に及ぶ

変更前				
区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
8教育の振興	(4) 過疎地域持続的発展特別事業 (義務教育)	学校司書配置事業(小学校) 学校図書館の環境整備をさせたり、児童生徒や教職員に適切な情報提供を行ったりすることができる「学校司書」を配置する。 (事業の必要性) 読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、創造力を豊かなものにするなど、人生をより深く生きていくうえで欠くことのできないものである。 (見込まれる効果) 学校図書館が活性化され、児童生徒の読書活動の推進が図られる。	市	
8教育の振興	(4) 過疎地域持続的発展特別事業 (義務教育)	学校司書配置事業(中学校) 学校図書館の環境整備をさせたり、児童生徒や教職員に適切な情報提供を行ったりすることができる「学校司書」を配置する。 (事業の必要性) 読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、創造力を豊かなものにするなど、人生をより深く生きていくうえで欠くことのできないものである。 (見込まれる効果) 学校図書館が活性化され、児童生徒の読書活動の推進が図られる。	市	
8教育の振興	(4) 過疎地域持続的発展特別事業 (義務教育)	不登校児童生徒適応指導事業 学校に登校できない子どもを、2名の相談員が、適応指導教室で個別や小集団での相談・指導を行う。 (事業の必要性) 本市でも、児童生徒を取り巻く生活環境は多様化し、心理的又は情緒的理由により登校できない状況にある児童生徒の対応は重要である。 (見込まれる効果) 学校への復帰を目指し、集団生活に適応する力を育てる。	市	
8教育の振興	(4) 過疎地域持続的発展特別事業 (義務教育)	中学校総合体育大会九州・全国大会派遣支援事業 大会派遣費としての補助を行う。 (事業の必要性) 中学校総合体育大会九州・全国大会へ選手等を派遣するには、旅費、宿泊費、弁当代等の補助が必要である。 (見込まれる効果) 大会出場が可能となるほか、市及び県の代表として、その練習成果が発揮できるものである。また、保護者の負担も軽減できる。	市中学校 体育連盟	
8教育の振興	(4) 過疎地域持続的発展特別事業 (義務教育)	中学校部活動運営支援事業 市内中学校同部活動運営に対する補助を行う。 (事業の必要性) 各部活動の運営には、必要道具をそろえたり、大会参加費等が必要であり、保護者の負担の軽減も必要である。 (見込まれる効果) 部活動の発展に寄与し、生徒の体位・体力や情緒・文化的心情及び技術の向上並びに文化的資質の伸長に効果が期待される。	各中学校 部活動 振興会	
8教育の振興	(4) 過疎地域持続的発展特別事業 (義務教育)	中学校体育大会支援事業 市中学校体育大会の運営費や審判謝礼、移動の交通費等の補助を行う。 (事業の必要性) 中学生の一大イベントでもあり、県や九州、全国大会の予選を兼ねた本大会を実施するために必要である。 (見込まれる効果) 島原市の中学生が一堂に会することにより、子どもたち相互の親睦を図り、あわせて練習や大会を通して、体力の向上や各種競技の技術の向上を図ることを目的とした本大会の主旨に寄与する。	市中学校 体育連盟	
8教育の振興	(4) 過疎地域持続的発展特別事業 (義務教育)	長崎県中学校総合体育大会選手派遣支援事業 大会派遣費としての補助を行う。 (事業の必要性) 長崎県中学校総合体育大会へ選手等を派遣するには、旅費、宿泊費、弁当代等の補助が必要である。 (見込まれる効果) 大会出場が可能となるほか、市の代表として、その練習成果を十分に発揮できる。また、保護者の負担も軽減できる。	市中学校 体育連盟	

変更後				
区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
8教育の振興	(4) 過疎地域持続的発展特別事業 (義務教育)	学校保健会運営支援事業 子どもたちの健康に関する調査・研究、それによって得た情報の提供、新たな問題への対策などを協議し、学校保健関係者の指導を受け、研究を行う。 (事業の必要性) 子どもたちが安心して健やかに育っていくためには、家庭はもちろんのこと、教育の場であり生活の場である学校が、常に子どもたちの身体に気を配り、時代に即した対応をしていく必要がある。 (見込まれる効果) 学校保健の向上発展が図られる。	市学校保健会	当該施策の効果が将来に及ぶ
8教育の振興	(4) 過疎地域持続的発展特別事業 (義務教育)	放課後子ども学習室 充実した放課後を過ごさせることを目的とし、自学の習慣を身につけさせるために、自主的・主体的に宿題などの学習活動の支援を行う。 (事業の必要性) 放課後の安全・安心の確保 (見込まれる効果) 放課後の居場所作り、学力向上	市	当該施策の効果が将来に及ぶ
8教育の振興	(4) 過疎地域持続的発展特別事業 (生涯学習・スポーツ)	社会教育関係団体等支援事業 地域の社会教育を担う団体等の活動を支援するため補助金を交付する。 (事業の必要性) 地域を支える団体の活動活性化、人材の育成 (見込まれる効果) 地域コミュニティの維持、生涯学習の推進	各団体	当該施策の効果が将来に及ぶ
8教育の振興	(4) 過疎地域持続的発展特別事業 (生涯学習・スポーツ)	読書活動推進事業 島原・有明両図書館の図書購入費 子ども読書活動の推進に係る研修会等開催経費 (事業の必要性) 市民に親しまれる図書館であるため、逐次新刊等を購入する。 子ども読書活動の発展 (見込まれる効果) 来館者に喜んで利用してもらおう。 子ども読書活動推進関係者の資質向上	市	当該施策の効果が将来に及ぶ
8教育の振興	(4) 過疎地域持続的発展特別事業 (生涯学習・スポーツ)	平成新山島原学生駅伝支援事業 平成新山島原学生駅伝は、選手・関係者等が県内外から来島され、島原の冬のスポーツイベントとして定着しているため、開催費補助金を交付する。 (事業の必要性) 九州学生駅伝大会を開催することにより、選手・スタッフ、応援団等の市内への宿泊・滞在により交流都市を目指し、市内の経済の活性化を図り、また、テレビ放映による島原の魅力を伝え、県内外へ「島原」をPRすることができる。 (見込まれる効果) 大会開催において、宿泊や島原ブランドの直接経済効果、観光PRなどの波及効果につながる。	実行委員会	当該施策の効果が将来に及ぶ
8教育の振興	(4) 過疎地域持続的発展特別事業 (生涯学習・スポーツ)	市民親睦各種大会事業 市民親睦各種大会を開催し、市民の心身の健康増進と親睦融和を図る。開催に必要な物品の購入及び大会審判へ謝礼金を支給する。 (事業の必要性) 生涯スポーツの普及発展に寄与することはもとより、参加する者の心身の健康増進と地域での親睦・融和を図ることを目的とする。 (見込まれる効果) 地域のスポーツ振興や競技人口の拡大、競技力の向上及び市民の健康保持増進と親睦融和を目指す。	市	当該施策の効果が将来に及ぶ
8教育の振興	(4) 過疎地域持続的発展特別事業 (生涯学習・スポーツ)	地区別各種大会支援事業 各地区の体育行事を推進し市民相互の親睦融和を目的として、その事業に対して補助金を交付する。 (事業の必要性) 各地区において地域の繋がりが薄れてきている中、スポーツ行事を通して市民相互の親睦融和を図る。 (見込まれる効果) 地域間交流の一助として親睦を深めることに貢献している。	団体	当該施策の効果が将来に及ぶ

変更前				
区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
8教育の振興	(4) 過疎地域持続的発展特別事業 (義務教育)	学校保健会運営支援事業 子どもたちの健康に関する調査・研究、それによって得た情報の提供、新たな問題への対策などを協議し、学校保健関係者の指導を受け、研究を行う。 (事業の必要性) 子どもたちが安心して健やかに育っていくためには、家庭はもちろんのこと、教育の場であり生活の場である学校が、常に子どもたちの身体に気を配り、時代に即した対応をしていく必要がある。 (見込まれる効果) 学校保健の向上発展が図られる。	市学校保健会	
8教育の振興	(4) 過疎地域持続的発展特別事業 (義務教育)	放課後子ども学習室 充実した放課後を過ごさせることを目的とし、自学の習慣を身につけさせるために、自主的・主体的に宿題などの学習活動の支援を行う。 (事業の必要性) 放課後の安全・安心の確保 (見込まれる効果) 放課後の居場所作り、学力向上	市	
8教育の振興	(4) 過疎地域持続的発展特別事業 (生涯学習・スポーツ)	社会教育関係団体等支援事業 地域の社会教育を担う団体等の活動を支援するため補助金を交付する。 (事業の必要性) 地域を支える団体の活動活性化、人材の育成 (見込まれる効果) 地域コミュニティの維持、生涯学習の推進	各団体	
8教育の振興	(4) 過疎地域持続的発展特別事業 (生涯学習・スポーツ)	読書活動推進事業 島原・有明両図書館の図書購入費 子ども読書活動の推進に係る研修会等開催経費 (事業の必要性) 市民に親しまれる図書館であるため、逐次新刊等を購入する。 子ども読書活動の発展 (見込まれる効果) 来館者に喜んで利用してもらおう。 子ども読書活動推進関係者の資質向上	市	
8教育の振興	(4) 過疎地域持続的発展特別事業 (生涯学習・スポーツ)	平成新山島原学生駅伝支援事業 平成新山島原学生駅伝は、選手・関係者等が県内外から来島され、島原の冬のスポーツイベントとして定着しているため、開催費補助金を交付する。 (事業の必要性) 九州学生駅伝大会を開催することにより、選手・スタッフ、応援団等の市内への宿泊・滞在により交流都市を目指し、市内の経済の活性化を図り、また、テレビ放映による島原の魅力を伝え、県内外へ「島原」をPRすることができる。 (見込まれる効果) 大会開催において、宿泊や島原ブランドの直接経済効果、九州一円でのテレビ放映による観光PRなどの波及効果につながる。	実行委員会	
8教育の振興	(4) 過疎地域持続的発展特別事業 (生涯学習・スポーツ)	市民親睦各種大会事業 市民親睦各種大会を開催し、市民の心身の健康増進と親睦融和を図る。開催に必要な物品の購入及び大会審判へ謝礼金を支給する。 (事業の必要性) 生涯スポーツの普及発展に寄与することはもとより、参加する者の心身の健康増進と地域での親睦・融和を図ることを目的とする。 (見込まれる効果) 地域のスポーツ振興や競技人口の拡大、競技力の向上及び市民の健康保持増進と親睦融和を目指す。	市	
8教育の振興	(4) 過疎地域持続的発展特別事業 (生涯学習・スポーツ)	地区別各種大会支援事業 各地区の体育行事を推進し市民相互の親睦融和を目的として、その事業に対して補助金を交付する。 (事業の必要性) 各地区において地域の繋がりが薄れてきている中、スポーツ行事を通して市民相互の親睦融和を図る。 (見込まれる効果) 地域間交流の一助として親睦を深めることに貢献している。	団体	

変更後				
区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
8教育の振興	(4) 過疎地域持続的発展特別事業 (生涯学習・スポーツ)	郡市対抗県下一周駅伝大会支援事業 長崎県選手の競技力の向上を目的とする本大会の運営費補助として補助金を交付する。 (事業の必要性) 県の陸上競技大会の一大イベントであり、各地区の選手が、その代表として健脚を競うことでスポーツの振興を図る。 (見込まれる効果) 各世代の出場枠があり、かつて全国大会や箱根駅伝に出場した選手や、島原学生駅伝を走っている学生選手、これらの長崎県の陸上会を担っていく小中高生たちが、襷をつなぎ県下を走り抜ける姿を応援することで地域を元気にする。	長崎新聞社	当該施策の 効果は将来 に及ぶ
8教育の振興	(4) 過疎地域持続的発展特別事業 (生涯学習・スポーツ)	郡市対抗県下一周駅伝大会島原半島チーム支援事業 島原半島3市から選手が集結し、各市等からの補助を受け選手強化や派遣を目的とするため補助金を交付する。 (事業の必要性) 県下一周駅伝島原半島チームにおいては、島原半島3市から選手が集結し、各市等からの補助を受け選手強化や、県下一周駅伝大会時の選手の派遣費の一部に充てられる。 (見込まれる効果) 選手の強化、育成及び小学生から一般まで、一緒に練習することにより指導を受けたり、今後の選手生活の糧となる。	団体	当該施策の 効果は将来 に及ぶ
8教育の振興	(4) 過疎地域持続的発展特別事業 (生涯学習・スポーツ)	島原半島地区対抗駅伝競走大会支援事業 本大会実行委員会は、島原市・雲仙市・南島原市の各体育協会及び3市の各陸上競技協会をもって構成される。また、本大会は、県下一周駅伝大会の選考会の位置づけとなっており、また、島原半島の選手強化及び育成を図ることを目的とする本大会に補助金を交付する。 (事業の必要性) 島原半島3市から選手が集結し、陸上競技の発展および普及を図るとともに、市民の体位および体力の向上とスポーツの発展、陸上競技をとおした健康の増進および競技人口の拡大、長距離選手の発掘に寄与する。 (見込まれる効果) 選手の強化、育成及び小学生から一般まで、一緒に練習することにより指導を受けたり、今後の選手生活の糧となる。	実行委員会	当該施策の 効果は将来 に及ぶ
8教育の振興	(4) 過疎地域持続的発展特別事業 (生涯学習・スポーツ)	島原市長杯少年・少女サッカーフェスティバル支援事業 九州管内の少年・少女サッカーチームを招き、将来を担う少年・少女サッカー選手の親善・交流及び競技力の向上を図り、あわせて、心身ともに健全な少年・少女の育成を目的とするため、補助金を交付する。 (事業の必要性) 九州内から選手、保護者が市内に宿泊し3日間の大会を行うことで経済効果とともに、子どもたちの交流、競技力の向上、健全育成を図る。 (見込まれる効果) 選手、保護者が滞在することによる経済効果、子どもたちの交流、併せて指導者たちの情報交換の場となっている。	市	当該施策の 効果は将来 に及ぶ
8教育の振興	(4) 過疎地域持続的発展特別事業 (生涯学習・スポーツ)	全国・九州大会等選手派遣支援事業 市民のスポーツ競技力向上、普及発展のため、全国・九州大会等へ出場する者へ派遣費を補助する。 (事業の必要性) より多くの市民が全国大会等へ出場できる機会を増やす。 (見込まれる効果) 全国・九州大会等に出場することにより、全国のレベルや雰囲気を感じ、経験することにより今後の活動に良い影響を与える。	個人、団体	当該施策の 効果は将来 に及ぶ

変更前				
区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
8教育の振興	(4) 過疎地域持続的発展特別事業 (生涯学習・スポーツ)	郡市対抗県下一周駅伝大会支援事業 長崎県選手の競技力の向上を目的とする本大会の運営費補助として補助金を交付する。 (事業の必要性) 県の陸上競技大会の一大イベントであり、各地区の選手が、その代表として健脚を競うことでスポーツの振興を図る。 (見込まれる効果) 各世代の出場枠があり、かつて全国大会や箱根駅伝に出場した選手や、島原学生駅伝を走っている学生選手、これらの長崎県の陸上会を担っていく小中高生たちが、襷をつなぎ県下を走り抜ける姿を応援することで地域を元気にする。	長崎新聞社	
8教育の振興	(4) 過疎地域持続的発展特別事業 (生涯学習・スポーツ)	郡市対抗県下一周駅伝大会島原半島チーム支援事業 島原半島3市から選手が集結し、各市等からの補助を受け選手強化や派遣を目的とするため補助金を交付する。 (事業の必要性) 県下一周駅伝島原半島チームにおいては、島原半島3市から選手が集結し、各市等からの補助を受け選手強化や、県下一周駅伝大会時の選手の派遣費の一部に充てられる。 (見込まれる効果) 選手の強化、育成及び小学生から一般まで、一緒に練習することにより指導を受けたり、今後の選手生活の糧となる。	団体	
8教育の振興	(4) 過疎地域持続的発展特別事業 (生涯学習・スポーツ)	島原半島地区対抗駅伝競走大会支援事業 本大会実行委員会は、島原市・雲仙市・南島原市の各体育協会及び3市の各陸上競技協会をもって構成される。また、本大会は、県下一周駅伝大会の選考会の位置づけとなっており、また、島原半島の選手強化及び育成を図ることを目的とする本大会に補助金を交付する。 (事業の必要性) 島原半島3市から選手が集結し、陸上競技の発展および普及を図るとともに、市民の体位および体力の向上とスポーツの発展、陸上競技をとおした健康の増進および競技人口の拡大、長距離選手の発掘に寄与する。 (見込まれる効果) 選手の強化、育成及び小学生から一般まで、一緒に練習することにより指導を受けたり、今後の選手生活の糧となる。	実行委員会	
8教育の振興	(4) 過疎地域持続的発展特別事業 (生涯学習・スポーツ)	島原市長杯少年・少女サッカーフェスティバル支援事業 九州管内の少年・少女サッカーチームを招き、将来を担う少年・少女サッカー選手の親善・交流及び競技力の向上を図り、あわせて、心身ともに健全な少年・少女の育成を目的とするため、補助金を交付する。 (事業の必要性) 九州内から選手、保護者が市内に宿泊し3日間の大会を行うことで経済効果とともに、子どもたちの交流、競技力の向上、健全育成を図る。 (見込まれる効果) 選手、保護者が滞在することによる経済効果、子どもたちの交流、併せて指導者たちの情報交換の場となっている。	市	
8教育の振興	(4) 過疎地域持続的発展特別事業 (生涯学習・スポーツ)	全国・九州大会等選手派遣支援事業 市民のスポーツ競技力向上、普及発展のため、全国・九州大会等へ出場する者へ派遣費を補助する。 (事業の必要性) より多くの市民が全国大会等へ出場できる機会を増やす。 (見込まれる効果) 全国・九州大会等に出場することにより、全国のレベルや雰囲気を感じ、経験することにより今後の活動に良い影響を与える。	個人、団体	

変更後				
区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
8教育の振興	(4) 過疎地域持続的発展特別事業 (生涯学習・スポーツ)	島原市スポーツ少年団運営支援事業 スポーツ少年団の指導に関する事項を協議し、指導者の資質を高め、指導力の向上を図りよってスポーツ少年団活動の振興に寄与するため補助金を交付する。 (事業の必要性) スポーツ少年団活動の普及と育成及び活動の活性化に寄与するものである。 (見込まれる効果) 指導者の資質・指導力の向上と団員の身心の健全な育成につながる。	スポーツ少年団	当該施策の効果は将来に及ぶ
8教育の振興	(4) 過疎地域持続的発展特別事業 (生涯学習・スポーツ)	島原市スポーツ推進委員協議会運営支援事業 本会は、本市のスポーツ推進委員相互の連絡を密にし、その活動の活性化を図ることにより、スポーツ推進委員の機能を助長し、本市スポーツの推進に寄与することを目的とするため補助金を交付する。 (事業の必要性) スポーツ推進委員は、各地区のイベント等に参加し、スポーツの推進に大いに寄与するものである。 (見込まれる効果) 各地区や市のスポーツ大会において、指導・助言、運営等を行いスポーツを通しての市を活気づける。	協議会	当該施策の効果は将来に及ぶ
8教育の振興	(4) 過疎地域持続的発展特別事業 (生涯学習・スポーツ)	島原市スポーツ協会運営支援事業 本会は、スポーツを振興して市民体力の向上を図りスポーツ精神を養うことを目的とするため補助金を交付する。 (事業の必要性) 健康で豊かな暮らしの実現を目指し、体育協会所属の各競技団体において開催されるスポーツ大会や教室を開催し生涯スポーツの推進、競技力向上を図る。 (見込まれる効果) 生涯スポーツの推進を行い、親睦融和を図るとともに、スポーツを通して地域に活力を与える。	協会	当該施策の効果は将来に及ぶ
8教育の振興	(4) 過疎地域持続的発展特別事業 (生涯学習・スポーツ)	長崎県民体育大会役員選手派遣事業 市民へスポーツの推進・発展・普及を図るため、長崎県民体育大会へ出場する役員選手派遣費を補助する。 (事業の必要性) 島原市の代表として、県民体育大会に出場することを目的とすることによりスポーツの推進と普及発展が図られる。 (見込まれる効果) 市民の競技力の向上、健康の促進、地域の活性化が図られる。	団体	当該施策の効果は将来に及ぶ
8教育の振興	(4) 過疎地域持続的発展特別事業 (生涯学習・スポーツ)	島原市民体育祭運営支援事業 各地区対抗の大運動会及び各種競技の大会を開催し、その運営費に補助金を交付する。 (事業の必要性) 広く市民各層の体育・スポーツの普及発展と競技力の向上を図り、あわせて市民相互の親睦融和を深め、明るく健全な郷土島原の発展にを目的とする。 (見込まれる効果) 市民各層の体育・スポーツの普及発展と競技力の向上、及び市民相互の親睦融和と明るく健全な郷土島原の発展が見込まれる。	団体	当該施策の効果は将来に及ぶ
8教育の振興	(4) 過疎地域持続的発展特別事業 (生涯学習・スポーツ)	国民体育大会役員選手派遣事業 市民のスポーツ競技力向上、普及発展のため、国民体育大会へ出場する役員選手の派遣を補助する。 (事業の必要性) 団体出場選手へ激励と、さらなる競技力の向上と普及発展が図られる。 (見込まれる効果) 団体選手の活躍により、地域に活気を与えスポーツに関心をもち振興を図る。	個人、団体	当該施策の効果は将来に及ぶ

変更前				
区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
8教育の振興	(4) 過疎地域持続的発展特別事業 (生涯学習・スポーツ)	島原市スポーツ少年団運営支援事業 スポーツ少年団の指導に関する事項を協議し、指導者の資質を高め、指導力の向上を図りよってスポーツ少年団活動の振興に寄与するため補助金を交付する。 (事業の必要性) スポーツ少年団活動の普及と育成及び活動の活性化に寄与するものである。 (見込まれる効果) 指導者の資質・指導力の向上と団員の身心の健全な育成につながる。	スポーツ少年団	
8教育の振興	(4) 過疎地域持続的発展特別事業 (生涯学習・スポーツ)	島原市スポーツ推進委員協議会運営支援事業 本会は、本市のスポーツ推進委員相互の連絡を密にし、その活動の活性化を図ることにより、スポーツ推進委員の機能を助長し、本市スポーツの推進に寄与することを目的とするため補助金を交付する。 (事業の必要性) スポーツ推進委員は、各地区のイベント等に参加し、スポーツの推進に大いに寄与するものである。 (見込まれる効果) 各地区や市のスポーツ大会において、指導・助言、運営等を行いスポーツを通しての市を活気づける。	協議会	
8教育の振興	(4) 過疎地域持続的発展特別事業 (生涯学習・スポーツ)	島原市スポーツ協会運営支援事業 本会は、スポーツを振興して市民体力の向上を図りスポーツ精神を養うことを目的とするため補助金を交付する。 (事業の必要性) 健康で豊かな暮らしの実現を目指し、体育協会所属の各競技団体において開催されるスポーツ大会や教室を開催し生涯スポーツの推進、競技力向上を図る。 (見込まれる効果) 生涯スポーツの推進を行い、親睦融和を図るとともに、スポーツを通して地域に活力を与える。	協会	
8教育の振興	(4) 過疎地域持続的発展特別事業 (生涯学習・スポーツ)	長崎県民体育大会役員選手派遣事業 市民へスポーツの推進・発展・普及を図るため、長崎県民体育大会へ出場する役員選手派遣費を補助する。 (事業の必要性) 島原市の代表として、県民体育大会に出場することを目的とすることによりスポーツの推進と普及発展が図られる。 (見込まれる効果) 市民の競技力の向上、健康の促進、地域の活性化が図られる。	団体	
8教育の振興	(4) 過疎地域持続的発展特別事業 (生涯学習・スポーツ)	島原市民体育祭運営支援事業 各地区対抗の大運動会及び各種競技の大会を開催し、その運営費に補助金を交付する。 (事業の必要性) 広く市民各層の体育・スポーツの普及発展と競技力の向上を図り、あわせて市民相互の親睦融和を深め、明るく健全な郷土島原の発展にを目的とする。 (見込まれる効果) 市民各層の体育・スポーツの普及発展と競技力の向上、及び市民相互の親睦融和と明るく健全な郷土島原の発展が見込まれる。	団体	
8教育の振興	(4) 過疎地域持続的発展特別事業 (生涯学習・スポーツ)	国民体育大会役員選手派遣事業 市民のスポーツ競技力向上、普及発展のため、国民体育大会へ出場する役員選手の派遣を補助する。 (事業の必要性) 団体出場選手へ激励と、さらなる競技力の向上と普及発展が図られる。 (見込まれる効果) 団体選手の活躍により、地域に活気を与えスポーツに関心をもち振興を図る。	個人、団体	

変更後				
区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
8教育の振興	(4) 過疎地域持続的発展特別事業 (生涯学習・スポーツ)	日独スポーツ少年団同時交流受け入れ事業 (事業の必要性) 日本・ドイツ両国の青少年、指導者が相互交流により友好と親善を深め、国際的能力を高めるとともに、青少年のスポーツの発展に寄与する。 (見込まれる効果) ドイツとの相互交流により、人的・経済的・文化的な相互理解を深め、スポーツの発展につながる。	団体	当該施策の 効果は将来 に及ぶ
9集落の整備	(2) 過疎地域持続的発展特別事業 (集落整備)	町内会・自治会等運営支援事業 町内会・自治会、連絡協議会及び連合会の活性化を図ることを目的に補助金を交付する。 (事業の必要性) 地域活動の中心となる町内会・自治会の役割は重要であり、町内会・自治会の維持、活性化を図り、住民と行政による協働・協力の取り組みを推進し、活発なコミュニティ活動を促すために支援を行う必要がある。 (見込まれる効果) 自治組織の充実により、地域コミュニティや地域活動の維持・活性化に繋がる。	町内会、 自治会等	当該施策の 効果は将来 に及ぶ
9集落の整備	(2) 過疎地域持続的発展特別事業 (集落整備)	時代に合った 地域コミュニティ組織づくり事業 地域で活動する様々な団体による 時代に合った 地域コミュニティ組織づくりに向けた支援事業を実施する。 (事業の必要性) 現在の地域コミュニティの活動は、町内会・自治会を中心とする組織で形成されているが、加入率の低下や地域コミュニティの希薄化による活動低下の傾向にある。現在の在り方を見直し、地域の活性化を図るためには必要である。 (見込まれる効果) 地域で活動する様々な団体で構成する 時代に合った 地域コミュニティづくりを地域住民と行政が協働で行うことで、地域コミュニティの活性化が図られるとともに、住民が主役のまちづくりを進められる。	市、協議会	当該施策の 効果は将来 に及ぶ
9集落の整備	(2) 過疎地域持続的発展特別事業 (集落整備)	地域おこし協力隊推進事業 地域おこし協力隊とは、地方自治体が、都市部の人材を新たな担い手として受け入れ、地域力の充実・強化を図る目的で創設された国の事業。 (事業の必要性) 人口減少や高齢化等により地域力の低下が問題視されている中、都市部の人材を新たな担い手として受け入れ、地域力の充実・強化を図る必要がある。 (見込まれる効果) 都市部人材の定住・定着、地域活性化が図られる。	市	当該施策の 効果は将来 に及ぶ
10地域文化の振興等	(2) 過疎地域持続的発展特別事業 (地域文化振興)	文化財等保存整備事業 遺跡地内での開発に対応し発掘調査を実施するほか島原城石垣調査を行う (事業の必要性) 遺跡地内での事前調査は文化財保護法に規定されている。 (見込まれる効果) 地域の歴史や文化を見直すことによる住民意識と文化の向上	市	当該施策の 効果は将来 に及ぶ
10地域文化の振興等	(2) 過疎地域持続的発展特別事業 (地域文化振興)	文化団体等支援事業 地域の芸術や伝統文化を担う団体等の活動を支援するため補助金を交付する。 (事業の必要性) 文化の継承、人材の育成 (見込まれる効果) 文化による精神の充足と文化の向上	各団体	当該施策の 効果は将来 に及ぶ
10地域文化の振興等	(2) 過疎地域持続的発展特別事業 (地域文化振興)	文化振興事業 自主文化事業、音楽祭、美術展、文化講演会等の実施 (事業の必要性) 文化に触れ、文化を体験し、学び、継承する。 (見込まれる効果) 文化による精神の充足と文化の向上	市	当該施策の 効果は将来 に及ぶ

変更前				
区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
8教育の振興	(4) 過疎地域持続的発展特別事業 (生涯学習・スポーツ)	日独スポーツ少年団同時交流受け入れ事業 (事業の必要性) 日本・ドイツ両国の青少年、指導者が相互交流により友好と親善を深め、国際的能力を高めるとともに、青少年のスポーツの発展に寄与する。 (見込まれる効果) ドイツとの相互交流により、人的・経済的・文化的な相互理解を深め、スポーツの発展につながる。	団体	
9集落の整備	(2) 過疎地域持続的発展特別事業 (集落整備)	町内会・自治会等運営支援事業 町内会・自治会、連絡協議会及び連合会の活性化を図ることを目的に補助金を交付する。 (事業の必要性) 地域活動の中心となる町内会・自治会の役割は重要であり、町内会・自治会の維持、活性化を図り、住民と行政による協働・協力の取り組みを推進し、活発なコミュニティ活動を促すために支援を行う必要がある。 (見込まれる効果) 自治組織の充実により、地域コミュニティや地域活動の維持・活性化に繋がる。	町内会、 自治会等	
9集落の整備	(2) 過疎地域持続的発展特別事業 (集落整備)	新しい 地域コミュニティ組織づくり事業 地域で活動する様々な団体による 新しい 地域コミュニティ組織づくりに向けた支援事業を実施する。 (事業の必要性) 現在の地域コミュニティの活動は、町内会・自治会を中心とする組織で形成されているが、加入率の低下や地域コミュニティの希薄化による活動低下の傾向にある。現在の在り方を見直し、地域の活性化を図るためには必要である。 (見込まれる効果) 地域で活動する様々な団体で構成する 新しい 地域コミュニティづくりを地域住民と行政が協働で行うことで、地域コミュニティの活性化が図られるとともに、住民が主役のまちづくりを進められる。	市、協議会	
9集落の整備	(2) 過疎地域持続的発展特別事業 (集落整備)	地域おこし協力隊推進事業 地域おこし協力隊とは、地方自治体が、都市部の人材を新たな担い手として受け入れ、地域力の充実・強化を図る目的で創設された国の事業。 (事業の必要性) 人口減少や高齢化等により地域力の低下が問題視されている中、都市部の人材を新たな担い手として受け入れ、地域力の充実・強化を図る必要がある。 (見込まれる効果) 都市部人材の定住・定着、地域活性化が図られる。	市	
10地域文化の振興等	(2) 過疎地域持続的発展特別事業 (地域文化振興)	文化財等保存整備事業 遺跡地内での開発に対応し発掘調査を実施するほか島原城石垣調査を行う (事業の必要性) 遺跡地内での事前調査は文化財保護法に規定されている。 (見込まれる効果) 地域の歴史や文化を見直すことによる住民意識と文化の向上	市	
10地域文化の振興等	(2) 過疎地域持続的発展特別事業 (地域文化振興)	文化団体等支援事業 地域の芸術や伝統文化を担う団体等の活動を支援するため補助金を交付する。 (事業の必要性) 文化の継承、人材の育成 (見込まれる効果) 文化による精神の充足と文化の向上	各団体	
10地域文化の振興等	(2) 過疎地域持続的発展特別事業 (地域文化振興)	文化振興事業 自主文化事業、音楽祭、美術展、文化講演会等の実施 (事業の必要性) 文化に触れ、文化を体験し、学び、継承する。 (見込まれる効果) 文化による精神の充足と文化の向上	市	

変更後				
区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
10地域文化の振興等	(2) 過疎地域持続的発展特別事業 (地域文化振興)	文化財保護事業 肥前島原松平文庫をはじめ、市内の指定文化財の維持管理(事業の必要性) 文化財を適切に後世に継承する(見込まれる効果) 地域の歴史や文化を見直すことによる住民意識と文化の向上	市	当該施策の効果は将来に及ぶ
10地域文化の振興等	(2) 過疎地域持続的発展特別事業 (地域文化振興)	島原市文化財保存活用地域計画作成事業 文化財保存活用地域計画は、県が策定する文化財保存活用大綱(長崎県は令和3年度策定予定)を勘案し、島原市が文化財の保存・活用について、目指す目標や中長期的に取り組む具体的な内容を記載した、基本的な行動計画(アクションプラン)の作成(事業の必要性) 島原市の文化財の中長期的な保存・活用の計画が必要(見込まれる効果) 計画を作成することで、文化財の適正な保存・活用が図られる	市	当該施策の効果は将来に及ぶ
10地域文化の振興等	(2) 過疎地域持続的発展特別事業 (地域文化振興)	伝統的建造物選定事業 鉄砲町並みの伝統的建造物群選定を図る(事業の必要性) 失われつつある街なみの保存(見込まれる効果) 往時の面影を残す町並みを後世に伝える	市	当該施策の効果は将来に及ぶ
12その他地域の持続的発展に関し必要な事項		結婚新生活支援事業 婚姻に伴う経済的不安を軽減することにより、地域における少子化対策の強化に資するため、新婚世帯に対し補助金の交付を行うもの。(事業の必要性) 結婚に踏み切れない主な要因が経済的理由であることから、新婚世帯に対し、結婚に伴う新生活のスタートアップに係るコストを支援することが必要である。(見込まれる効果) 少子化の解消、人口減少の抑制につながる。	市	当該施策の効果は将来に及ぶ
12その他地域の持続的発展に関し必要な事項		3世代ファミリー応援事業 3世代家族となるための家屋の改修費等の一部を支援する。(事業の必要性) 国勢調査によると、3世代家族は核家族に比べ子供の人数が多いとの結果が出ている。そういった3世代家族の形成を推進するため必要である。(見込まれる効果) 3世代家族を形成することにより家族の絆の再生や子育ての負担軽減が図られ、出生数の増加が図られる。	市	当該施策の効果は将来に及ぶ
12その他地域の持続的発展に関し必要な事項		ふるさと創生小西紀行プロジェクト 島原市出身の漫画家小西紀行先生の協力を得て作成した、島原ふるさと創生キャラクター島原守護神「しまばらん」を活用し、島原ふるさと創生に向けた市全体の機運の醸成と地域の活性化を図る。(事業の必要性) 人口減少に歯止めをかけるため、市民をはじめ市が一体となって地方創生に向けた機運の醸成が必要となる。(見込まれる効果) キャラクターを活用することにより、地域が自主的に行動することにつながり、地域活性化が図られる。	市	当該施策の効果は将来に及ぶ

変更前				
区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
10地域文化の振興等	(2) 過疎地域持続的発展特別事業 (地域文化振興)	文化財保護事業 肥前島原松平文庫をはじめ、市内の指定文化財の維持管理(事業の必要性) 文化財を適切に後世に継承する(見込まれる効果) 地域の歴史や文化を見直すことによる住民意識と文化の向上	市	
10地域文化の振興等	(2) 過疎地域持続的発展特別事業 (地域文化振興)	島原市文化財保存活用地域計画作成事業 文化財保存活用地域計画は、県が策定する文化財保存活用大綱(長崎県は令和3年度策定予定)を勘案し、島原市が文化財の保存・活用について、目指す目標や中長期的に取り組む具体的な内容を記載した、基本的な行動計画(アクションプラン)の作成(事業の必要性) 島原市の文化財の中長期的な保存・活用の計画が必要(見込まれる効果) 計画を作成することで、文化財の適正な保存・活用が図られる	市	
10地域文化の振興等	(2) 過疎地域持続的発展特別事業 (地域文化振興)	伝統的建造物選定事業 鉄砲町並みの伝統的建造物群選定を図る(事業の必要性) 失われつつある街なみの保存(見込まれる効果) 往時の面影を残す町並みを後世に伝える	市	
12その他地域の持続的発展に関し必要な事項		結婚新生活支援事業 婚姻に伴う経済的不安を軽減することにより、地域における少子化対策の強化に資するため、新婚世帯に対し補助金の交付を行うもの。(事業の必要性) 結婚に踏み切れない主な要因が経済的理由であることから、新婚世帯に対し、結婚に伴う新生活のスタートアップに係るコストを支援することが必要である。(見込まれる効果) 少子化の解消、人口減少の抑制につながる。	市	
12その他地域の持続的発展に関し必要な事項		3世代ファミリー応援事業 3世代家族となるための家屋の改修費等の一部を支援する。(事業の必要性) 国勢調査によると、3世代家族は核家族に比べ子供の人数が多いとの結果が出ている。そういった3世代家族の形成を推進するため必要である。(見込まれる効果) 3世代家族を形成することにより家族の絆の再生や子育ての負担軽減が図られ、出生数の増加が図られる。	市	
12その他地域の持続的発展に関し必要な事項		ふるさと創生小西紀行プロジェクト 島原市出身の漫画家小西紀行先生の協力を得て作成した、島原ふるさと創生キャラクター島原守護神「しまばらん」を活用し、島原ふるさと創生に向けた市全体の機運の醸成と地域の活性化を図る。(事業の必要性) 人口減少に歯止めをかけるため、市民をはじめ市が一体となって地方創生に向けた機運の醸成が必要となる。(見込まれる効果) キャラクターを活用することにより、地域が自主的に行動することにつながり、地域活性化が図られる。	市	